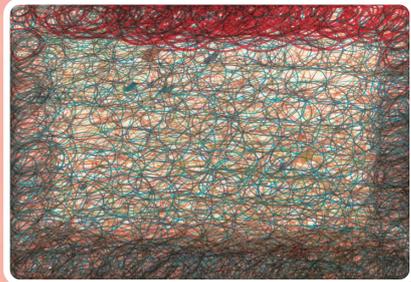
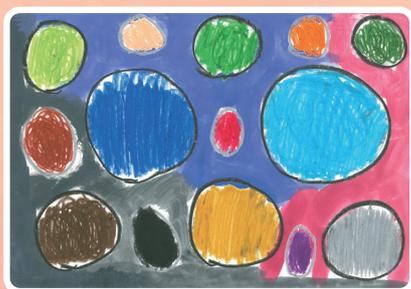


ともに生き、ともに支え合う地域づくり

第8次 八潮市障がい者行動計画 第7期 八潮市障がい福祉計画



令和6年3月

八潮市

ご あ い き つ

本市では、障がいのある方もない方も誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して自分らしく暮らせるよう、「第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画」に基づき、障がい者福祉の推進に取り組んでまいりました。



この間、国では、障害者総合支援法、障害者雇用促進法、障害者差別解消法などの改正等がされ、障がいのある方の地域生活や多様な就労ニーズに対する支援、民間事業者による合理的配慮の提供義務化など、障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、生活と就労に対する支援の充実や医療的ケア児支援など多様なニーズにきめ細かく対応するための施策を推進しています。

さらに、障がいの重度化や障がい者の高齢化が進む中、親亡き後の地域生活への移行支援や一般就労への移行促進、障がい児に対する専門的で質の高い支援体制の構築など、社会の変化に伴う様々な支援が求められています。

こうした国の施策や障がい者（児）を取り巻く環境の変化などを踏まえ、一層の障がい福祉サービスの質の確保・向上を図るため、このたび、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画」を策定いたしました。

本市でのまちづくりの基本理念である「共生・協働」「安全・安心」そして「ひと・暮らし・まちが健やかで元気な先端『健康』都市」に基づき、障がいのある方やご家族が、いきいきと暮らせる「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見をいただきました八潮市自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やグループインタビュー、パブリックコメントなど、計画策定にご協力いただきました関係各位並びに市民の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えをお願い申し上げます。

令和6年3月

八潮市長 大山 忍

目次

第1章 計画策定に当たって	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の対象（「障がい者」の範囲）	5
第5節 制度改革等の社会の動向	6
第6節 計画の策定体制	8
第2章 障がいのある人を取りまく現状	
第1節 人口・世帯	11
第2節 障害者手帳等の所持者数	13
第3節 アンケート調査・グループインタビュー結果概要	17
第4節 現状からみた八潮市の課題	42
第3章 計画の基本的な考え方	
第1節 基本方針	45
第2節 基本目標	47
第3節 計画の体系	49
第4節 本計画におけるSDGsの取組	50
第4章 主要施策	
基本目標1. 自立した地域生活の維持及び継続	53
基本目標2. 社会参加を進めるための体制の整備	62
基本目標3. 障がい児の健やかな育成を支援する体制の充実	71
基本目標4. 地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりの推進	79
基本目標5. 利用者本位のサービスの実現	90
第5章 障がい福祉サービス等の数値目標（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）	
第1節 令和8年度の数値目標の設定	97
第2節 障がい福祉サービスの見込量と方策	106
第3節 地域生活支援事業の見込量	118
第6章 計画の推進	
第1節 推進体制の整備	125
第2節 計画の点検・評価	127

参考資料

1	八潮市自立支援協議会への諮問.....	129
2	八潮市自立支援協議会からの答申.....	130
3	八潮市自立支援協議会規則.....	131
4	八潮市自立支援協議会委員名簿.....	133
5	八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱.....	134
6	八潮市ふれあい福祉事業計画検討専門部会設置要領.....	137
7	第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画策定経過.....	139
8	用語解説.....	141

第 1 章

計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた国際的な取組として、「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」（昭和56年）や、それに続く「国連・障害者の十年」を契機に、障がいのある人への支援のあり方は大きく変化してきました。

国内の動きとしては、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」を制定し、障がい者虐待防止の具体的な枠組み等を定め、平成25年4月に「障害者自立支援法」を抜本的に見直し、障がいのある人の範囲に難病患者を追加するなど障がい者支援の拡充が図られたことにあわせて、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」へ変更しました。

さらに、障がいのある人の人権及び基本的自由を保障し、障がいのある人固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める「障害者の権利に関する条約」について、平成26年1月に批准し、同年2月に同条約は我が国において効力が生じました。

近年の動きとしては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が平成28年度より施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正により障がい者施策推進のための基本的な方針が示されました。また、平成30年4月に児童福祉法が改正され、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することを定めた「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

令和4年5月には、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。

また、令和4年度には、障害者雇用促進法が改正され、令和5年4月より、「雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化」等に関する事項が施行され、令和6年4月からは企業に対する助成金の拡充が行われます。

本市では、このような国・県の動向を踏まえ、「第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画」（計画期間：令和6年度から令和8年度）を策定し、地域で生活する障がいのある人とその家族を支援し、障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、障がい福祉の一層の充実を図ります。



第2節 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、本市における障がい児・者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

- ・ 障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

- ・ 障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 児童福祉法 第33条の20

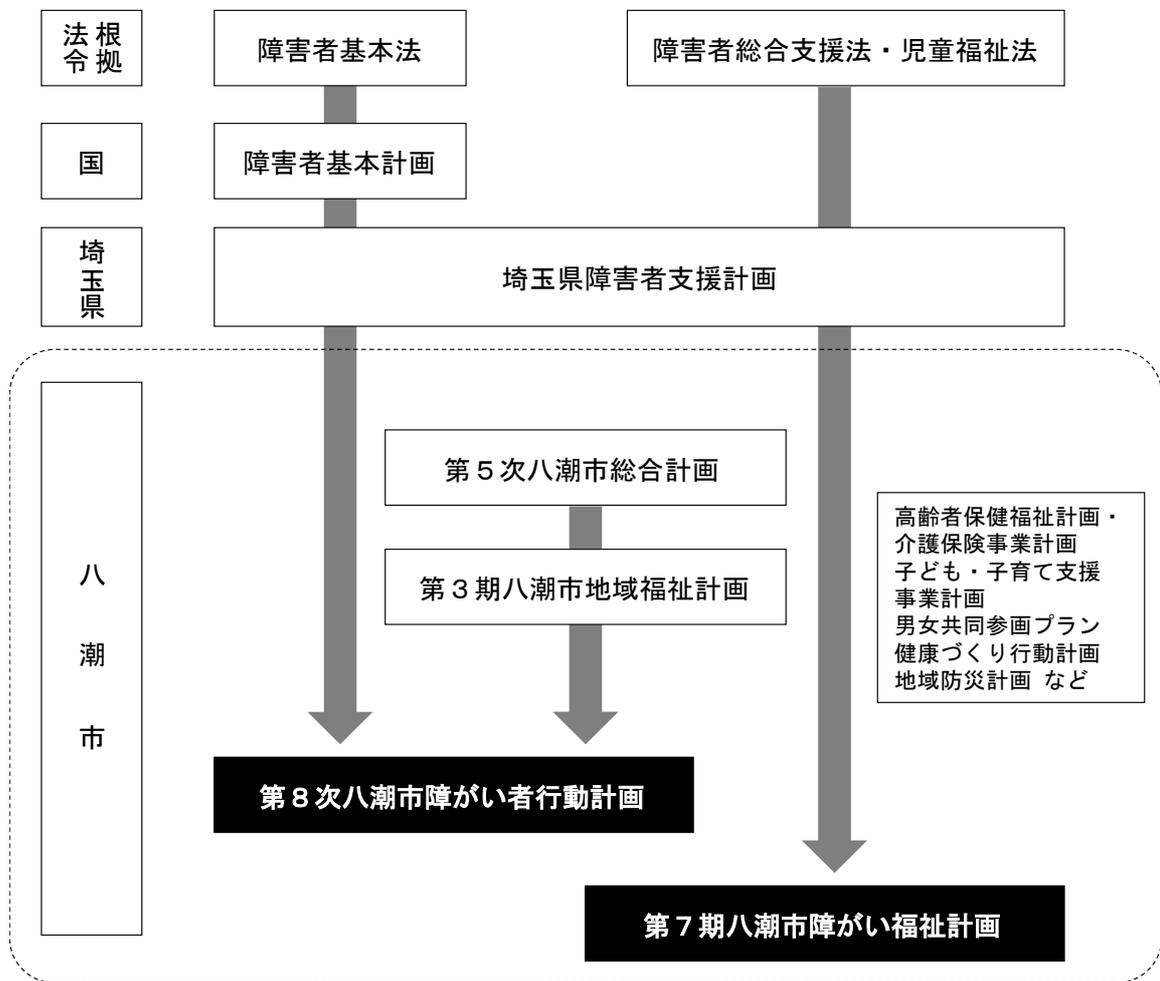
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 法令、他の計画との関係

本市の上位計画である「第5次八潮市総合計画」・「第3期八潮市地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、埼玉県との整合性を図り、策定しています。

本計画は、市の障がい者福祉の大綱を示す計画として、市の障がい者福祉施策の基本的方向性を示しています。また、市の障がい福祉サービス等の具体的な数値を定めた「障がい福祉計画」と総合的に推進を図ります。

<法令、他の計画との関係>





第3節 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

なお、今後の諸情勢の変化に柔軟に対応できるよう必要に応じて適宜内容の見直しに努めるものとします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第5次八潮市総合計画（平成28年度～令和7年度）					次期総合計画			
				策定				
第2期八潮市地域福祉計画	第3期八潮市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）					次期地域福祉計画		
策定					策定			
第7次障がい者行動計画			第8次障がい者行動計画			次期障がい者行動計画		
		見直し			見直し			
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			次期障がい福祉計画		
		見直し			見直し			

第4節 計画の対象（「障がい者」の範囲）

平成23年8月に改正された障害者基本法では、“障がい者”の定義を、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と見直し、その定義を広くして、明確化しました。

一方、本計画においては、上記の障害者基本法改正の以前より、“障がいのある人”を広い範囲で明確化し、施策の対象としてきました。

そこで、これまでと同様、“障がい者（障がいのある人）”を、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人のほか、「難病等に起因する身体又は精神上の障がいを有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」並びに発達障害者支援法の規定に基づき「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい」のある人及び高次脳機能障がいのある人も精神障がい者として、本計画の施策の対象とします。

なお、「障がい児」は、児童福祉法で規定する障がい児及び精神障がい者のうち18歳未満を対象とします。



第5節 制度改革等の社会の動向

(参考) 法令などの主な改正動向

法律名等	内容
障害者虐待防止法 〔平成24年10月1日施行〕	○障がい者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 〔平成25年4月1日施行〕	○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○制度の谷間のない支援の提供（難病） ○障害程度区分から障害支援区分へ改正
障害者権利条約 〔平成26年1月20日批准承認〕	○障がい者の固有の尊厳の尊重を促進
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法） 〔平成28年4月1日施行〕	○障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ○合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法） 〔平成28年5月13日施行〕	○成年後見制度利用促進委員会の設置
ニッポン一億総活躍プラン 〔平成28年6月2日閣議決定〕	○障がい者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○地域共生社会の実現
発達障害者支援法の一部を改正する法律 〔平成28年8月1日施行〕	○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 〔平成30年4月1日施行〕	○自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス） ○就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス） ○高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定義務付け） ○医療的ケアを要する障がい児に対する支援 〔平成28年6月3日施行〕
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、読書バリアフリー法） 〔令和元年6月28日施行〕	○視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備 ○インターネットを利用したサービスの提供体制の強化 ○端末機器等・これに関する情報の入手支援 ○情報通信技術の習得支援 ○製作人材・図書館サービス人材の育成等
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 〔令和3年4月1日施行〕	○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○社会福祉連携推進法人制度の創設

法律名等	内容
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 〔令和3年9月18日施行〕	○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ○相談体制の整備 ○支援を行う人材の確保等
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 〔令和4年5月25日施行〕	○障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項を設定
障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、障害者雇用促進法）の改正 〔令和5年4月1日施行〕	○雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ○有限責任事業組合（LLP）算定特例の全国展開 ○在宅就業支援団体の登録要件の緩和 ○精神障害者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長（省令改正）
障害者雇用促進法の改正 〔令和6年4月1日施行予定〕	○週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例 ○障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し ○納付金助成金の新設・拡充等
障害者差別解消法の改正 〔令和6年4月1日施行予定〕	○国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ○民間事業者による合理的配慮の提供義務化 ○障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
精神保健福祉法の改正 〔令和6年4月1日施行予定〕	○精神保健に関する相談支援体制の整備 ○医療保護入院の見直し ○入院者訪問支援事業の創設 ○虐待防止に向けた取組の一層の推進
障害者総合支援法の改正 〔令和6年4月1日施行予定〕	○障害者の地域生活の支援体制充実 ○障害者の多様な就労ニーズに対する支援 〔一部、令和7年10月1日施行予定〕 ○障害者等の福祉増進のための調査、分析等及び障害福祉サービスについてのデータベースに関する規定の整備 〔一部、令和5年4月1日施行〕

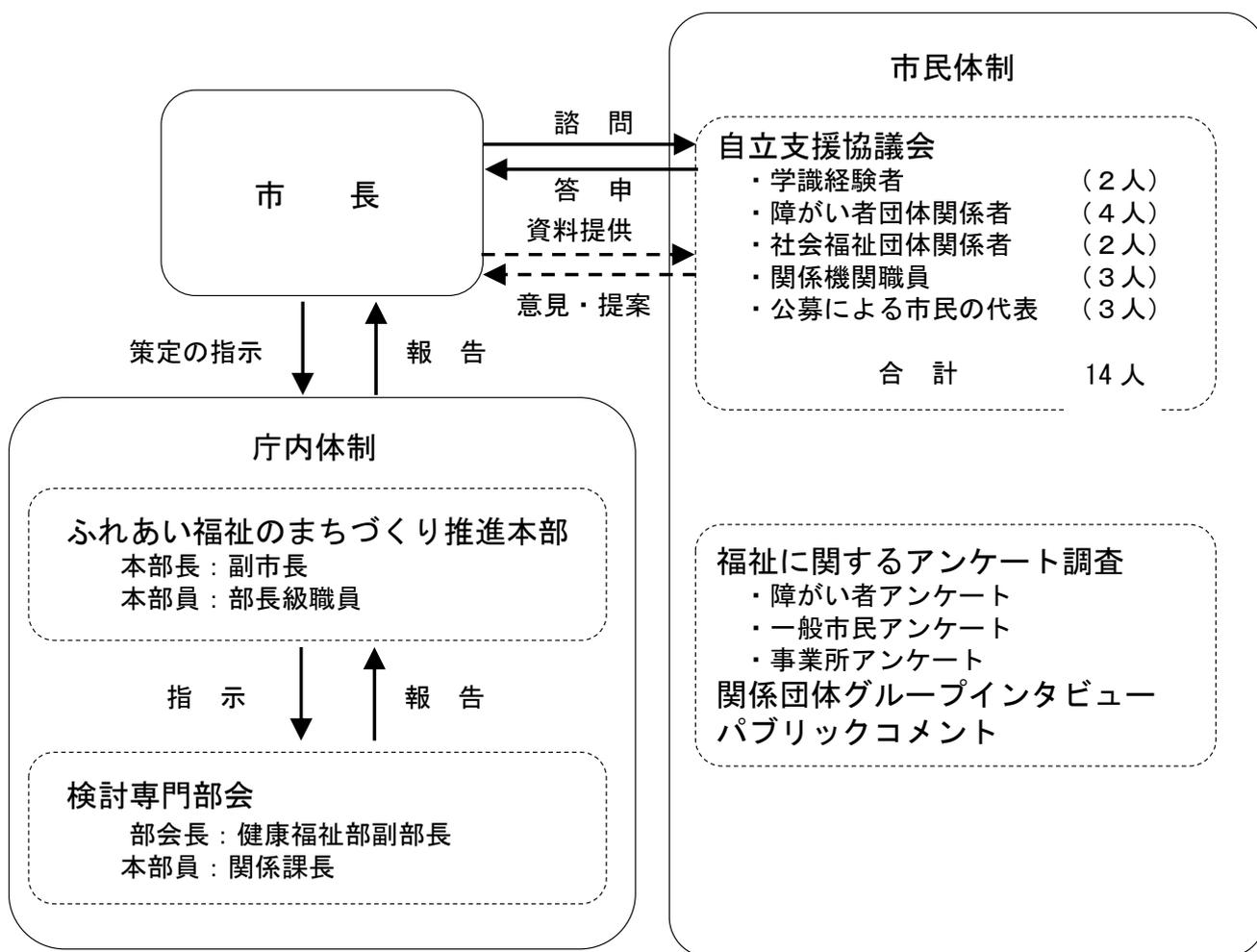


第6節 計画の策定体制

(1) 策定体制

計画策定に当たって、学識経験者、市内関係団体の代表、公募による市民等から構成される「八潮市自立支援協議会」において各分野からのご意見をいただき、検討・審議を行うとともに、市民の意見を幅広く募って計画に反映させるため、パブリックコメント等を実施しました。

また、庁内においては、「八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部」及び「第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画検討専門部会」において検討を行い、相互の連携を保ちながら策定を進めました。



(2) 各種調査の実施概要

① 現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

② アンケート調査

障がい者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「八潮市福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

③ 関係団体へのグループインタビュー

障がいのある方が関係する団体等の方から意見をいただくため、グループインタビューを実施しました。

第2章

障がいのある人を取りまく現状

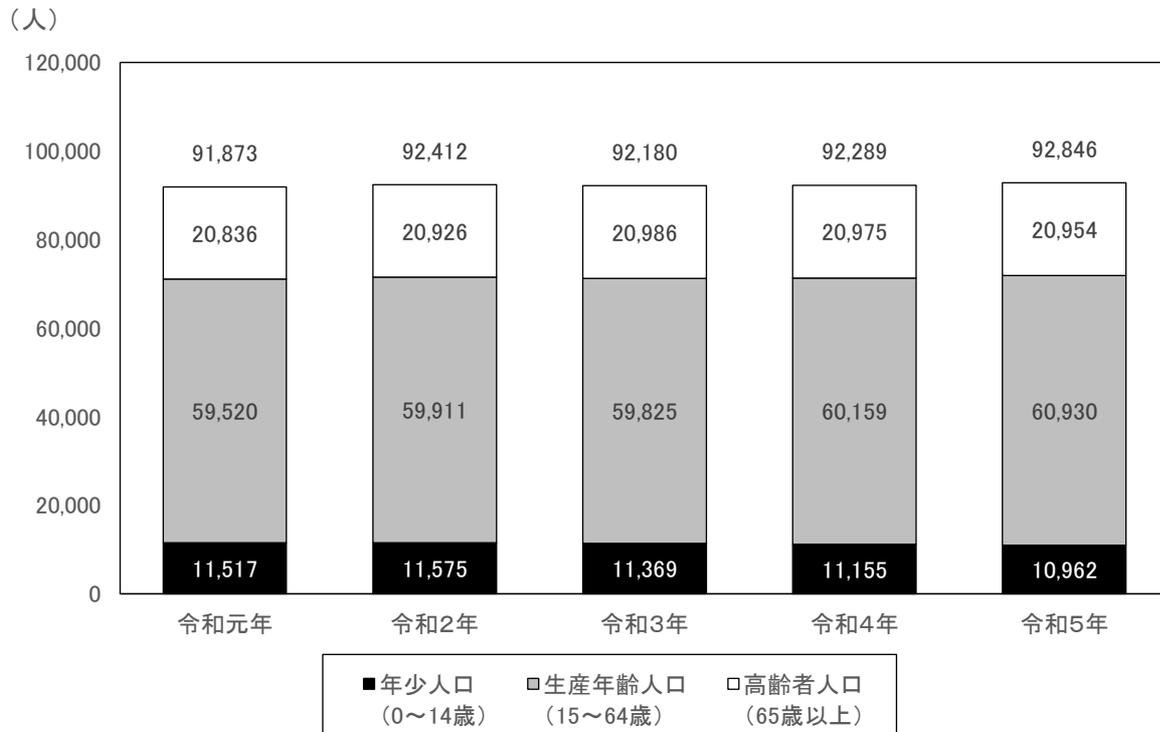
第1節 人口・世帯

(1) 人口の状況

本市の人口の推移をみると、増減はあるものの、令和元年以降増加傾向となっており、令和5年10月1日現在で92,846人となっており、令和元年と比較して、973人増加しています。

15～64歳の生産年齢人口は、概ね増加傾向となっています。0歳～14歳の年少人口は、令和2年まで増加していましたが、令和3年以降減少に転じています。また、65歳以上の高齢者人口も令和元年以降概ね増加傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口の推移



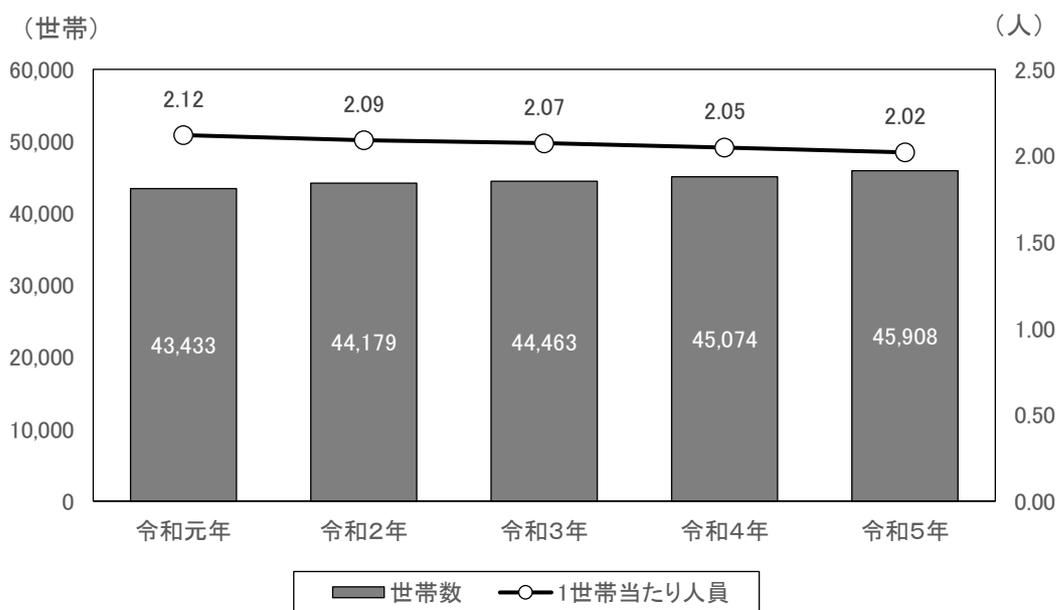
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



(2) 世帯の状況

世帯数は令和5年10月1日現在で45,908世帯となっており、増加が続いていますが、1世帯当たり人員は減少しており、令和元年は2.12人でしたが、令和5年には2.02人となっています。

図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

第2節 障害者手帳等の所持者数

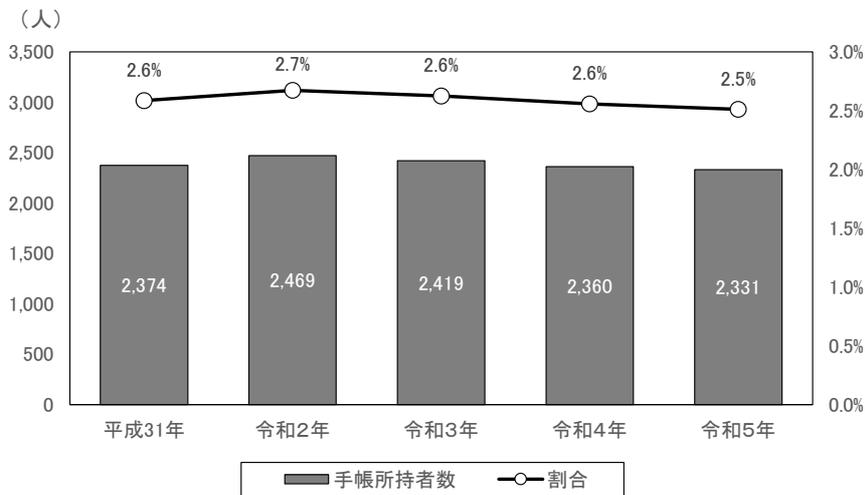
(1) 身体障がい者

本市における身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）の数は、令和2年までは増加傾向となっていました。令和3年以降減少傾向となっています。令和5年4月1日現在で2,331人となっており、平成31年から43人減少しています。

障がいの種類別では、肢体不自由が1,161人と最も多く、次に内部障がい836人となっています。

障がいの等級別では、1級が738人と最も多く、次に4級が585人となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



(単位:人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
等級別	1級	780	827	817	756	738
	2級	330	341	335	319	318
	3級	419	439	418	406	402
	4級	581	582	577	601	585
	5級	143	152	142	147	157
	6級	121	128	130	131	131
種類別	視覚障がい	114	116	123	126	127
	聴覚・平衡機能障がい	168	179	176	166	177
	音声・言語・そしゃく機能障がい	34	40	36	33	30
	肢体不自由	1,234	1,257	1,232	1,159	1,161
	内部障がい	824	877	852	876	836
合計		2,374	2,469	2,419	2,360	2,331

資料:市障がい福祉課(各年4月1日現在)

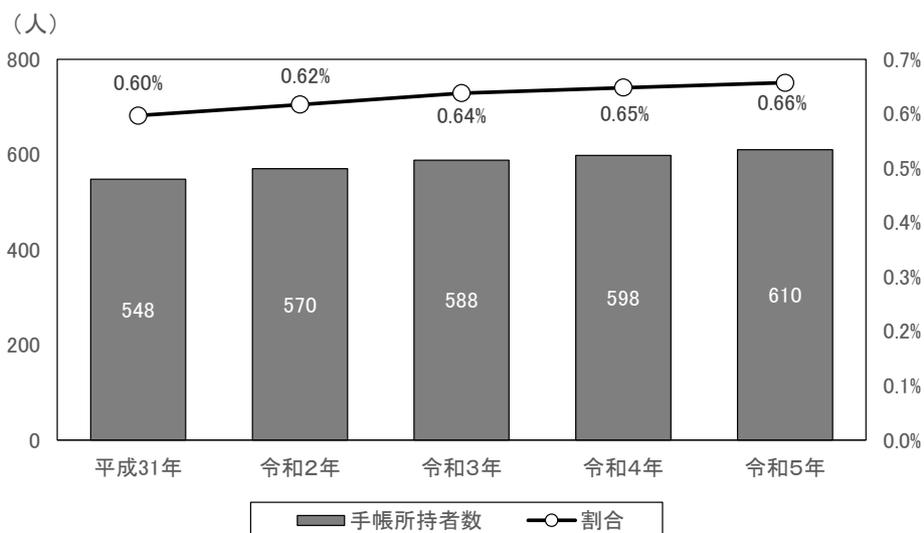


(2) 知的障がい者

本市における知的障がい者（療育手帳所持者）の数は、平成31年以降増加傾向となっています。令和5年4月1日現在で610人となっており、平成31年から62人増加しています。

障がいの程度別では、C級（軽度）が224人と最も多くなっています。

図表 療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位:人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
程度別	㊦級	82	80	83	82	88
	A級	131	130	135	136	136
	B級	153	165	171	160	162
	C級	182	195	199	220	224
合計		548	570	588	598	610

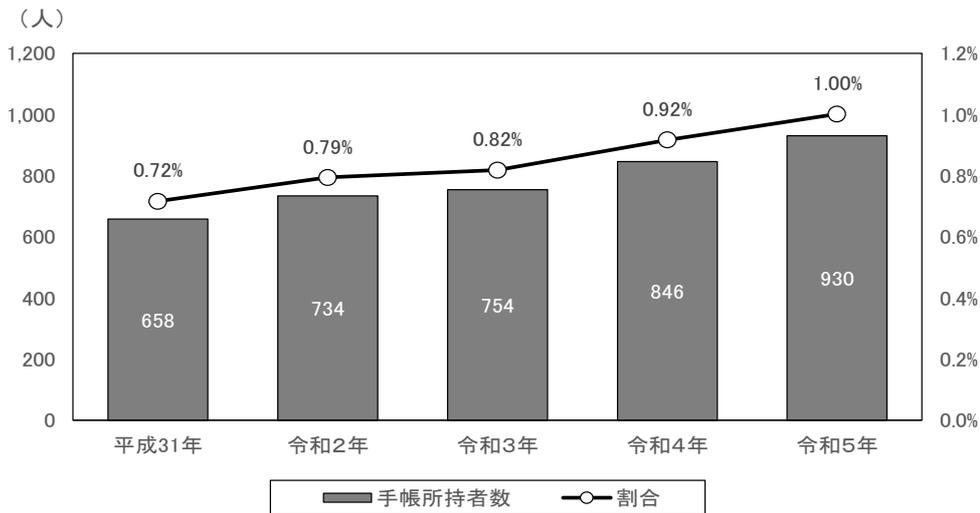
資料:市障がい福祉課(各年4月1日現在)

(3) 精神障がい者

本市における精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数は、平成31年以降増加傾向となっています。令和5年4月1日現在で930人となっており、平成31年から272人増加しています。

また、障がいの等級別では、2級が529人と最も多くなっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位:人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
等級別	1級	48	58	57	73	72
	2級	394	427	433	482	529
	3級	216	249	264	291	329
合計		658	734	754	846	930

資料:市障がい福祉課(各年4月1日現在)

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成31年以降増減はありますが、概ね増加傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で1,645人となっています。

(単位:人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療 (精神通院)受給者	1,300	1,376	1,598	1,562	1,645

資料:市障がい福祉課(各年4月1日現在)



(5) 小児慢性特定疾病医療費受給者

小児慢性特定疾病医療費受給者数は、平成31年以降増減を繰り返しており、令和4年4月1日現在で85人となっています。

(単位:人)

	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
小児慢性特定 疾病医療費受給者	90	86	92	85

資料:草加保健所(各年4月1日現在)

(6) 市内小中学校特別支援学級及び生徒数

令和5年4月1日現在における市内小中学校の特別支援学級数は、小学校24学級、中学校10学級となっています。

(単位:学級、人)

	学級数	児童・生徒数
小学校	24	125
中学校	10	46
計	34	171

資料:市教育委員会学務課

第3節 アンケート調査・グループインタビュー結果概要

(1) アンケート調査概要

障がいのある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障がいのある人の日常生活に関する意見等を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。調査概要は、以下のとおりです。

	障がい者（児） アンケート	一般市民アンケート	障がい福祉関係 事業所アンケート
対象者	市内にお住まいの障がい者手帳及び自立支援医療（精神通院）や障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）受給者証をお持ちの方	18歳以上 65歳未満の市民（無作為抽出）	八潮市内の障がい福祉関係事業所
配布数	2,590 票	1,000 票	57 票
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	令和5年4月27日～令和5年5月19日		
回収結果	回収数：1,183 票 回収率：45.7%	回収数：353 票 回収率：35.3%	回収数：43 票 回収率：75.4%

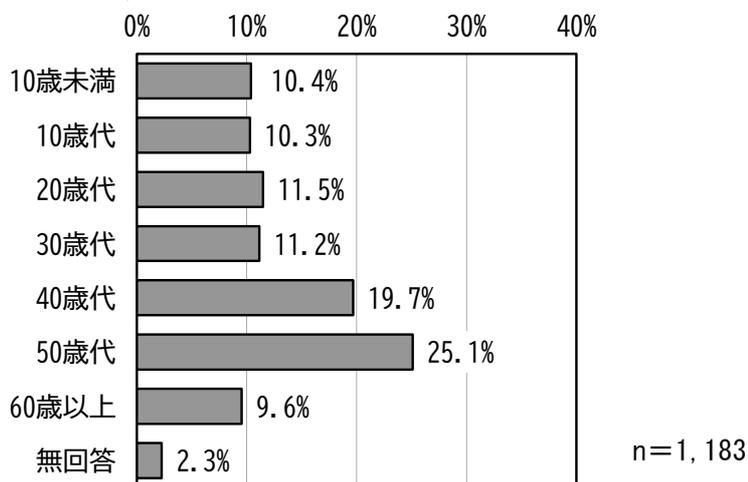


(2) アンケート調査結果概要

①障がい者（児）アンケート

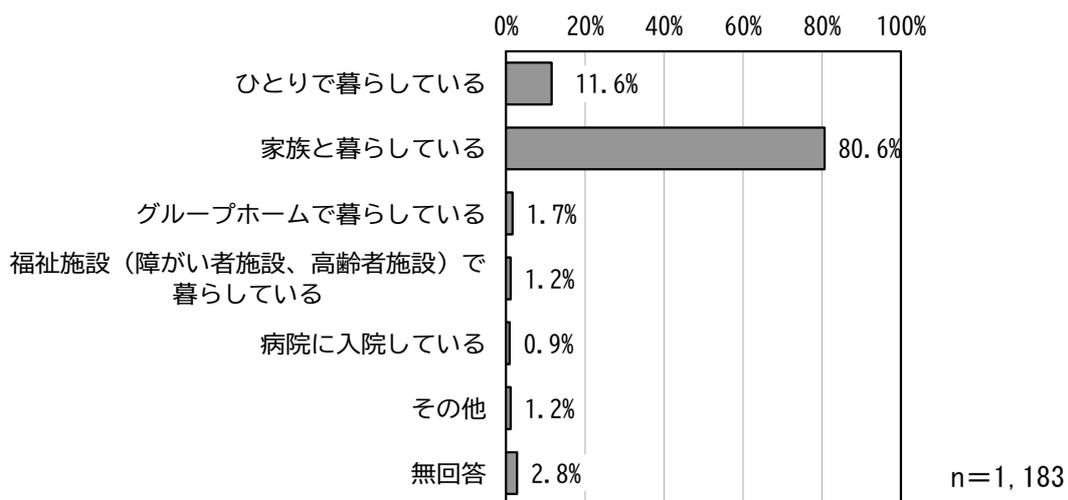
問1 あなたの年齢をお答えください。(令和5年4月1日現在)

年齢については、「50歳代」が25.1%と最も多く、次いで、「40歳代」が19.7%、「20歳代」が11.5%となっています。



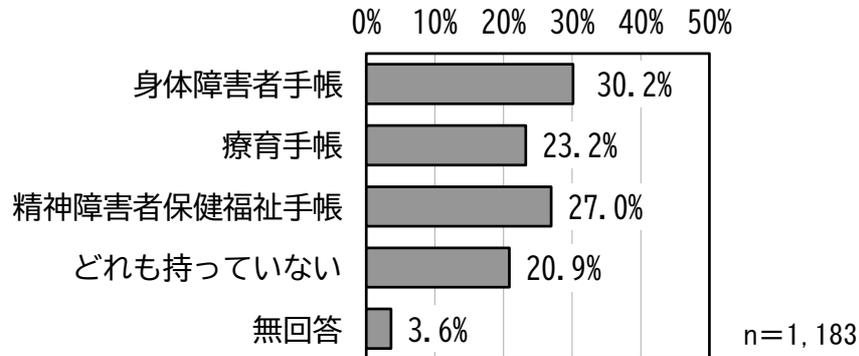
問2 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

現在どのように暮らしているかについては、「家族と暮らしている」が80.6%と最も多く、次いで、「ひとりで暮らしている」が11.6%、「グループホームで暮らしている」が1.7%となっています。



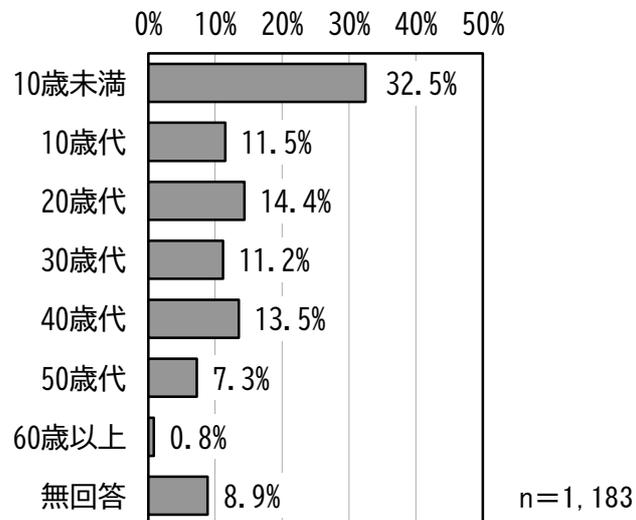
問3 あなたがお持ちの手帳の種類・等級をおたずねします。(あてはまるものすべてに○)

持っている障害者手帳の種類については、「身体障害者手帳」が30.2%と最も多く、次いで、「精神障害者保健福祉手帳」が27.0%、「療育手帳」が23.2%となっています。



問9 あなたの主な障がい・疾患等が生じたのは、何歳頃ですか。

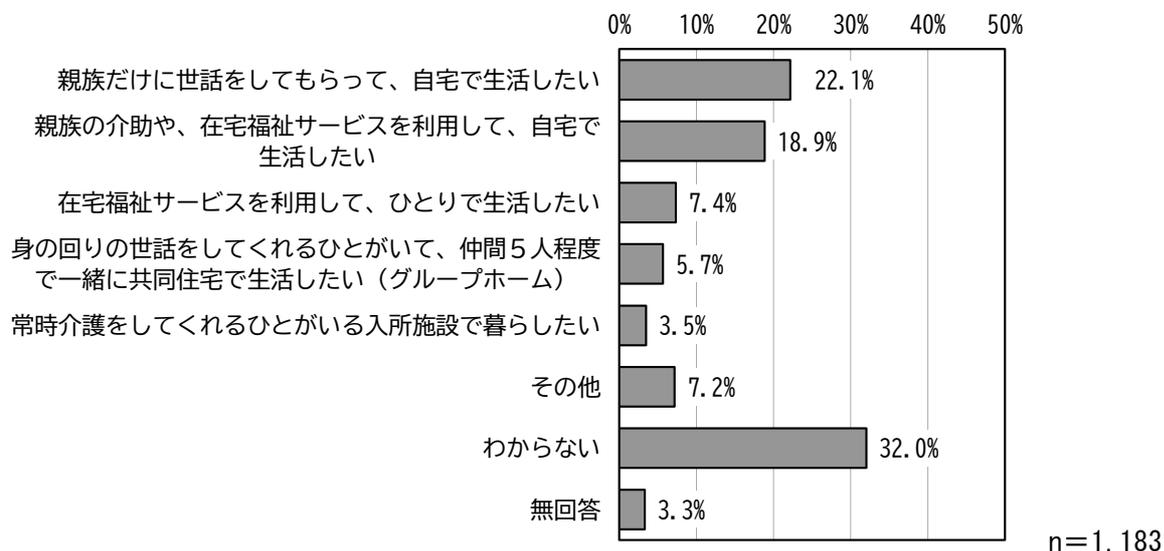
主な障がい・疾患等が生じた年齢については、「10歳未満」が32.5%と最も多く、次いで、「20歳代」が14.4%、「40歳代」が13.5%となっています。





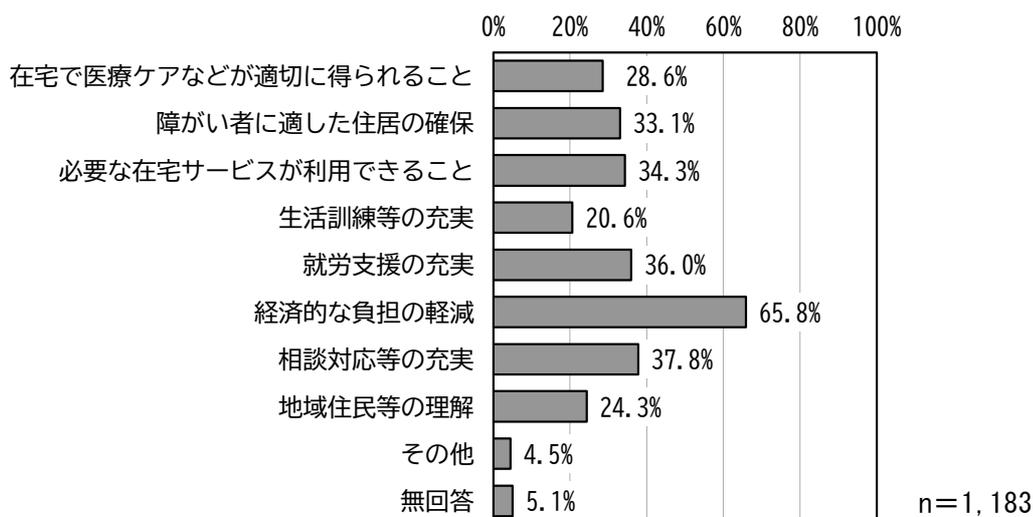
問11 あなたは、将来どのように生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)

将来どのように生活したいかについては、「わからない」が32.0%と最も多く、次いで、「親族だけに世話をしてもらって、自宅で生活したい」が22.1%、「親族の介助や、在宅福祉サービスを利用して、自宅で生活したい」が18.9%となっています。



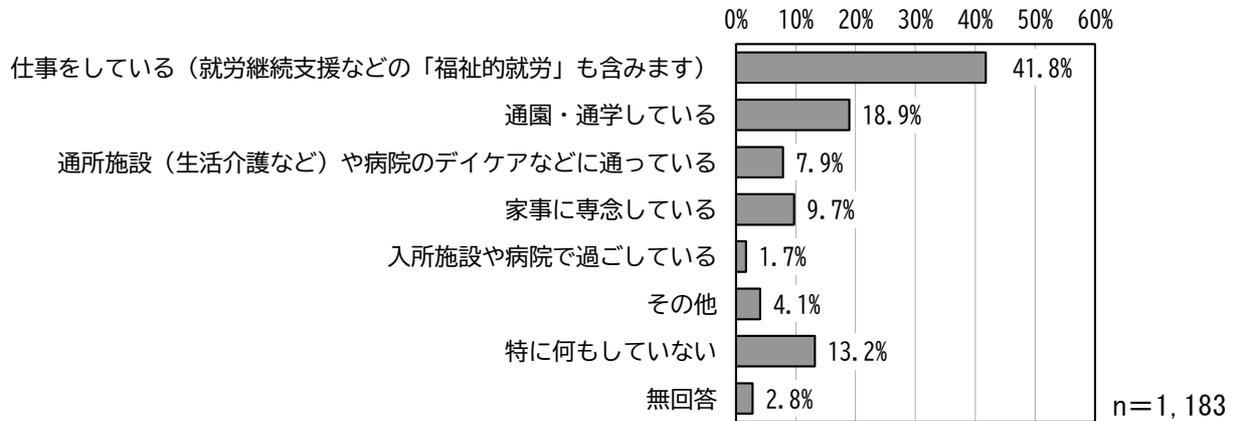
問12 あなたは、地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うかについては、「経済的な負担の軽減」が65.8%と最も多く、次いで、「相談対応等の充実」が37.8%、「就労支援の充実」が36.0%となっています。

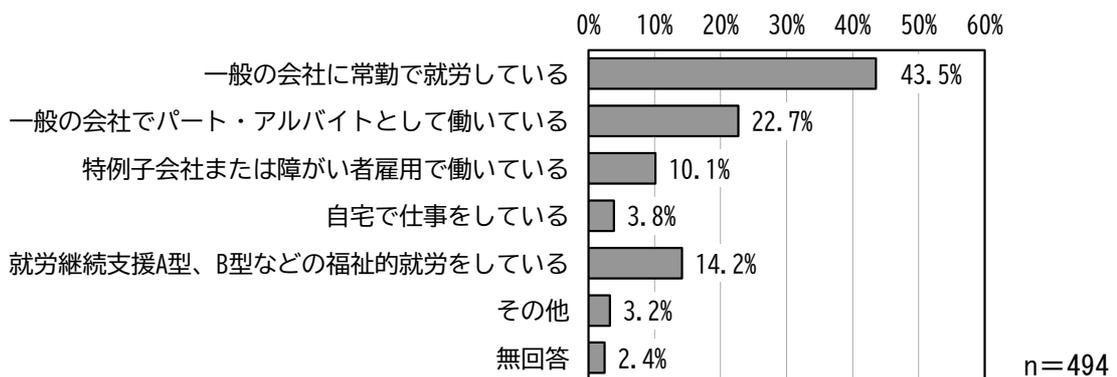


問13 あなたは普段、主にどのような活動をしていますか。(〇は1つだけ)

普段、主にどのような活動をしているかについては、「仕事をしている（就労継続支援などの「福祉的就労」も含まれます）」が41.8%と最も多く、次いで、「通園・通学している」が18.9%、「特に何もしていない」が13.2%となっています。

**【「仕事をしている」を選択した方】****問14 あなたは、現在どのような仕事についていますか。(〇は1つだけ)**

現在どのような仕事についているかについては、「一般の会社に常勤で就労している」が43.5%と最も多く、次いで、「一般の会社でパート・アルバイトとして働いている」が22.7%、「就労継続支援A型、B型などの福祉的就労をしている」が14.2%となっています。

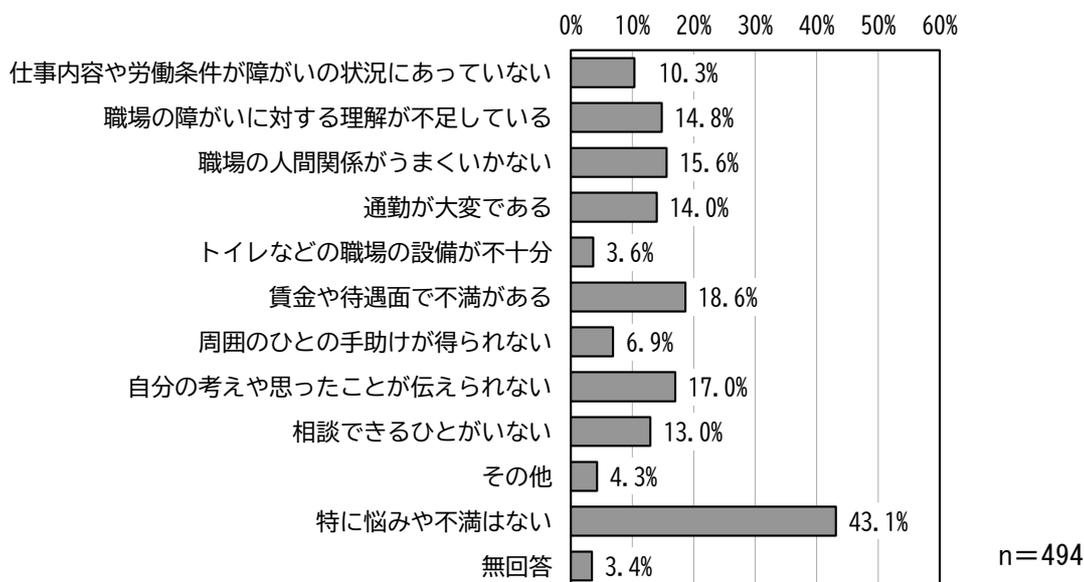




【「仕事をしている」を選択した方】

問 15 現在の仕事について、悩みや不満などはありますか。(あてはまるものすべてに○)

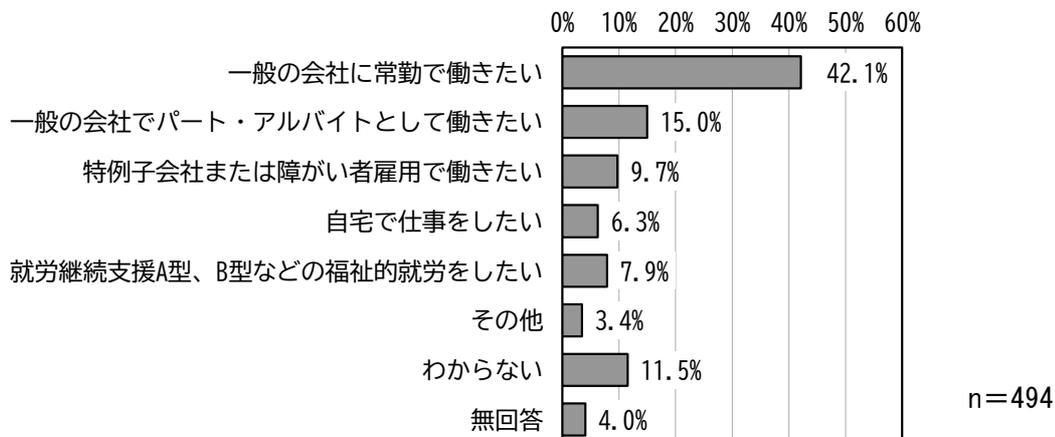
現在の仕事での悩みや不満については、「特に悩みや不満はない」が 43.1%と最も多く、次いで、「賃金や待遇面で不満がある」が 18.6%、「自分の考えや思ったことが伝えられない」が 17.0%となっています。



【「仕事をしている」を選択した方】

問 16 今後は、どのような形で働きたいと思いますか。(○は1つだけ)

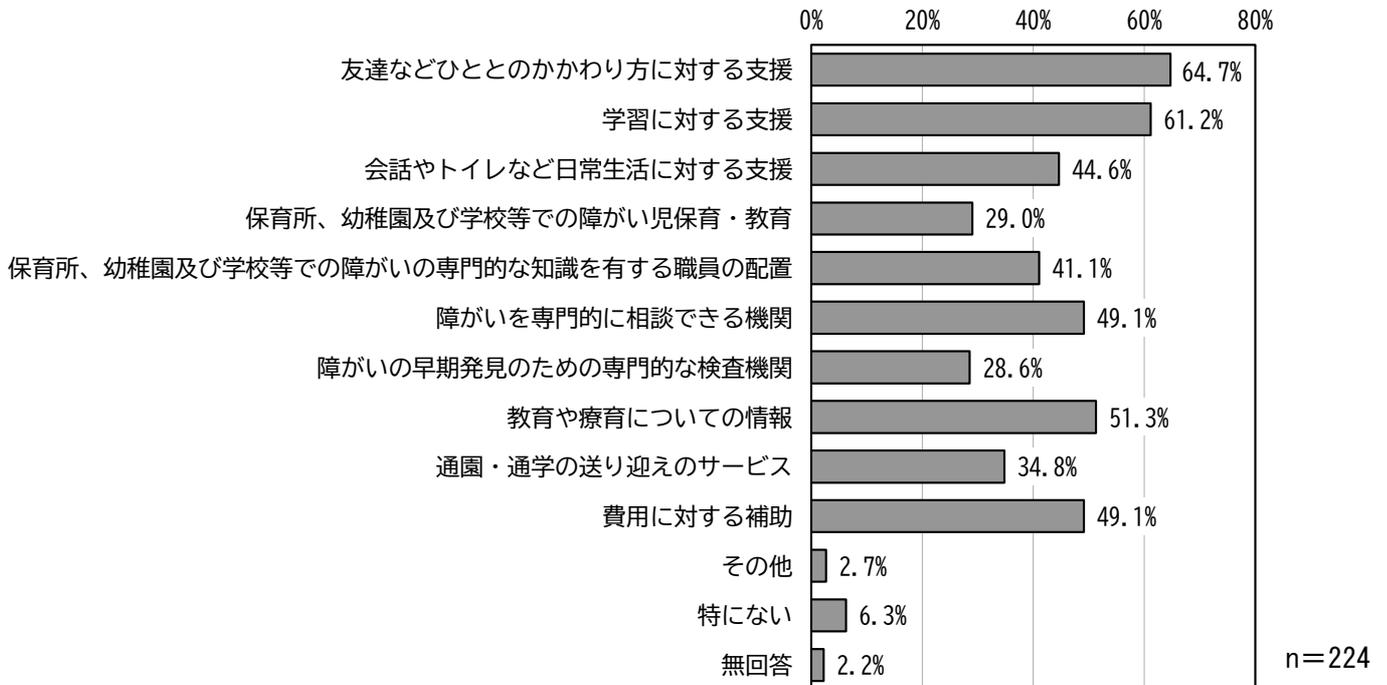
今後は、どのような形で働きたいと思いつているかについては、「一般の会社に常勤で働きたい」が 42.1%と最も多く、次いで、「一般の会社でパート・アルバイトとして働きたい」が 15.0%、「わからない」が 11.5%となっています。



【「通園・通学している」を選択した方】

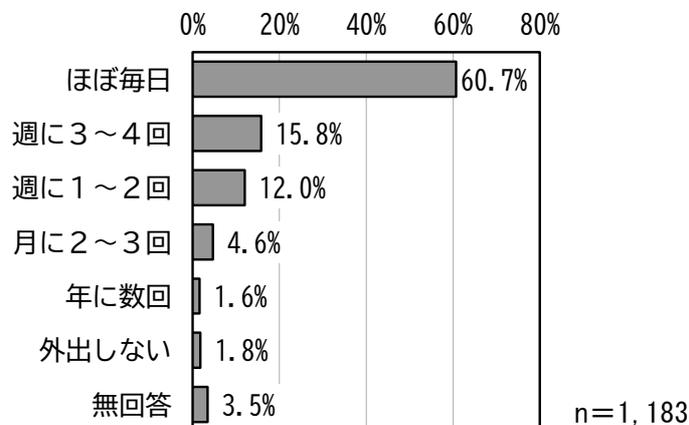
問 18 通園・通学する上でどのような支援が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

通園・通学する上でどのような支援が必要だと思うかについては、「友達などひとのかかわり方に対する支援」が 64.7%と最も多く、次いで、「学習に対する支援」が 61.2%、「教育や療育についての情報」が 51.3%となっています。



問 20 あなたは、日常どのくらい外出していますか (通勤・通学や通所を含む)。(○は1つだけ)

日常どのくらい外出しているかについては、「ほぼ毎日」が 60.7%と最も多く、次いで、「週に3～4回」が 15.8%、「週に1～2回」が 12.0%となっています。

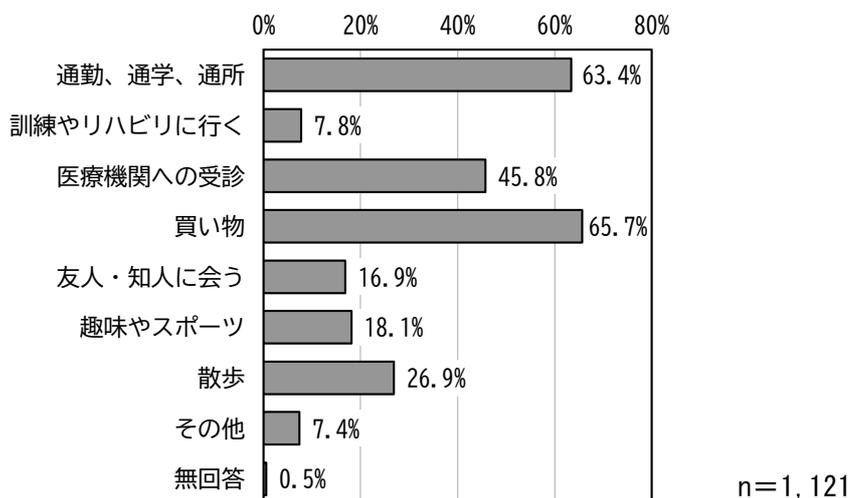




【「ほぼ毎日」～「年に数回」を選択した方】

問 20-1 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

どのような目的で外出することが多いかについては、「買い物」が 65.7%と最も多く、次いで、「通勤、通学、通所」が 63.4%、「医療機関への受診」が 45.8%となっています。



【「外出しない」を選択した方】

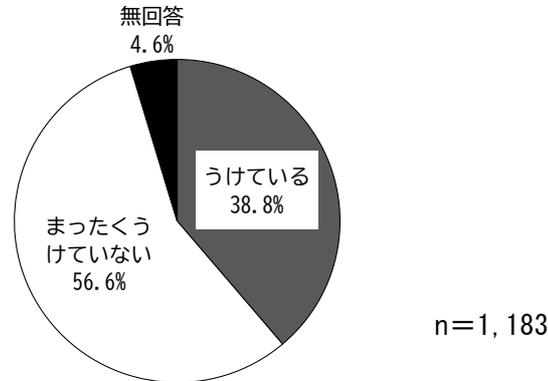
問 20-2 外出される際に、まちの中や建物の中で困ったり、不便に思うことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

外出される際に、まちの中や建物の中で困ったり、不便に思うことについては、「コミュニケーションがうまくいかない」が 8件と最も多く、次いで、「介助者の確保が難しい」が 7件、「道路・建物の段差」、「階段の昇り降り」がともに 5件となっています。

項目	度数	比率
点字ブロック・視覚障がい者用信号の設置が不十分	0	0.0%
道路・建物の段差	5	23.8%
多目的トイレの設置が不十分	2	9.5%
階段の昇り降り	5	23.8%
道路に障害物（放置自転車など）が多い	1	4.8%
標識や案内がわかりにくい	1	4.8%
駐車場がない	1	4.8%
手すりやベンチなどの設備が少ない	2	9.5%
電車・バスなどへの乗車が困難	3	14.3%
介助者の確保が難しい	7	33.3%
コミュニケーションがうまくいかない	8	38.1%
その他	4	19.0%
特になし	2	9.5%
無回答	2	9.5%
回答者数	21	
非該当	1,162	
合計	1,183	

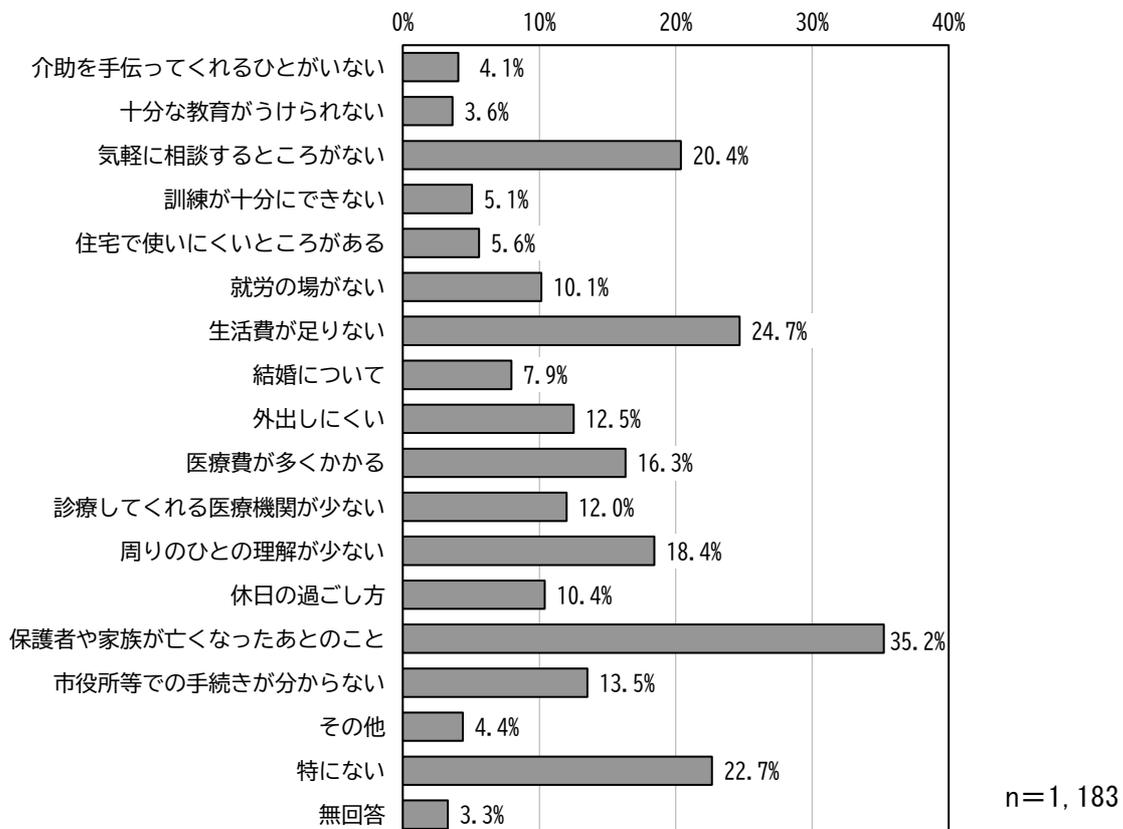
問 22 日常生活において、あなたは何らかの介助や支援を受けていますか。(〇は1つだけ)

日常生活において、介助や支援を受けているかについては、「うけている」が38.8%に対し、「まったくうけていない」が56.6%となっています。



問 26 現在の生活で困っていることや悩んでいることはありますか。(あてはまるものすべてに〇)

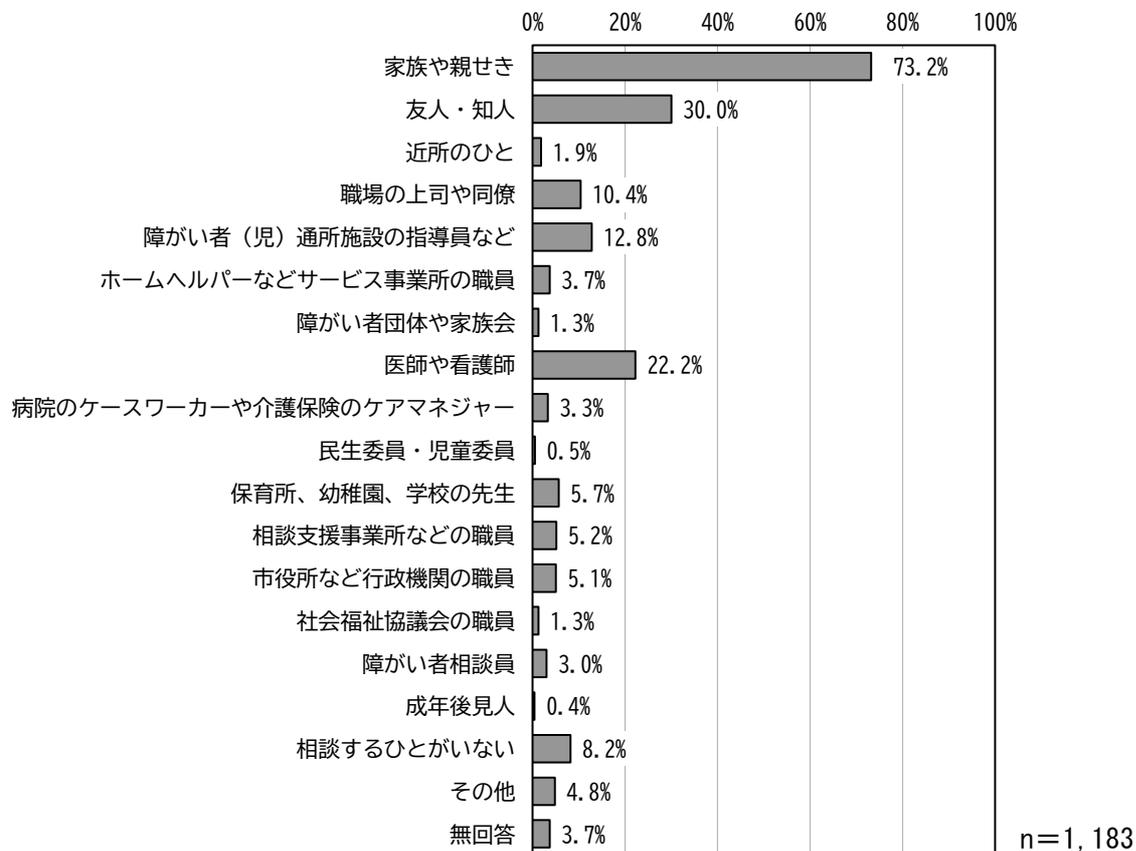
現在の生活で困っていることや悩んでいることについては、「保護者や家族が亡くなったあとのこと」が35.2%と最も多く、次いで、「生活費が足りない」が24.7%、「気軽に相談するところがない」が20.4%となっています。





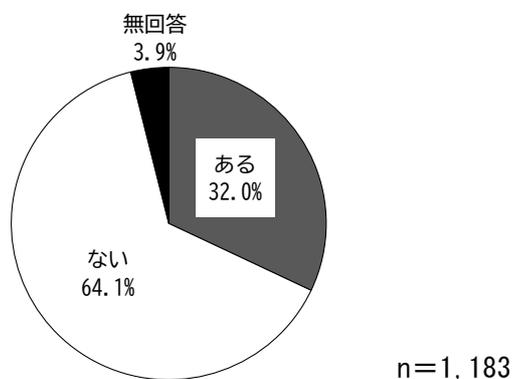
問 27 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

悩みや困ったことの相談先については、「家族や親せき」が 73.2%と最も多く、次いで、「友人・知人」が 30.0%、「医師や看護師」が 22.2%となっています。



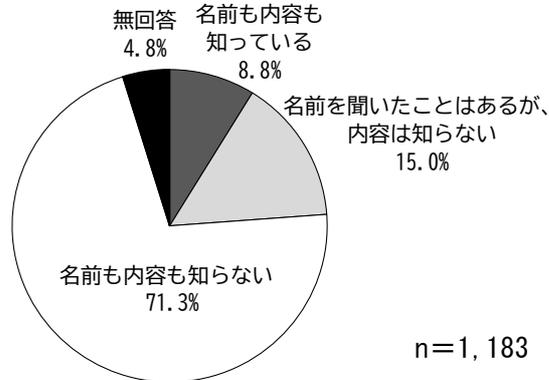
問 28 あなたは、日常生活の中で、障がいがあることが原因で差別やいやな思いをしたことがありますか。(○は1つだけ)

日常生活の中で、障がいがあることが原因で差別やいやな思いをしたことがあるかについては、「ある」が 32.0%に対し、「ない」が 64.1%となっています。



問 30 あなたは、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮※」について知っていますか。(○は1つだけ)

「合理的配慮※」の認知については、「名前も内容も知らない」が 71.3%と最も多く、次いで、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 15.0%、「名前も内容も知っている」が 8.8%となっています。

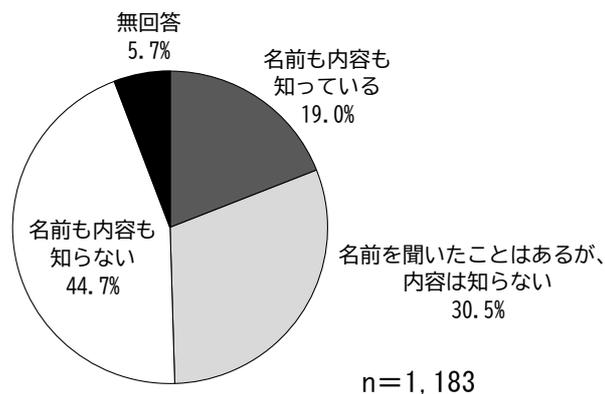


※合理的配慮とは、障がいのあるひとが日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁※を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことをいいます。例えば、筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化などをいい、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

※社会的障壁：社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
 制度（利用しにくい制度など）
 慣行（障がいのあるひとの存在を意識していない慣習、文化など）
 観念（障がいのあるひとへの偏見など）

問 32 あなたは、成年後見制度について知っていますか。(○は1つだけ)

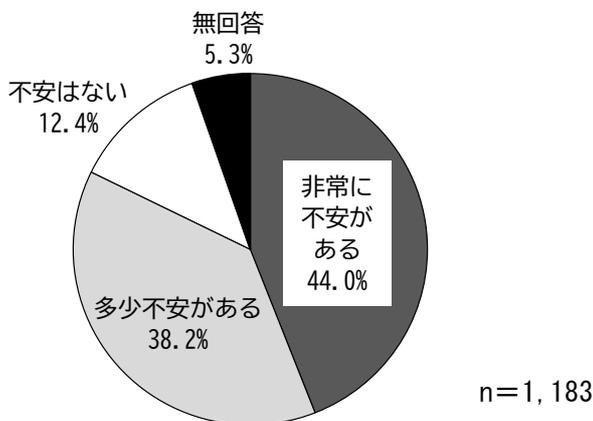
成年後見制度の認知については、「名前も内容も知らない」が 44.7%と最も多く、次いで、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 30.5%、「名前も内容も知っている」が 19.0%となっています。





問 34 地震や災害などが起きた場合、あなたは不安に思いますか。(○は1つだけ)

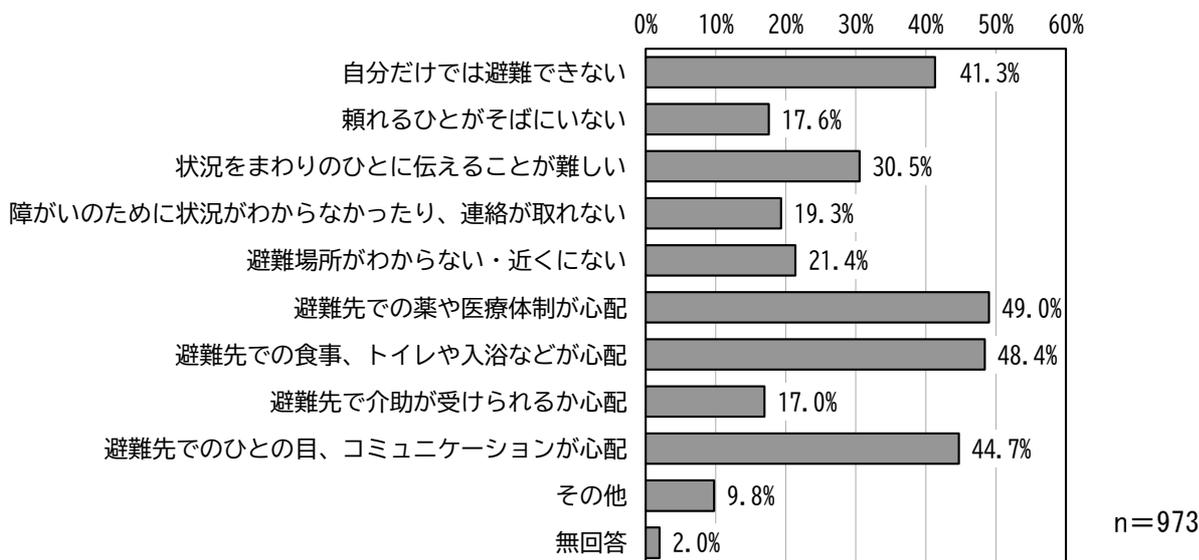
地震や災害などが起きた場合、不安に思うかについては、「非常に不安がある(44.0%)」、「多少不安がある(38.2%)」を合わせた『不安がある(計)』が82.2%に対し、「不安はない」が12.4%となっています。



【「非常に不安がある」、「多少不安がある」を選択した方】

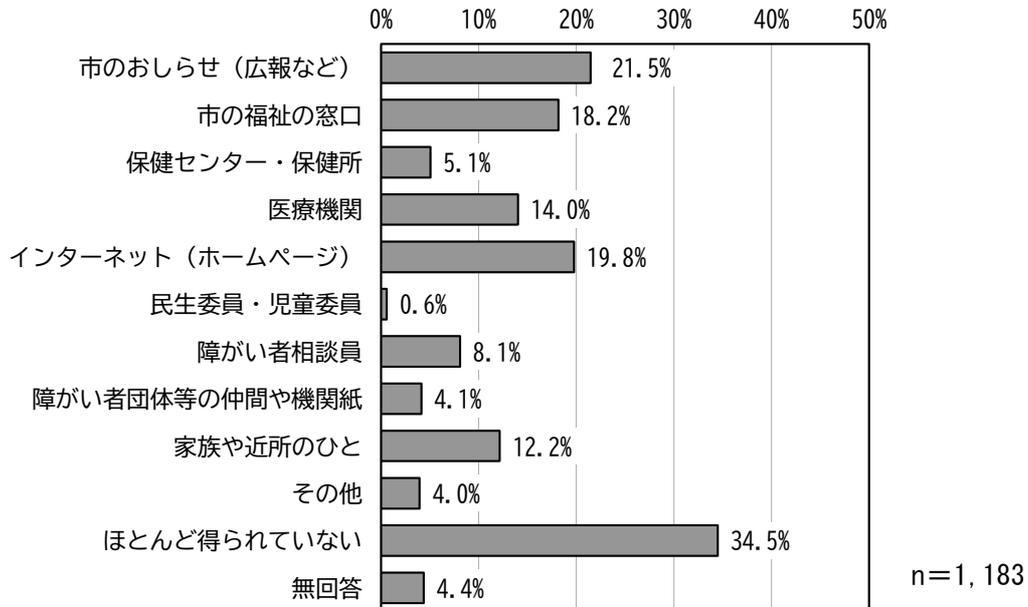
問 34-1 どういったことを不安に思いますか。(あてはまるものすべてに○)

不安に思うことについては、「避難先での薬や医療体制が心配」が49.0%と最も多く、次いで、「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」が48.4%、「避難先でのひとの目、コミュニケーションが心配」が44.7%となっています。



問36 市が行っている障がい者に対するサービスや施策についての情報は、どこから得ていますか。(あてはまるものすべてに○)

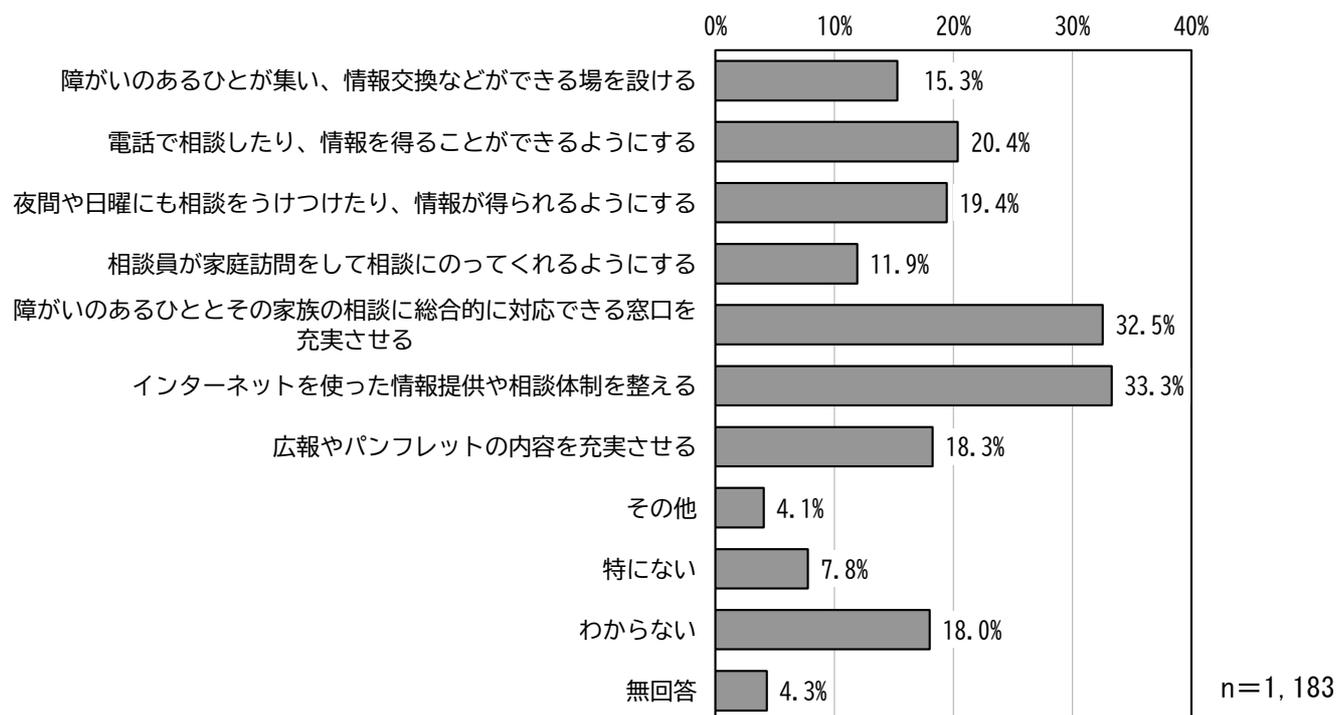
市が行っている障がい者に対するサービスや施策についての情報を、どこから得ているかについては、「市のおしらせ（広報など）」が 21.5%と最も多く、次いで、「インターネット（ホームページ）」が 19.8%、「市の福祉の窓口」が 18.2%となっています。また、「ほとんど得られていない」が 34.5%となっています。





問37 日常生活上での相談や福祉サービスの情報提供などについて、どのようなことを改善していく必要があると思いますか。(〇は3つまで)

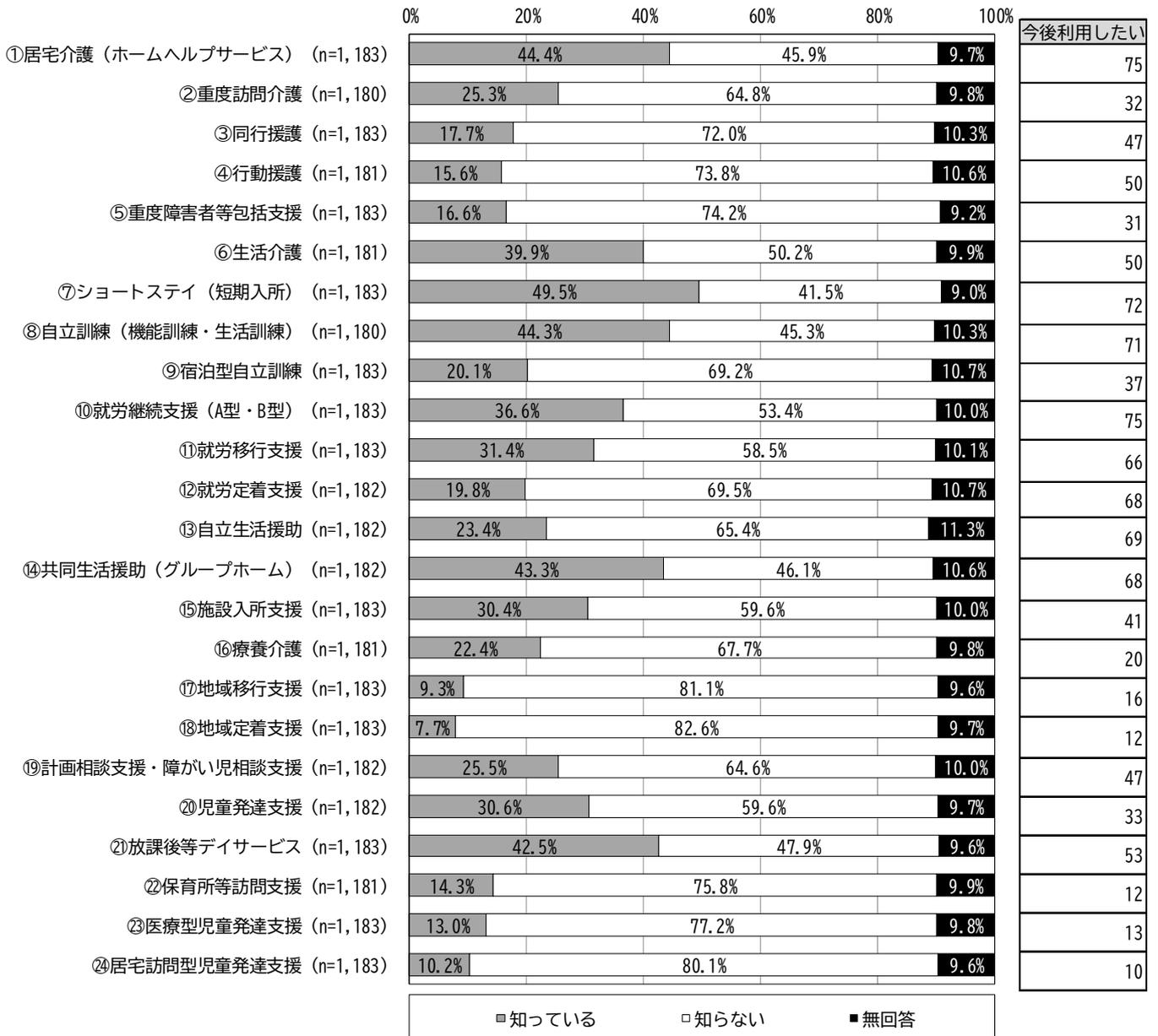
日常生活上での相談や福祉サービスの情報提供などについて、どのようなことを改善していく必要があると思うかについては、「インターネットを使った情報提供や相談体制を整える」が 33.3%と最も多く、次いで、「障がいのあるひととその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」が 32.5%、「電話で相談したり、情報を得ることができるようにする」が 20.4%となっています。



問39 以下のサービスについて、知っていますか。また、今後の利用意向をお答えください。※知っているか知らないかのうち1つに○、また、今後利用したいものに○をつけてください。

「知っている」では、『⑦ショートステイ（短期入所）』が49.5%と最も多く、次いで、『①居宅介護（ホームヘルプサービス）』が44.4%、『⑧自立訓練（機能訓練・生活訓練）』が44.3%となっています。

対して「知らない」では、『⑱地域定着支援』が82.6%と最も多く、次いで、『⑰地域移行支援』が81.1%、『㉔居宅訪問型児童発達支援』が80.1%となっています。



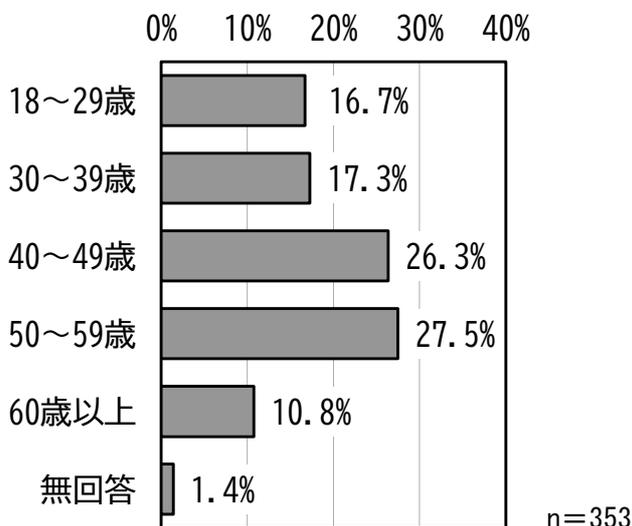
今後利用したサービスについては、「①居宅介護（ホームヘルプサービス）」、「⑩就労継続支援（A型・B型）」がともに75件と最も多く、次いで、「⑦ショートステイ（短期入所）」が72件となっています。



②一般市民アンケート

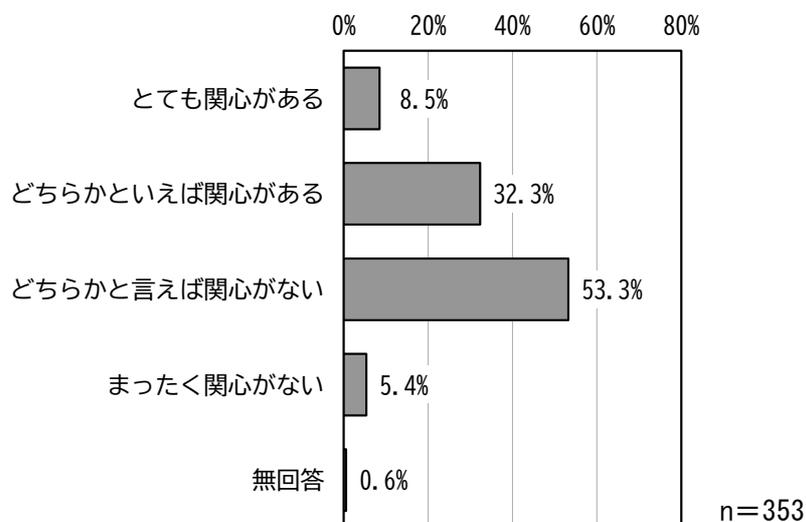
問1 あなたの年齢をお答えください。(令和5年4月1日現在)

年齢については、「50～59歳」が27.5%と最も多く、次いで、「40～49歳」が26.3%、「30～39歳」が17.3%となっています。



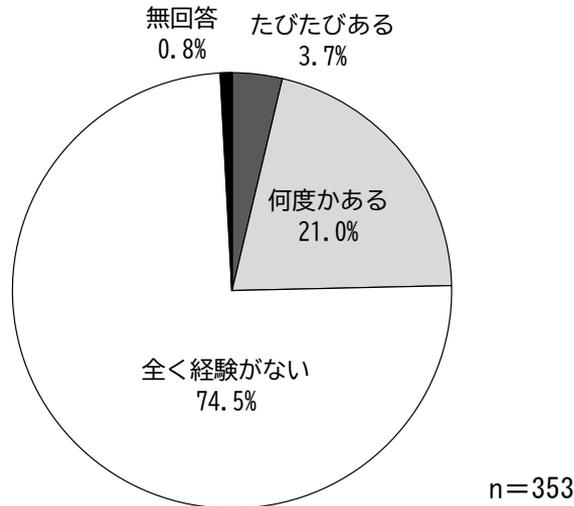
問5 あなたは、障がいのある方への支援や交流に対して関心をお持ちですか。(○は1つだけ)

障がいのある方への支援や交流に対する関心度については、「とても関心がある(8.5%)」、「どちらかといえば関心がある(32.3%)」を合わせた『関心がある(計)』が40.8%に対し、「どちらかと言えば関心がない(53.3%)」、「まったく関心がない(5.4%)」を合わせた『関心がない(計)』が58.7%となっています。



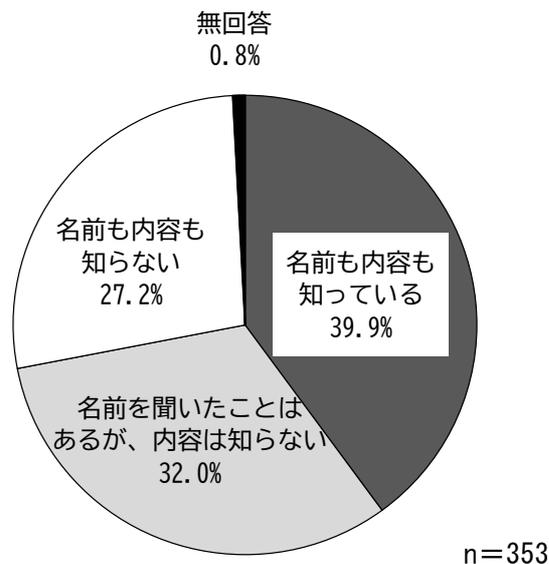
問6 障がいのある方たちと一緒にスポーツや文化活動をした経験がありますか。(〇は1つだけ)

障がいのある方たちと一緒にスポーツや文化活動をした経験があるかについては、「全く経験がない」が74.5%と最も多く、次いで、「何度かある」が21.0%、「たびたびある」が3.7%となっています。



問7 市では障がいのある方や妊娠初期の方など援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマークやヘルプカードを配布しています。ヘルプマーク及びヘルプカードについて知っていますか。(〇は1つだけ)

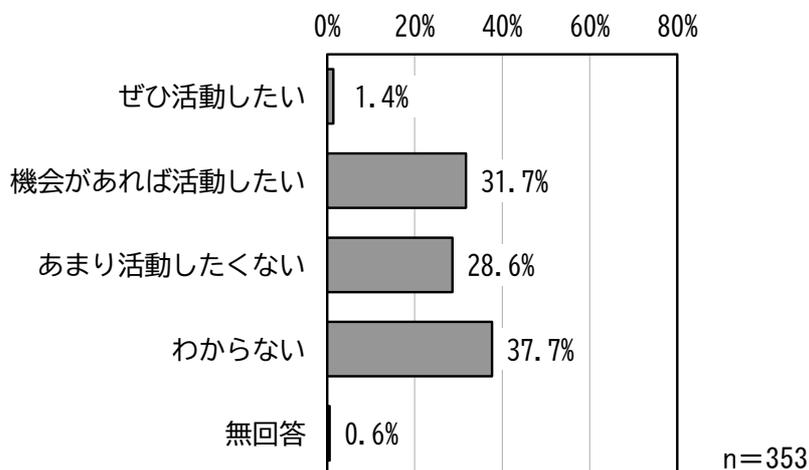
ヘルプマーク及びヘルプカードの認知度については、「名前も内容も知っている」が39.9%と最も多く、次いで、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が32.0%、「名前も内容も知らない」が27.2%となっています。





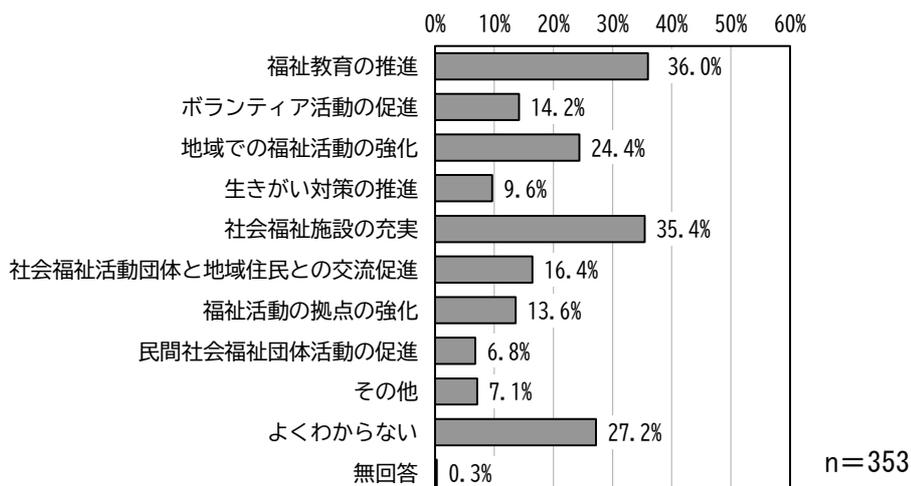
問 13 今後、障がいのある方に対するボランティア活動をしたしたいと思いますか。(〇は1つだけ)

今後、障がいのある方に対するボランティア活動をしたと思うかについては、「わからない」が37.7%と最も多く、次いで、「機会があれば活動したい」が31.7%、「あまり活動したくない」が28.6%となっています。



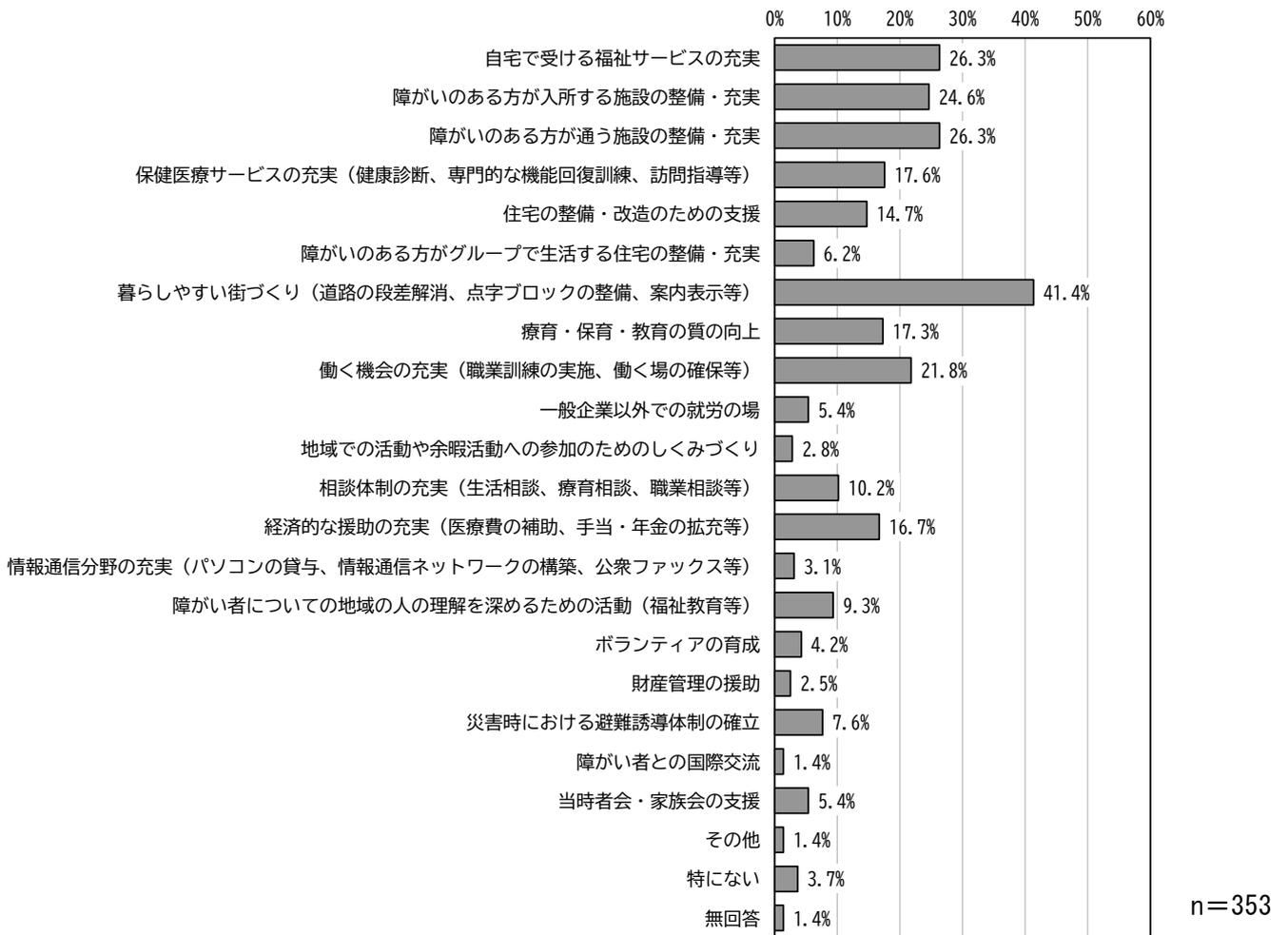
問 15 あなたが住んでいる地域の福祉を高めるための対応策として、どのようなことをすればよいと思いますか。(〇は3つまで)

住んでいる地域の福祉を高めるための対応策として、どのようなことをすればよいと思うかについては、「福祉教育の推進」が36.0%と最も多く、次いで、「社会福祉施設の充実」が35.4%、「地域での福祉活動の強化」が24.4%となっています。



問18 今後、八潮市が障がい者の福祉施策を進めていく上で、どのようなことに特に力を入れていく必要があると思われますか。(〇は3つまで)

今後、八潮市が障がい者の福祉施策を進めていく上で、どのようなことに特に力を入れていく必要があると思うかについては、「暮らしやすい街づくり（道路の段差解消、点字ブロックの整備、案内表示等）」が41.4%と最も多く、次いで、「自宅で受ける福祉サービスの充実」、「障がいのある方が通う施設の整備・充実」がともに26.3%となっています。





③障がい福祉関係事業所アンケート

問2 貴事業所において実施している障がい福祉サービスを、下記の中から該当する番号すべてを記入してください。

実施している障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス事業」が11件と最も多く、次いで、「共同生活援助」が10件、「就労継続支援(B型)」、「児童発達支援事業」がともに9件となっています。

項目	度数	比率
居宅介護	8	18.6%
重度訪問介護	7	16.3%
行動援護	4	9.3%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
同行援護	2	4.7%
短期入所	7	16.3%
地域移行支援	1	2.3%
地域定着支援	1	2.3%
療養介護	0	0.0%
生活介護	8	18.6%
自立訓練(機能訓練)	0	0.0%
自立訓練(生活訓練)	0	0.0%
就労移行支援(一般型)	0	0.0%
就労移行支援(資格取得型)	0	0.0%
就労継続支援(A型)	2	4.7%
就労継続支援(B型)	9	20.9%
就労定着支援	0	0.0%
日中一時支援	0	0.0%
移動支援	8	18.6%
自立生活援助	0	0.0%
施設入所支援	0	0.0%
共同生活援助	10	23.3%
宿泊型自立訓練	0	0.0%
児童発達支援事業	9	20.9%
放課後等デイサービス事業	11	25.6%
保育所等訪問支援事業	0	0.0%
計画相談支援	3	7.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	43	

問3 貴事業所の経営状況や運営における課題で、あてはまるものはありますか。(いくつでも○)

経営状況や運営における課題については、「人員確保が困難」が27件と最も多く、次いで、「業務量が増大している」が14件、「職員の研修、育成を行う時間が少ない」が11件となっています。

項目	度数	比率
経営が困難	7	16.3%
施設整備などの資金繰りが困難	8	18.6%
職員の退職が多い	8	18.6%
人員確保が困難	27	62.8%
職員の研修、育成を行う時間が少ない	11	25.6%
業務量が増大している	14	32.6%
サービス内容や質の安定向上を図ることが困難	4	9.3%
市民、近隣住民の理解を得るのに苦慮している	1	2.3%
利用者の確保	8	18.6%
利用者やその家族などへの対応に苦慮しているケースがある	6	14.0%
その他	4	9.3%
無回答	3	7.0%
回答者数	43	

問5 スタッフの研修・教育など、人材育成における課題は何ですか。(いくつでも○)

スタッフの研修・教育など、人材育成における課題については、「人材育成のための時間がない」が21件と最も多く、次いで、「指導をできる人材が少ない、またはいない」、「採用時期が別々で効率的な育成ができない」がともに12件となっています。

項目	度数	比率
人材育成のための時間がない	21	48.8%
人材育成のための費用に余裕がない	3	7.0%
従業員の自己啓発への意欲が低い	5	11.6%
法人（本部等）が人材育成に熱心ではない	2	4.7%
指導をできる人材が少ない、またはいない	12	27.9%
採用時期が別々で効率的な育成ができない	12	27.9%
育成してもすぐに辞めてしまう	6	14.0%
研修を受講させる余裕がない	9	20.9%
その他	4	9.3%
無回答	4	9.3%
回答者数	43	



問7 貴事業所では利用者等から虐待に関する相談を受けたことがありますか。(1つに○)

利用者等から虐待に関する相談を受けたことがあるかについては、「ある」が7件に対し、「ない」が36件となっています。

項目	度数	構成比
ある	7	16.3%
ない	36	83.7%
無回答	0	0.0%
合計	43	100.0%

問9 障がいのある人がその人らしく地域で生活するために、障害者総合支援法や児童福祉法によるサービス以外で特に必要と思われる支援はありますか。(いくつでも○)

障がいのある人がその人らしく地域で生活するために、障害者総合支援法や児童福祉法によるサービス以外で特に必要と思われる支援については、「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が31件と最も多く、次いで、「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」が29件、「趣味やスポーツなどの集まり」が19件となっています。

項目	度数	比率
話し相手や地域の人声かけ、訪問	15	34.9%
ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス	31	72.1%
趣味やスポーツなどの集まり	19	44.2%
外出の時に自動車で送迎してくれるサービス	29	67.4%
買い物など外出に付き添ってくれるサービス	17	39.5%
その他	6	14.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	43	

問 10 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、特にどのようなことが必要だと考えますか。(5つまで○)

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、特にどのようなことが必要だと考えるかについては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が23件と最も多く、次いで、「災害のときの避難誘導體制の整備」が18件、「個別の特性に配慮した情報提供の充実」、「障がいのある人を支援する関係機関の連携体制の整備」がともに17件となっています。

項目	度数	比率
何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	23	53.5%
個別の特性に配慮した情報提供の充実	17	39.5%
在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実	16	37.2%
リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	9	20.9%
重度の障がいがある人のための入所施設の整備	12	27.9%
一人ひとりの個性を生かした保育や教育内容の充実	9	20.9%
職業訓練の充実や働く場所の確保	11	25.6%
障がいのある人が参加しやすいスポーツ、サークル文化活動の充実	5	11.6%
様々なボランティア活動団体などの育成	5	11.6%
障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	9	20.9%
差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	13	30.2%
障がいのある人の権利を守るための制度の充実	2	4.7%
災害のときの避難誘導體制の整備	18	41.9%
公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など、生活の場の確保	12	27.9%
公共交通や道路、公共施設等のバリアフリー化	3	7.0%
障がいのある人を支援する関係機関の連携体制の整備	17	39.5%
経済的支援の充実	11	25.6%
その他	1	2.3%
無回答	0	0.0%
回答者数	43	



(3) グループインタビュー概要

障がいのある人やその家族で組織される団体等を対象とし、障がいのある人が必要としている支援や他組織との連携などの意見等を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。

日程	実施団体
令和5年5月22日	朗読ボランティアうしお文庫 八潮市手をつなぐ親の会 点字点訳ひまわりの会
令和5年5月24日	八潮市聴覚障害者協会 八潮市手話サークルうさぎの会 NOZOMI 八潮市身体障害者福祉会 やしお視覚障害者自主交流 愛eye会
令和5年6月5日	YSK（八潮市精神しょうがい者家族会）
書面	八潮市自立支援協議会相談支援部会

(4) グループインタビュー結果概要（主な意見）

①主な活動又は事業、取組など

→各団体の事業活動の紹介等（省略）

②活動又は事業を行う上での課題や問題点

- ・会員の増加を希望しているが、新規会員の加入がない。
- ・会員の高齢化が進んでいる。
- ・団体の認知度が足りない。
- ・個人情報「壁」になり、相手が見えづらい。

③会員又は障がいのある方及び利用者が抱えている主な課題や問題点

- ・土日に活動が多いが、利用できる同行援護の事業所が少ない。
- ・多機能トイレを使う会員が多いが、市内に多機能トイレが少ない。
- ・ボランティアをする人と受ける人の接点がない。
- ・活動内容を市が啓発してほしい。
- ・医療的ケア児の親同士の連絡体制があればよい。

④地域での障がい者に対する支え合いや助け合いの活動を進めていくために必要なこと

- ・ボランティア団体と行政との協働によるイベントの質の向上が必要。
- ・市の方で啓発活動を行える場を設置してほしい。
- ・手話言語条例の周知が必要であり、啓発を継続的に行ってほしい。
- ・障がいに対する啓発が不可欠である。

⑤今後、特に望まれる福祉施策や福祉サービスについて

- ・高齢化が進んでいるので、買い物代行や病院の付き添い等のサービスが必要である。
- ・移動支援やショートステイの日数等を増やしてほしい。
- ・障がいのある人が集まれる場が必要である。
- ・移動支援、同行援護の充実が必要である。

⑥ご意見・ご要望等について

- ・市と社会福祉協議会との連絡体制の充実を図ってほしい。
- ・障がい福祉課と他課の連携を充実してほしい。
- ・市内には運動施設がないので充実してほしい。
- ・活動する場をつくりたいので、市に協力してほしい。



第4節 現状からみた八潮市の課題

第2節「障害者手帳等の所持者数」及び第3節の「アンケート調査・グループインタビュー結果概要」を考察した結果、本市において障がい者施策を進めるうえで主要な課題を、次の7つの項目に整理しました。

(1) 地域生活支援について

障がい者（児）アンケート調査の結果によると、「悩みや困ったことについての相談先」では、「家族や親せき」が最も多く、「友人・知人」、「医師や看護師」という回答が続いています。一方、「相談支援事業所」、「市役所など行政機関の職員」、「社会福祉協議会」と回答した人は少ないことから、周知を徹底し、相談窓口の認知度を向上していく必要があります。

また、「今後利用したい障がい福祉サービス」としては、「居宅介護」、「就労継続支援（A型・B型）」が最も多く、「ショートステイ」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が続いています。グループインタビューでは、「移動支援やショートステイの日数等を増やしてほしい」という意見もあり、障がい福祉サービスのサービス量の確保・制度の周知を行い、利用促進に努める必要があります。

(2) 保健・医療について

障がい者（児）アンケート調査の結果によると、「地域で生活するために必要な支援」として、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」という回答が約3割あります。また、「現在の生活で困ること」として、「医療費が多くかかる」、「診療してくれる医療機関が少ない」等の医療に対する回答も少なくありません。また、一般市民アンケート調査では、「八潮市の障がい者施策を進める上で、力を入れること」として、「保健医療サービスの充実」という回答も少なくありません。

障がいの原因となるような疾病等の発生を防ぐため、そして障がいの進行を抑制するための「早期発見体制」は必要不可欠であり、健康づくりへの支援はもちろんのこと、適切な医療を受けられる体制を整備していく必要があります。

(3) 理解と交流について

障がい者（児）アンケート調査の結果によると、「現在の生活で困ること」として、「周りのひとの理解が少ない」という回答が約2割あります。一般市民アンケート調査では、「障がいのある方への支援や交流に対しての関心」で約4割の人が「関心がある」と回答しています。また、グループインタビューでは、「障がいに対する啓発が不可欠である」という意見もありました。障がいのある人に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、障がいのある人や特別支援教育への理解の促進を図る必要があります。

さらに、「障害者差別解消法」で規定している「合理的配慮」の認知度は、25%以下に留まっており、「障害者差別解消法」及び「合理的配慮」の周知を徹底するとともに、

同法に基づく社会的障壁の除去や合理的配慮を実施していく必要があります。

(4) 雇用・就労について

障がい者（児）アンケート調査の結果によると、「仕事をしている」は41.8%となっており、そのうち、「一般の会社で常勤で働いている」人は43.5%、「一般の会社でパート・アルバイトとして働いている」人は22.7%となっています。また、「現在の仕事についての悩みや不満」では、「賃金や待遇面」、「意思疎通」、「人間関係」と回答があることから、障がいのある人が働きやすい環境整備に向けた啓発や事業所への障がい者雇用の呼びかけを行う必要があります。

(5) 余暇活動・社会参加について

障がいのある人の自立や生きがいを高めるためには、趣味やスポーツを楽しむことや、グループでの活動が大切です。

障がい者（児）アンケート調査の結果によると、「外出の目的」として、「趣味やスポーツ」と回答した人は2割未満となっています。また、一般市民アンケート調査では、「障がいのある方たちと一緒にスポーツや文化活動をした経験」について「ある」と回答した人は3割未満となっています。このため、余暇活動や社会参加についての環境整備、情報や活動機会を積極的に提供していく必要があります。

(6) 療育・教育について

療育・教育については、母子保健施策との緊密な連携のもと、支援を必要とする子どもの早期発見、早期療育の仕組みや、教育分野との連携を図ったうえで、身近な地域で、どの障がいにも対応できるサービスが提供され、特性に応じた支援が継続的に行われるよう体制を整備する必要があります。

(7) 生活環境について

障がい者（児）アンケート調査の結果によると、「外出しない」人が、「外出の際に困ることや不便なこと」として、「コミュニケーションがうまくいかない」や「介助者の確保が難しい」という回答の他に、「道路・建物の段差」、「階段の昇り降り」という回答もありました。一般市民アンケート調査では、「八潮市の障がい者施策を進める上で、力を入れること」として、「暮らしやすい街づくり（道路の段差解消、点字ブロックの整備、案内表示等）」という回答が最も多くなっています。

また、「災害が起きた場合の不安」については、8割以上の人が「不安がある」と回答しています。グループインタビューでは、困りごととして、「多機能トイレを使う会員が多いが、市内に多機能トイレが少ない」という意見もありました。

障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりには、道路や公共施設等のバリアフリー化や災害時における障がいのある人の避難対策、差別や偏見の解消といった心のバリアフリー化を進め、障がいのある人や高齢者など当事者の立場に立ったまちづくりを進めていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本方針

(1) 共通理念

本市は、第3期八潮市地域福祉計画において、福祉3計画（「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「八潮市子ども・子育て支援事業計画」、「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」）の共通理念を以下のとおり定めています。

本計画では、この共通理念に基づき、障がいのある人をはじめとした地域のあらゆる市民が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

【計画の共通理念】

地域における多様な主体が
それぞれの役割を担いながら協働し、
福祉の力を高める地域づくり

人と地域の絆は、地域社会を構成するあらゆる人たちがそれぞれの役割を担いながらともに手を取り合い、その多様な活動が結びついて初めて生まれるものであることから、互いの絆を深めていくために地域福祉の推進という共通の目的に向かい、力を合わせ協力していく協働の取組が必要となります。

地域社会を構成するあらゆる人たちが協働することで多様な課題を発見し、解決することができる福祉の力が高まるような地域づくりを進めます。



(2) 基本理念

国際障害者年において、掲げられた目標テーマは「完全参加と平等」で、現在でも障がい者福祉の究極のテーマであるといえます。これは、「障害のある人も、障害のない人と同じ権利をもち、住み慣れた地域で共に生活し、誰もが等しく社会に参加する」ということです。この目標を実現するためには、一人一人の人格と個性を尊重し支えあう社会を構築することが必要です。

また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。」とされています。

本市は、前回策定した『第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画』において、「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」を基本理念として、障がい者福祉施策を展開してきました。

これは、住み慣れた地域で多くの人々と協力し合いながら「自分らしい」生活を送ることができる地域づくりを進め、「総合計画」の理念や将来都市像、さらには福祉3計画における共通理念とも整合性を持ったものです。

本市が将来、地域の絆を大切にし、安心していきいきとした生活を送ることのできるまちであるために、今回の計画見直しでは、現行計画を踏襲し、全ての人が互いに尊重し合い、地域社会の一員として支え合い、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる地域共生社会の実現を目指し、基本理念を次のように定めます。

【計画の基本理念】

ともに生き、ともに支え合う地域づくり

八潮市は、「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」という基本理念のもとに、身体障がい、知的障がい、精神障がい等、全ての障がいのある人が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、総合的な支援を推進します。

第2節 基本目標

基本理念の実現のために、国や県における基本方針と整合を図りつつ、本市で実施したアンケート調査やグループインタビュー等における課題等を踏まえ、本計画では次の5つの基本目標に沿った障がい者福祉施策を推進します。

基本目標1. 自立した地域生活の維持及び継続

障がいのある人もない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を市民が正しく理解するために、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが大切です。そのために、市民がノーマライゼーションの理念を正しく理解できる取組の一層の充実を図ります。

また、地域共生社会を実現するため、日常生活や社会生活における障がいのある人等の活動の制限や、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くよう、企業や事業者に対して、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての普及啓発に努めます。

基本目標2. 社会参加を進めるための体制の整備

障がいのある人が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくためには、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた障がいのある人の雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図るとともに、社会参加を促進する事業を充実させる必要があります。

そのために、障がいのある人の雇用や就業を促進するとともに、活躍する場を拡大し、障がいのある人自身の職業能力の開発を支援し、事業主や一般社会への障がい者雇用に対する理解を深めます。

さらに、障がいのある人の活動の場の充実や日中活動の場を充実させ、社会参加を進めます。

基本目標3. 障がい児の健やかな育成を支援する体制の充実

障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援を推進するために、妊娠中からの支援体制を強化する必要があります。そのため、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めます。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援など関係機関との連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を推進します。さらに、地域共生社会の実現・推進の観点から、障がいの有無にかかわらず、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるよう障がいのある児童が、地域の保育、教育等の支援を受け、全ての児童がともに成長できるよう、年少期からのインクルージョンを推進します。



基本目標4. 地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりの推進

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人の日常生活を支援する体制を整備するとともに充実させる必要があります。

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、単にハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の障がいのある人に対する理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、災害発生時に備えて、地域における見守り活動を推進するとともに、避難行動要支援者リストや福祉避難所を整備し、災害時における障がいのある人の支援体制や避難体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症への対策も含め推進します。

基本目標5. 利用者本位のサービスの実現

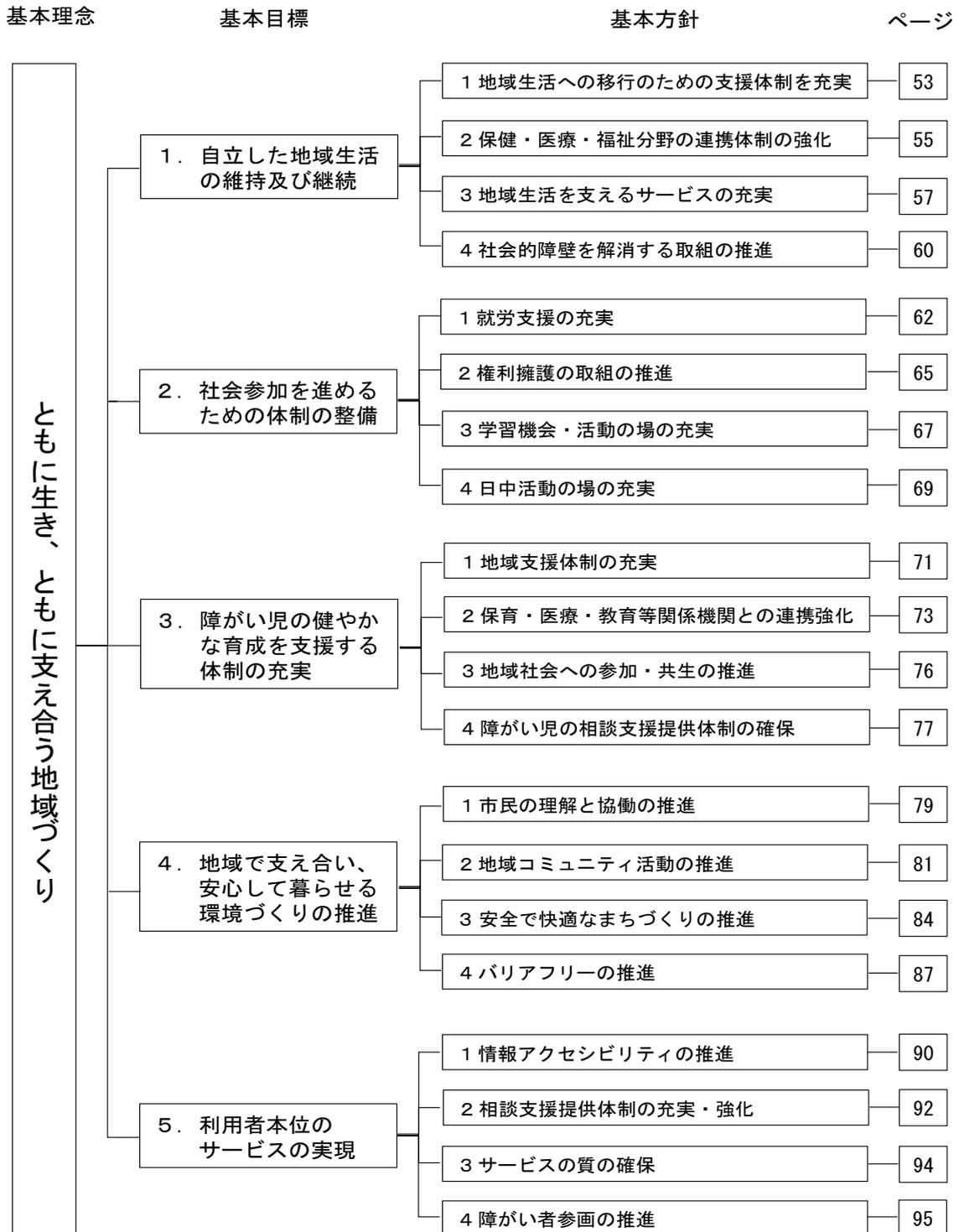
障がいのある人が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るためには、障がいのある人のニーズや障がいの特性に応じた障がい福祉サービスが提供されることが重要です。

市では、これまでの取組に引き続いて、多様な障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実を図ります。併せて、計画策定等において、障がいのある人及びその支援者の参加を促し、施策や事業に障がい者の要望・意見を反映し、利用者のニーズに沿ったサービスの実現に努める施策を推進します。

また、障がいのある人もない人も同じ内容の情報を同一時点で取得できるよう情報アクセシビリティの推進に努めます。

第3節 計画の体系

八潮市では、基本理念・基本目標を軸として、課題に対する取組の方向性を“基本方針”として設定し、障がい者施策を体系的に推進していきます。





第4節 本計画におけるSDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28年に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画に掲げる各事業を推進するに当たっては、SDGsの17の目標項目のうち、次に示す8つの取組目標を意識し、地域や関係団体と連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会を目指します。

第8次 八潮市障がい者行動計画におけるSDGsの取組

目標 (Goal)	目標到達に向けた取組の方向性
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう 全ての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策に取り組みます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進していくことで、市民の健康状態の維持・確保に取り組みます。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育をみんなに確保し、生涯学習の機会を促進できるような環境づくりに取り組みます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい生活ができるような環境づくりに取り組みます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりに取り組みます。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全な、レジリエント（強じんさ、回復力）で持続可能なまちづくりを進めます。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築します。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 市、関連団体、市民、NPO等の多くの関係者との協力関係を築き、パートナリシップを活性化して目標達成に取り組みます。</p>

第 4 章

主要施策

基本目標 1. 自立した地域生活の維持及び継続

基本方針 1 地域生活への移行のための支援体制を充実

障がいのある人が入所施設や病院から地域へ移行したり、住み慣れた地域での生活を続けていくためには「暮らしの場」を整備することが必要です。

障がい者（児）アンケート調査の結果では、「あなたは、将来どのように生活したいか」という設問において、「わからない」が最も多くなっていますが、「親族だけに世話をしてもらって、自宅で生活したい」、「親族の介助や、在宅福祉サービスを利用して、自宅で生活したい」という回答も多くなっています。一方、グループホームを希望する方や、入所施設を希望する方もいます。

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障がいの状況等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住環境の改善を図るため、重度の身体障がいのある人の住宅改修に助成を行うとともに、グループホーム等の整備を推進します。

【基本施策】

①住宅改善への支援

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
1	住宅改修に関する相談体制の整備	障がいのある人が生活しやすくなるよう住宅や設備の改造・整備に関する相談体制の充実や、住宅改修制度の周知・活用を図ります。	障がい福祉課

②障がい者に配慮した住宅の確保

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
2	障がい者向け公営住宅の確保	中層の市営住宅については、計画的に障がいのある人にも配慮された住宅となるよう改修し、また、低層の市営住宅については、民間住宅の借上げ型での整備を実施し、障がいのある人に配慮された住宅の供給を推進します。	建設管理課



③居住系サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
3	グループホーム等への支援	家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な障がいのある人や日常生活上の援助を必要とする障がいのある人に、地域での自立した生活を支援するため、グループホームを運営する事業者の市内への参入を積極的に促進します。	障がい福祉課

④障がい者支援施設等の整備

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
4	施設入所支援の充実	「施設入所支援」を行うサービス事業者の市内への参入を促進します。	障がい福祉課
5	療養介護の充実	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う「療養介護」のサービス事業者の参入を促進します。	障がい福祉課

⑤施設機能の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
6	重症心身障がい児施設の充実	重症心身障がい児施設『中川の郷療育センター』の施設運営支援をするとともに、外来患者の受入や通所事業の充実等、在宅の心身に障がいのある児童への支援を推進します。	障がい福祉課
7	医療的ケア児・者受入施設の充実 【新規】	在宅の医療的ケア児・者を新たに受け入れる児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護事業所に対し、受入施設の整備に要する費用の一部を助成し、受入れの促進を図ります。	障がい福祉課

⑥地域生活への移行支援

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
8	地域生活支援拠点の整備	障がいの重度化・高齢化、緊急時を見据えた地域での居宅支援を図るため、コーディネーターを配置し、効果的な支援体制を構築するための地域生活支援拠点を整備します。	障がい福祉課

基本方針2 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障がいの原因となりやすく、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「障がいが生じた時期」は、「10歳未満」という回答が3割以上と最も多くなっており、「20歳代」、「40歳代」と続いています。

また、「日常生活での介助」について、約4割の方が介助や支援を受けていると回答しています。

生活習慣病の増加が問題となっている現代では、壮年期以降の疾病による障がいの発生も多いことから、これらの疾病予防対策がさらに重要になってきています。

今後は、高齢化が進むなかで、障がいのある人の高齢化や重度化も予想されることから、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう健康づくりを推進するとともに、保健・医療サービスの充実を図ります。

【基本施策】

①保健サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
9	特定健康診査・特定保健指導・がん検診等の充実	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき策定した『第4期八潮市特定健康診査等実施計画』に基づき、内臓脂肪型肥満の減少と生活習慣病の予防に努めます。健康増進法に基づく、がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診等の健康増進事業について実施するとともに個別通知による受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。また、がん検診においては、要精検者の受診率向上を目指します。	国保年金課 健康増進課
10	健康相談・健康教育の充実	電話や来所による個々人に応じた健康相談を充実するとともに、健康に関する正しい知識の普及啓発や実践を目的に、市民ニーズや地域の状況に即した集団で行う健康教育の充実を図ります。	健康増進課 子ども家庭支援課
11	訪問指導の充実	療養上の保健指導が必要な人や家族に、保健師や栄養士等による訪問指導を実施し、心身機能の低下防止と健康の保持増進に努めます。	健康増進課 子ども家庭支援課
12	心の健康づくりの充実	「心の健康」に関する講演会や相談、訪問指導等を実施し、「心の健康」の保持増進を図ります。	健康増進課 子ども家庭支援課



②医療サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
13	訪問看護・訪問リハビリテーションの促進	障がいのある人の在宅での療養生活を支援するため、病院、訪問看護ステーション等との連携を図り、訪問看護、訪問リハビリテーションを促進します。	障がい福祉課
14	救急医療体制の充実	初期救急の休日診療所を運営するとともに、近隣市や関係機関との連携・協議を進めながら、第二次救急医療協力医療機関の運営及び整備に係る財政支援を行い、体制の確保に努めます。	健康増進課
15	障がい者歯科診療・訪問歯科診療の促進	障がい等により歯科医院での受診が困難な人向けの訪問歯科診療を促進するため、「在宅歯科診療整備事業」へ補助金を交付します。また、必要に応じ、障がい者歯科協力医や訪問歯科協力医をお知らせするなど、障がいのある人の歯科受診を支援します。	健康増進課 障がい福祉課
16	かかりつけ医・歯科医の普及	市内医療機関及び歯科医療機関情報を健康だより等に掲載し、各種の保健事業やホームページを通じてかかりつけ医・歯科医の普及啓発を図ります。	健康増進課
17	自立支援医療等の推進	「自立支援医療」（更生医療・精神通院医療・育成医療）、難病医療費支援制度について周知するとともに、自立支援医療を推進します。	障がい福祉課
18	重度心身障がい者医療費助成制度の充実	重度の心身障がいのある人に、医療費の一部負担金の助成を行います。また、広報紙やホームページ等、様々な機会を捉えて制度の周知に努めるとともに、利用しやすい制度に向けた改善に取り組みます。	障がい福祉課
19	医療機関との連携強化	障がいの状態に合った適切な支援を行うため、医療機関との連携強化を図ります。	健康増進課 障がい福祉課

③福祉サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
20	関係機関等との連携強化	地域ケア個別会議、専門職種別連絡会議、自立支援型地域ケア会議を開催し、困難事例に対する支援策を検討します。また、障がいの状態に応じた支援を行うため、保健、福祉、医療等の関係機関・団体等との連携を強化し、切れ目のない支援の充実に努めます。	長寿介護課 障がい福祉課

基本方針3 地域生活を支えるサービスの充実

障がいのある人が地域で安心して心豊かに生活できるよう支援し、そのライフステージや障がいに応じて生活のあらゆる場面で、必要なときに必要なサービスを自己の選択によって受けることのできる体制整備を充実させることは、障がいのある人の「主体性・自立性」を確保していく上で重要です。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「地域で生活するために必要な支援」として、「必要な在宅サービスが利用できること」という回答が3割以上となっています。

また、一般市民アンケート調査においても、「八潮市が障がい者の福祉施策を進めていく上で特に力を入れていく必要がある施策」として、「自宅で受ける福祉サービスの充実」という回答が約3割となっています。

今後も、障がいのある人が年齢や障がい種別などに関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、総合的なサービス提供体制の確立に向けた取組を進めます。

【基本施策】

①訪問系サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
21	ホームヘルプサービス等の充実	「居宅介護（ホームヘルプサービス）」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障がい者等包括支援」、「同行援護」の訪問系サービスの提供を推進します。	障がい福祉課
22	難病患者等ホームヘルパーの養成	在宅の難病患者等の病状に応じた適切なケアができるよう「難病患者等ホームヘルパー養成研修」等の受講について周知します。	障がい福祉課
23	訪問入浴サービスの充実	在宅の身体障がいのある人の状況に応じて、家庭での入浴サービスが適切に受けられるよう、委託先と連携し、充実を図ります。	障がい福祉課
24	配食サービスの充実	在宅の身体に障がいのある人が、自立した生活を送ることができるよう、定期的にアセスメントや食関連サービスの利用調整を行い、適切なサービスの提供及び安否確認を推進します。	障がい福祉課



②介護者サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
25	短期入所（ショートステイ）の充実	介護者の病気やその他の理由により、短期間の入所を必要とする人がサービスを利用できるよう支給決定を行います。また、市内でのサービス事業者の参入を促進します。	障がい福祉課
26	障がい児・者生活サポート事業の充実	障がいのある人やその家族が求める緊急時の介護ニーズや、障がいのある人の生活に合わせた多様な介護ニーズに迅速かつ柔軟に応えられるよう、一時預かりや移送サービスを行う障がい児・者生活サポート事業の充実を図ります。	障がい福祉課
27	日中一時支援事業の実施	介護者が緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある人の日中における活動の場の確保と一時的な見守りを行う、日中一時支援事業の充実を図ります。	障がい福祉課
28	在宅重症心身障がい児・者の家族に対するレスパイトケア事業の充実	医療型短期入所（レスパイトケア事業）又は日中一時支援等を実施する事業者と連携し、重症心身障がい児・者を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
29	介護家族会等の支援	障がいのある人を常時介護している家族等で構成する家族会を支援します。	障がい福祉課
30	障がい者探索サービスの実施	障がいのある人が所在不明となった場合の早期発見と安全の確保に役立てるため、位置情報取得端末機を利用した探索サービスを実施します。	障がい福祉課

③コミュニケーション支援事業の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
31	意思疎通支援事業の充実	聴覚障がい、音声又は言語機能に障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。また、意思疎通の支援を必要とする障がいのある人への支援について、関係団体と意見交換を行い検討します。	障がい福祉課
32	手話奉仕員・要約筆記者の養成	八潮市社会福祉協議会と連携して、「手話奉仕員養成講習会」を開催し、手話奉仕員の養成に努めます。また、要約筆記者の養成について検討します。	障がい福祉課
33	遠隔手話通訳サービスの活用	窓口での円滑なコミュニケーションを図るため、遠隔手話通訳サービスの活用を推進します。	障がい福祉課
34	手話講習会の実施	手話の普及を推進するため、初心者向けの手話講習会を開催します。	障がい福祉課

④障がいの状態に応じたコミュニケーション手段の確保・充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
35	音声コードの普及・活用	点字ができない視覚障がいのある人や、中途失明者への情報提供を図るため、音声コードの普及・活用に努めます。	障がい福祉課
36	コミュニケーション支援ボードの普及・活用	知的障がいのある人のコミュニケーションを図るため、「コミュニケーション支援ボード」の普及・活用に努めます。	障がい福祉課
37	ヒアリンググループ（磁気グループ）の活用	講演会、会議等において聴覚障がい者、加齢等により聞こえに不自由のある人に対し、聞こえをサポートできるよう、ヒアリンググループの活用を推進します。	障がい福祉課



基本方針4 社会的障壁を解消する取組の推進

障がいのある人とない人との交流活動は、お互いがそれぞれのライフスタイルや価値観を認めあい、相互理解を深める上で極めて大切です。

市では、ダイバーシティ社会推進方針を策定し、多様性を受け入れ活かすダイバーシティ社会の実現を目指しています。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「日常生活で障がいがあることが原因で差別やいやな思いをしたことがあるか」について、3割以上の人が「ある」と回答しています。

「共生社会」を実現するためには障がいのある人に対する地域の理解と協力が必要となるため、理解を深めるための積極的な周知を行う必要があります。

また、障がいのある人が日常生活や社会生活を送るための妨げとなる、様々な社会的障壁の除去のための合理的配慮はとても重要な取組です。

このため、福祉に関する啓発活動を充実させるほか、社会的支援、福祉問題の課題に対する理解を深めるための教育の推進や、地域住民やボランティア団体、行政が互いに連携し、社会的障壁の解消に努めるとともにダイバーシティの考え方を積極的に取り入れながら、こころのバリアフリーを推進します。

【基本施策】

①啓発活動の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
38	啓発事業の推進	障がいのある人への理解やノーマライゼーションの理念について、広報紙等の活用をはじめ、様々な場や機会を捉えて「福祉のまちづくり」に関する啓発を推進します。また、事業者の障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に関する理解を深めるための取組をすすめます。	障がい福祉課 人権・男女共同 参画課
39	「障害者週間」等の啓発	ノーマライゼーションの理念の普及を推進するため、県や障がいのある人の団体等と連携し、「障害者週間」「こころのバリアフリー」「世界自閉症啓発デー」などの啓発・周知を図ります。	障がい福祉課
40	ボランティア推進 啓発品の配布	市内小中高校生に八潮市社会福祉協議会が行うボランティア活動の啓発品を配布し、ボランティア活動の推進を図ります。	障がい福祉課

②福祉教育の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
4 1	社会福祉協力校、ボランティア推進校の指定等を通じた福祉教育の推進	市内小学校 10 校が「社会福祉協力校」、中学校 5 校が「ボランティア推進校」として八潮市社会福祉協議会から指定を受け、各種訪問活動やゲストティーチャーを招いての学習等、地域と連携した福祉活動等を通じて社会福祉への理解と関心の向上を図ります。	指導課
4 2	教職員研修の推進	年 3 回の連絡会を開催し、講演や演習、情報交換等を実施し、福祉教育・ボランティア教育の推進に努めるとともに、教職員の指導力の向上を図ります。	指導課
4 3	教育内容・方法の充実	各学校において、「総合的な学習の時間（ふるさと科）」の年間指導計画等に福祉に関する内容を位置づけ、福祉に関する体験的な学習を推進します。	指導課
4 4	人権教育の推進	障がいのある人の人権への十分な認識と理解を深め、障がいのある人に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及、高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、家庭、学校、地域との連携を図りながら、効果的な人権教育を推進します。	指導課 社会教育課



基本目標 2. 社会参加を進めるための体制の整備

基本方針 1 就労支援の充実

障がい者の就労等の活躍の場を拡大するには、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障がい者雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「どのような形で働きたいか」として、「一般の会社に常勤で働きたい」という回答が最も多く、就労ニーズが高いことが伺えます。また、「現在の仕事について、悩みや不満なこと」として、「特に悩みや不満はない」が最も多くなっているものの、「賃金や待遇面で不満がある」、「自分の考えや思ったことが伝えられない」という回答も多くなっています。

法定雇用率の改正などにより、以前に比べ障がい者雇用に理解と関心が高まっているなか、本市においても関係機関等と連携のうえ、障がい者就労の理解を促進し、身近な地域での就労支援を行います。

【基本施策】

①事業所への障がい者雇用の促進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
45	就労移行支援の充実	一般企業等への就労を希望する人が、就労に必要な知識と能力を向上させるために必要な訓練を受けられるよう、「就労移行支援」を行う事業者の市内への参入を促進します。	障がい福祉課
46	更生訓練費の給付	「就労移行支援」又は「自立訓練」を利用している人に「更生訓練費」を支給します。	障がい福祉課
47	障がい者就労支援センターの充実	障がいのある人の就労相談、就労定着支援の充実を図るため、障がい者就労支援センターの体制強化を図ります。	障がい福祉課
48	職業相談・情報提供の充実	障がいのある人の職業生活における自立を支援するため、草加公共職業安定所や東部障がい者就業・生活支援センターみらい、埼玉県障害者雇用サポートセンター等と連携し、情報提供を行い、求職情報の交換や就労相談の充実を図ります。	商工観光課 障がい福祉課
49	職業訓練機会の確保	就職機会の乏しい障がいのある人の職場確保と職場適応の向上を図るため、雇用を前提に実際の職場で訓練する職場適応訓練を推進します。	障がい福祉課
50	市内民間企業や商工団体等との連携体制の整備	障がいのある人の雇用を促進するため、草加公共職業安定所等との連携体制の整備を図ります。	商工観光課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
51	関係機関との連携の充実	草加公共職業安定所、東部障がい者就業・生活支援センターみらい、埼玉県障害者雇用サポートセンター等と連携し、求職情報の交換や就労相談の充実を図ります。	障がい福祉課
52	就職支度金の支給	「就労移行支援」・「就労継続支援」を利用し、就職等により自立する人に、就職支度金を支給します。	障がい福祉課
53	自立支援協議会はたらく部会の充実	障がいのある人の就労に関する情報集約及びネットワークの構築を図るため、市内の関係する事業者を中心に構成する専門部会（はたらく部会）の充実を図ります。	障がい福祉課

②職域の開拓

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
54	商工団体等との障がい者雇用促進に関する連携体制の整備	障がいのある人の雇用を促進するため、連携体制の整備を図ります。	商工観光課
50	市内民間企業や商工団体等との連携体制の整備〔再掲〕	障がいのある人の雇用を促進するため、草加公共職業安定所等との連携体制の整備を図ります。	商工観光課

③市の障がい者雇用の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
55	法定雇用の推進	「障害者の雇用の促進等に関する法律」を遵守し、積極的に障がい者の採用に取り組みます。	人事課
56	障がいのある職員が活躍できる職場環境の整備 【新規】	「八潮市障がい者活躍推進計画」に基づき障がい特性に配慮するとともに、本人の希望を踏まえつつ、障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備に取り組みます。	人事課



④就労継続支援事業の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
57	就労継続支援の充実	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けてもらうため、必要な情報提供・支援を行います。	障がい福祉課
58	授産品の販路拡大	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達を優先的に実施するとともに、販路拡大の支援を行います。	障がい福祉課

基本方針2 権利擁護の取組の推進

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことです。

こうした「権利擁護」の問題は、支援が必要な人の増加により、その需要に対応する体制の整備が求められています。障がい者の権利を守るために、関係機関との連携を強化するとともに、成年後見制度等の適切な利用を促進していく必要があります。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「成年後見制度の認知度（名前も内容も知っている、名前を聞いたことはあるが、内容は知らない）」は、約5割となっています。

今後も、障がい者への成年後見制度の利用支援や、業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修などを行い、成年後見制度の利用を促進します。

また、成年後見制度における業務を適正に行うことが可能な法人を確保できる体制整備や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【基本施策】

①関係機関と連携した啓発活動の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
38	啓発事業の推進〔再掲〕	障がいのある人への理解やノーマライゼーションの理念について、広報紙等の活用をはじめ、様々な場や機会を捉えて「福祉のまちづくり」に関する啓発を推進します。また、事業者に対しては、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に関する理解を進めるための取組をすすめます。	障がい福祉課 人権・男女共同 参画課
39	「障害者週間」等の啓発〔再掲〕	ノーマライゼーションの理念の普及を推進するため、県や障がいのある人の団体等と連携し、「障害者週間」「こころのバリアフリー」「世界自閉症啓発デー」などの啓発・周知を図ります。	障がい福祉課
40	ボランティア推進啓発品の配布〔再掲〕	市内小中高校生に八潮市社会福祉協議会が行うボランティア活動の啓発品を配布し、ボランティア活動の推進を図ります。	障がい福祉課



②障がい者の権利擁護施策の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
59	障がい者の虐待防止	障がい者虐待防止センターや配偶者暴力相談支援センターとの連携により、障がい者虐待防止及び早期発見・早期対応に努めるとともに、埼玉県と連携し虐待通報ダイヤルの周知、利用促進に努めます。 また、障がい福祉サービス事業所等に対しては、県等の虐待防止研修の受講や事業所内での実施や虐待担当者の設置を促すなど、あらゆる機会を通じて虐待防止に向けた指導・助言を継続的に実施します。	障がい福祉課
60	成年後見制度の周知・支援	「成年後見制度」の普及・PRを図るとともに、制度を必要とする人への利用支援に努め、市民後見や法人後見の育成を図ります。また、権利擁護支援の地域ネットワークの体制整備及び法律・福祉の専門職団体や関係機関からなる協議会等を適切に運営していくための中核となる機関（中核機関）を設置し、成年後見事業の充実を図ります。	社会福祉課 障がい福祉課
61	障がい者差別解消の推進	障害者差別解消法の制度について周知を図るとともに、障がい者差別解消地域支援協議会において障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進します。	障がい福祉課
62	手話を言語とする事業の推進	手話の普及及び手話による意思疎通への理解を深めるため、手話を言語とする事業の推進を図ります。	障がい福祉課

基本方針3 学習機会・活動の場の充実

障がいの有無にかかわらず、スポーツや学習活動・文化活動、レクリエーションは、体力の維持や向上につながるだけでなく、その活動を通して楽しいひとときを過ごすことで生活の質（Quality Of Life）の向上につながります。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「外出の目的」としては、「趣味やスポーツ」という回答が2割未満となっています。

障がいのある人がスポーツや学習活動・文化活動、レクリエーション、生涯学習などを楽しめるよう、関係機関と連携し、必要な配慮や環境整備を行うとともに、活動の場の提供に努めます。また、地域社会との交流や理解を深めるため、障がいのある人が社会活動へ気軽に参加できるような環境整備を推進し、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる取組を進めます。

【基本施策】

①学習機会の提供

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
37	ヒアリンググループ（磁気グループ）の活用〔再掲〕	講演会、会議等において聴覚障がい者、加齢等により聞こえに不自由のある人に対し、聞こえをサポートできるよう、ヒアリンググループの活用を推進します。	障がい福祉課
63	手話通訳の配置等障がい者の参加しやすい環境づくりの推進	聴覚障がいのある人が講座等に参加する場合は、手話通訳者を配置する等、参加しやすい環境づくりに努めます。	障がい福祉課
64	障がい者対象講座の開講	障がいのある人等を対象とした講習会などを開催するとともに、その充実を図ります。	障がい福祉課

②視覚障がい者への図書館サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
65	録音図書・点字図書等の充実	点字資料、録音資料、大型活字資料の充実を図ります。また、他自治体・団体と相互貸借をすることで、幅広い資料提供を行います。	社会教育課
66	録音図書・点字図書の郵送又は宅配による貸出しの推進	視覚障がいのある人に録音資料・点字資料を郵送により貸出し、又は直接届けます。また、他自治体・団体と相互貸借をすることで、幅広い資料提供を行います。	社会教育課
67	朗読会の推進	ボランティアにより、視覚障がいのある人も参加できる朗読会を開催します。	社会教育課



③身体障がい者福祉センターの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
68	身体障がい者福祉センターの充実	『身体障害者福祉センターやすらぎ』の事業や相談・支援の充実を図るとともに、利用の促進に努めます。	障がい福祉課

④スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
69	スポーツ指導者の養成・確保	障がい者スポーツに理解のある方々の指導者講習会等への参加の促進強化を図るなど障がい者スポーツ指導員の養成に努めます。また、スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等の支援団体へ障がい者スポーツに関する情報の提供を積極的に促進します。	スポーツ振興課
70	スポーツ施設等のバリアフリー化の推進	障がいのある人が安全・安心に利用できるよう、スポーツ施設等のバリアフリー化を推進します。	関係各課
71	スポーツ・レクリエーション活動の充実	「障がい者スポーツ交流会わいわい」や「高齢者と障がい者のスポーツの祭典」等のレクリエーション事業を支援し、障がいのある人へのスポーツ・レクリエーションの参加の機会を提供します。	関係各課
72	障がい者スポーツ・レクリエーション用具の貸出し	障がいのある人の心身の健康の増進を図るため、障がい者スポーツ用具の貸出しを実施します。	障がい福祉課

⑤文化・芸術活動等の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
73	文化・芸術活動等の指導者の養成・確保	『身体障害者福祉センターやすらぎ』で各種講座を実施するに当たり、「ボランティアセンター」に登録しているボランティアの活用や、公民館等との連携により、講師の確保に努めます。	障がい福祉課
74	文化・芸術施設等のバリアフリー化の推進	公共施設において入口にスロープを設置したり、障がい者用駐車スペースの確保、多目的トイレを設置するなど、様々な障がいに対応したバリアフリー化に努めます。	関係各課

基本方針4 日中活動の場の充実

障がいのある人は地域の中で様々な日中活動を希望しており、障がいのある人の多様なニーズに対応できる日中活動の場・機会を提供することが必要です。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「地域で生活するために、必要な支援」として、「生活訓練等の充実」という回答が約2割となっています。

今後も、障がいのある人等が、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状況や特性に応じ、自立に向けた訓練や就労に向けた準備支援等の「日中活動の場」の充実を促進します。

【基本施策】

①活動の場の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
75	児童通所施設の充実	学校に通っている障がいのある児童に生活能力向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」の充実を図ります。また、未就学の障がいのある児童に対する日常生活上の訓練等を行う「児童発達支援」の充実を図ります。さらに、医療的ケア児や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の市内への参入を促進します。	障がい福祉課
76	地域活動支援センターの充実	障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、「地域活動支援センター」の充実を図ります。	障がい福祉課
77	自立訓練の充実	障がいのある人が自立した社会生活を送れるよう「自立訓練（機能訓練及び生活訓練）」の支給決定を行い、自立を支援します。	障がい福祉課
78	生活介護の充実	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「生活介護」の充実を図ります。	障がい福祉課
79	精神科デイケアとの連携	精神障がいのある人の社会復帰を支援するため、医療機関などが実施するデイケアとの連携を図ります。	障がい福祉課



②補装具の利用促進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
80	補装具費の支給	日常生活又は職業生活を容易にするため、障がい程度に応じた補装具費を支給します。また、利用者が希望する事業者との補装具費代理受領契約により、利用者の一時的な経済的負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
81	補装具に関する相談・情報提供の充実	利用者の利便性やニーズに対応できるよう、身体障害者更生相談所、指定育成医療機関等と連携をとり、必要な補装具の給付を行います。	障がい福祉課

③日常生活用具の給付の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
82	日常生活用具の給付	在宅で重度の障がいのある人や難病患者、小児慢性特定疾患児の利便性やニーズに応じて日常生活の利便を図るため、その障がいに応じた日常生活用具を給付します。	障がい福祉課
83	相談・情報提供の充実	日常生活用具について、必要な情報を提供します。	障がい福祉課

④車いすの貸与の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
84	車いす貸与事業の促進	一時的に車いすを必要とする人に対して行う八潮市社会福祉協議会の車いすの貸出し事業を促進します。	障がい福祉課

⑤障がい者福祉施設の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
85	障がい者福祉施設の充実	障がい者福祉施設において、利用者本位のサービスの提供ができるよう、必要な支援を行い、事業所の質の向上に努めます。	障がい福祉課

基本目標3. 障がい児の健やかな育成を支援する体制の充実

基本方針1 地域支援体制の充実

乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障がい児や障がい児を支える保護者に対する乳幼児期からの相談等支援体制の充実に努める必要があります。また、成長発達期にある児童は、早期に障がいを発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが期待できます。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「障がい・疾患等が生じた年齢」という設問で、「10歳未満」という回答が3割以上と最も多くなっています。療育に関する相談は、多様化・複雑化している傾向にあることから、より適切に対応するため、関係機関の更なる連携体制の強化を図り、情報の共有に努めます。

また、どの障がいにも対応できるサービスの提供及び、障がい児の個々の特性に応じた適切な療育・教育のために、支援に関わる関係者と連携し継続的な相談支援体制を整備します。

【基本施策】

① 障がいの早期発見・早期対応

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
86	各種健康診査及び事後指導の充実	母子保健法に基づき、妊婦や乳幼児の健康診査、相談事業、訪問指導等を実施し、疾病や障がい等の早期発見、早期対応に努めます。また、健診未受診者への勧奨や育児不安、児童虐待の早期発見等の保護者支援に努めます。	子ども家庭支援課
87	すこやか相談の充実	発育発達等の経過観察が必要な乳幼児を対象に、小児発達専門医、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職による「すこやか相談」を実施し、療育が必要な乳幼児の早期発見・早期支援に努めます。	子ども家庭支援課
88	障がい児発達支援巡回事業の実施	発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等へ訪問し、施設職員等に障がいを抱える児童や保護者への支援方法、指導内容に関する助言を行い障がい児保育の充実に努めます。また、障がい児保育への理解を深め、子どもとその保護者への早期対応へつなげます。	障がい福祉課 保育課



②療育事業の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
89	療育相談の充実	障がいのある児童と保護者を支援するため、心身障がい児訓練施設での親子参加の訓練の実施や、通所者に対する療育相談を行い、連携して児童発達支援等への対応につなげます。	保育課 障がい福祉課
90	スタッフ体制の充実	障がいのある児童の保護者の不安や児童の養育状態の把握に努め、専門家からの指導の充実を図ります。	保育課 障がい福祉課

③療育ネットワークの整備

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
91	保育所、心身障がい児訓練施設、学校等療育関係機関の連携強化	相談内容等に応じ、保育所をはじめ、心身障がい児訓練施設、児童相談所、保健所及び学校等の関係機関と連携し、問題の解決を図ります。	障がい福祉課

④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の構築

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
92	重症心身障がい児や医療的ケア児の支援体制の整備 【新規】	重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるようにするため、医療的ケア児等コーディネーターの配置をすすめるとともに、医療的ケア児等支援センターと連携し、支援体制の整備を進めます。また、保育所や小中学校における医療的ケア児の受入体制の整備を進めます。	障がい福祉課 保育課 指導課
7	医療的ケア児・者受入施設の充実 【新規】・ 〔再掲〕	在宅の医療的ケア児・者を新たに受け入れる児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護事業所に対し、受入施設の整備に要する費用の一部を助成し、受入れの促進を図ります。	障がい福祉課
75	児童通所施設の充実 〔再掲〕	学校に通っている障がいのある児童に生活能力向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」の充実を図ります。また、未就学の障がいのある児童に対する日常生活上の訓練等を行う「児童発達支援」の充実を図ります。さらに、医療的ケア児や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の市内への参入を促進します。	障がい福祉課

基本方針2 保育・医療・教育等関係機関との連携強化

障がいのある児童の早期発見・早期支援及び健全な育成を進めるためには、保育、保健医療、教育委員会等との緊密な連携を図るとともに、障がいのある児童の受入を促進することが重要です。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「通園・通学する上で必要な支援」として、「学習に対する支援」が6割以上、「教育や療育についての情報」が5割以上の回答となっています。

障がいのある児童に対し、乳幼児期における成長の支援や、就学における障がいの特性に応じた教育を実施することにより、本人の持つ能力を伸ばし、将来にわたり生活に必要な力をつけていくよう支援するとともに、障がいについての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための取組等を検討します。

【基本施策】

① 障がい児保育の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
93	受入れ対象児童の拡大	配慮を要する児童が増加傾向にあることから、南川崎保育所の障がい児保育クラスに加え保育士の加配により、成長及び発達に応じた集団保育が可能な児童の受入れに必要な保育体制の整備を行います。	保育課
94	療育事業や関係機関との連携等による保育内容の充実	集団保育が可能な児童の受入れを南川崎保育所の障がい児保育クラスで行うため、心身障がい児訓練施設等関係機関との連携を強化します。専門職による指導とアドバイスを受け個々の対応に努め、保育の充実を図ります。	保育課
95	保育所等への訪問支援の充実	障がいのある児童に対する集団生活適応のための支援を行う「保育所等訪問支援」や、発達障がい等に関する知識を有する専門職員による保育所等への巡回支援や研修を実施します。	保育課 障がい福祉課
96	サポート手帳の周知	乳幼児期から成人期まで一貫した支援を受けられるよう、埼玉県で作成しているサポート手帳の周知を図ります。	障がい福祉課
75	児童通所施設の充実〔再掲〕	学校に通っている障がいのある児童に生活能力向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」の充実を図ります。また、未就学の障がいのある児童に対する日常生活上の訓練等を行う「児童発達支援」の充実を図ります。さらに、医療的ケア児や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の市内への参入を促進します。	障がい福祉課



事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
97	児童発達支援センターの整備	地域の障がいのある児童やその家族に対する支援や障がいのある児童の保育所等の受入れの促進を図るため、児童発達支援センターの整備をすすめていきます。	障がい福祉課

②幼稚園における障がい児の受入れの要請

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
98	幼稚園における障がい児の受入れの推進	幼稚園における障がいのある児童の受入れを推進するため、関係機関との連携を図るとともに、発達障がい児支援関係の研修等の周知や、障がい児発達支援巡回事業を実施します。	障がい福祉課

③放課後児童対策の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
99	学童保育所における障がい児の受入れの促進	適切な指導員の配置、研修の充実及び放課後活動の多様な方法を検討するとともに、在籍していた保育施設等の関係機関との連携を密にして、障がいのある児童の受入れの促進に努めます。	保育課
100	民間学童クラブに対する助成	障がいのある児童の放課後児童健全育成事業として、保育の必要性のある児童の学童保育を行う民間の団体に運営費の補助を行います。	保育課
75	児童通所施設の充実〔再掲〕	学校に通っている障がいのある児童に生活能力向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」の充実を図ります。また、未就学の障がいのある児童に対する日常生活上の訓練等を行う「児童発達支援」の充実を図ります。さらに、医療的ケア児や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の市内への参入を促進します。	障がい福祉課

④障がい児教育の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
101	特別支援学級の適正配置	特別支援学級については、小・中学校共に、「知的障がい学級」、「自閉症・情緒障がい学級」の適正な配置を図ります。	指導課
102	通級指導の拡充	「難聴言語障がい」や「発達障がい・情緒障がい」の通級指導教室を小学校に設置し、通級指導教室の増設や指導者の確保など、更なる通級指導の充実を図ります。	指導課
103	特別支援教育の充実	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校給食費、通学費、学用品等購入費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費を支給し、経済的な負担の軽減を図ります。	教育総務課

⑤医療機関等との連携

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
104	医療機関等との連携強化	保健事業及び育児支援や児童虐待等への対応について、医療機関など関係機関との連携を強化し、支援の充実に努めます。	子ども家庭支援課

⑥教職員研修の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
105	障がい及び障がい児教育に関する教職員研修の充実	市内小中学校の教員を対象に、特別支援教育に関する研修会を実施します。	指導課



基本方針3 地域社会への参加・共生の推進

障がいのある児童が、地域の中で共に成長できるような社会を実現するために、学校における福祉教育や交流教育等の環境整備が必要です。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「通園・通学する上で必要な支援」として、「友達などひととのかかわり方に対する支援」という回答が最も多くなっています。

障がいのある児童をめぐる状況は、多様化・複雑化している傾向にあることから、より適切に対応するため、関係機関の更なる連携体制の強化を図り、情報の共有に努めるとともに、障がいのない児童との交流の推進に努めます。

【基本施策】

①療育関係機関の連携強化

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
91	保育所、心身障がい児訓練施設、学校等療育関係機関の連携強化〔再掲〕	相談内容等に応じ、保育所をはじめ、心身障がい児訓練施設、児童相談所、保健所及び学校等の関係機関と連携し、問題の解決を図ります。	障がい福祉課

②交流教育の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
106	交流教育の推進	各学校において交流教育の充実に努めます。また三郷特別支援学校や越谷特別支援学校と連携し「支援籍学習」や「居住地校交流」を実施します。	指導課

③障がい者修学資金の給付

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
107	障がい者修学資金の給付	大学、高等専門学校その他教育機関で修学している障がいのある人に、修学資金を給付します。	障がい福祉課

基本方針4 障がい児の相談支援提供体制の確保

障がいのある児童の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくために、本人・家族の意向を尊重しつつ、ニーズをしっかりと踏まえたきめ細かな支援を行うことが必要です。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「通園・通学する上で必要な支援」として、「障がいを専門的に相談できる機関」という回答が約半数となっています。

障がいのある子ども一人ひとりの特性や発達段階に応じた、ライフステージを通じて切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関との相談支援体制の連携強化を図ります。

【基本施策】

① 相談・指導の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
108	就学支援委員会の充実	就学時健康診断前に各関係機関と連携し、次年度の就学予定児童の情報収集を行うとともに、できる限り早期から就学相談を開始します。就学時健康診断後、その結果に基づき「就学支援委員会」において適正な就学支援を行います。	指導課
109	就学に関する情報提供の充実	就学前においては、学区の特別支援学校と連携をとり、保護者に学校案内等の情報提供をします。就学後は、障がいのある児童生徒（特別支援学級在籍及び通級による指導）については、特別な教育課程を編成し、保護者に情報提供をします。	指導課
110	相談員の専門性の向上	就学支援委員、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員を対象に、校内委員会の役割や支援体制について研修会を実施します。	指導課
111	関係機関との連携	市立保育所、各小中学校との連絡会や交流活動、巡回相談等を通して連携を図ります。	指導課

② 療育相談事業の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
89	療育相談の充実〔再掲〕	障がいのある児童と保護者を支援するため、心身障がい児訓練施設での親子参加の訓練の実施や、通所者に対する療育相談を行い、連携して児童発達支援等への対応につなげます。	保育課 障がい福祉課
90	スタッフ体制の充実〔再掲〕	障がいのある児童の保護者の不安や児童の養育状態の把握に努め、専門家からの指導の充実を図ります。	保育課 障がい福祉課



③支援関係機関との連携

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
104	医療機関等との連携強化〔再掲〕	保健事業及び育児支援や児童虐待等への対応について、医療機関など関係機関との連携を強化し、支援の充実に努めます。	子ども家庭支援課

基本目標 4. 地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりの推進

基本方針 1 市民の理解と協働の推進

障がいや障がいのある人の理解を促進するためには、障がいのある人とない人、それぞれのライフスタイルや価値観を認めあい、相互理解を深めることが重要となっています。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「地域で生活するために、必要な支援」として、「地域住民の理解」という回答が約2割となっています。

障がいや障がいのある人について、広報やホームページなどの各種媒体、各種行事を活用して理解を促進するための啓発を推進するとともに、人権教育や学習機会の充実を図ります。

【基本施策】

①見守り活動の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
112	地域住民による声かけ・見守り運動の推進	町会、自治会やコミュニティ協議会等と連携を図り、地域住民による声かけ・見守り運動を推進します。	市民協働推進課
113	民生委員・児童委員活動の充実	関係団体との連携協力のもと、民生委員・児童委員による障がいのある人や、その家族への声かけや見守り活動への支援を行います。	社会福祉課

②人権教育の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
39	「障害者週間」等の啓発〔再掲〕	ノーマライゼーションの理念の普及を推進するため、県や障がいのある人の団体等と連携し、「障害者週間」「こころのバリアフリー」「世界自閉症啓発デー」などの啓発・周知を図ります。	障がい福祉課
40	ボランティア推進啓発品の配布〔再掲〕	市内小中高校生に八潮市社会福祉協議会が行うボランティア活動の啓発品を配布し、ボランティア活動の推進を図ります。	障がい福祉課
41	社会福祉協力校、ボランティア推進校の指定等を通じた福祉教育の推進〔再掲〕	市内小学校10校が「社会福祉協力校」、中学校5校が「ボランティア推進校」として八潮市社会福祉協議会から指定を受け、各種訪問活動や地域と連携した福祉活動等を通じて社会福祉への理解と関心の向上を図ります。	指導課



事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
42	教職員研修の推進 〔再掲〕	年3回の連絡会を開催し、講演や演習、情報交換等を実施し、福祉教育・ボランティア教育の推進に努めるとともに、教職員の指導力の向上を図ります。	指導課
44	人権教育の推進 〔再掲〕	障がいのある人の人権への十分な認識と理解を深め、障がいのある人に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及、高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、家庭、学校、地域との連携を図りながら、効果的な人権教育を推進します。	指導課 社会教育課

③学習機会の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
114	福祉講座等の開催	身体障がい者福祉センターにおいて、「手話講習会」等各種講座を開催するとともに、その充実を図ります。	障がい福祉課
115	学習内容・方法の充実	市民まつり「ふれあい広場」等において、車いすやアイマスク等による疑似体験等、多種多様な学習内容・方法の充実を図ります。	障がい福祉課
116	ボランティア体験プログラムの充実	福祉施設での手伝い等を通じた高齢者や障がいのある人との交流や、点字や朗読の体験等、ボランティア体験プログラムの充実を図ります。	障がい福祉課

基本方針2 地域コミュニティ活動の推進

障がいのある人が地域の様々な分野に参加していくためには、移動手手段の確保や交流機会の充実、情報提供等の充実が重要となります。

障がい者（児）アンケート調査結果によると、「現在の生活で困っていることや悩んでいること」としては、「周りの人の理解が少ない」という回答が約2割あり、「介助を手伝ってくれるひとがない」という回答もありました。

また、一般市民アンケート調査結果では、「地域の福祉を高めるための対応策として、必要なこと」として、「社会福祉活動団体と地域住民との交流促進」という回答が約2割となっており、障がいのある人の地域コミュニティへの参加は大きな課題となっています。

地域コミュニティ活動を充実させることによって、障がいのある人が各種行事へ誰もが参加しやすい環境をつくり、障がいのある人が地域社会で孤立することのないようにしていく必要があります。

【基本施策】

①学習・文化交流の促進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
117	八潮市民文化祭や各種文化・芸術行事の開催	障がいのある人の学習、文化活動の成果を発表する場や機会の拡大を図るとともに、文化・芸術行事への、障がいのある人の参加促進に努めます。	社会教育課
118	障がい者創作活動発表会等の開催	「市民まつり」などの機会を通じて、障がいのある人の学習・文化活動の成果を発表する場の拡大を図ります。	関係各課

②スポーツ交流の促進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
119	スポーツ行事への障がい者の参加促進	市の「障がい者スポーツ交流会わいわい」「高齢者と障がい者のスポーツの祭典」の開催等、各種スポーツ行事への障がいのある人の参加を促進します。	社会福祉課 障がい福祉課
120	障がい者スポーツ大会等広域的な行事や事業の参加支援	国・県等の「障がい者スポーツ大会」等の開催について、広報紙などを通じて周知し、障がいのある人の参加を促進します。	障がい福祉課



③地域・地域間交流の促進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
121	地域行事等への障がい者の参加促進・地域交流の促進	障がいのある人の社会参加と市民の障がいのある人への理解を促進するため、地域行事等への参加促進を図ります。また、福祉施設従事者、障がいのある人の関係団体等と市民の交流機会の提供を図り、地域交流を促進します。	関係各課
122	既存施設のバリアフリー化による地域交流活動の場の確保	障がいのある人の社会参加と市民の障がいのある人への理解を促進するため、既存施設のバリアフリー化を推進し、地域交流活動の場の確保に努めます。	関係各課

④地域の人材の活用

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
123	福祉活動に参加できる人材の確保	八潮市社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携を図り、地域で福祉活動に参加できる人を発掘・育成するとともにその活動を支援します。	障がい福祉課

⑤ボランティア体験機会の提供

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
116	ボランティア体験プログラムの充実〔再掲〕	福祉施設での手伝い等を通じた高齢者や障がいのある人との交流や、点字や朗読の体験等、ボランティア体験プログラムの充実を図ります。	障がい福祉課

⑥ボランティアやNPOの養成・確保

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
124	ボランティア養成講座の開催と内容の充実	八潮市社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア養成講座を開催するとともに、その内容の充実を図ります。	障がい福祉課
125	ボランティアの確保	八潮市社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアの確保に努めます。	市民協働推進課

⑦ボランティアやNPO活動支援体制の整備

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
126	ボランティアセンターと市民活動支援コーナーの充実	八潮市社会福祉協議会と連携を図り、「ボランティア支援員」の養成を行います。また、「ボランティアセンター」機能の充実を図るとともに、やしお生涯学習館内の市民活動支援コーナーの充実を図ります。	市民協働推進課 社会福祉課 障がい福祉課
127	ホームページの活用等を通じたボランティア活動に関する情報提供の推進	手帳交付時等の機会を捉えて、障がいのある人にボランティア団体及び市民活動団体について情報提供を行い、ボランティアの支援を必要としている人とボランティア団体との出会いを支援します。また、ホームページや情報紙等を活用し、ボランティア活動に関する情報提供を推進します。	市民協働推進課 障がい福祉課



基本方針3 安全で快適なまちづくりの推進

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、移動手段の確保や個々の障がいの程度に応じた支援が必要となります。

また、緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実をさせていくことは、地域において安全・安心な生活を送るうえで大変重要な課題です。障がい者（児）アンケート調査結果では、「災害時に助けてくれる人」として、25%の人が「いない」と回答しています。

さらに、「災害が起きた場合の不安なこと」として、「自分だけでは避難できない」、「避難先での薬や医療体制」、「避難先での食事、トイレや入浴」、「避難先でのひとの目、コミュニケーション」という回答がそれぞれ4割を超えています。

近年は、想定を超える規模の災害が発生し、本市においてもその危険性はゼロではありません。そのため、近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努めます。

【基本施策】

①障がい者の自動車運転への支援

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
128	自動車運転免許取得費の助成	障がいのある人の就労や社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。	障がい福祉課
129	自動車改造費の助成	障がいのある人の就労や社会参加を支援するため、所有する自動車の改造費用の一部を助成します。	障がい福祉課

②移動支援の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
130	移動支援事業の充実	障がい等により、屋外での移動に困難がある人が、社会参加等のために外出をする際の支援を行う「移動支援事業」を実施します。	障がい福祉課
131	各種支援制度の広報の充実	障がいのある人の外出や積極的な社会参加を促進するため、交通機関の旅客運賃割引制度や有料道路の通行料金割引、駐車禁止の除外等の制度について、広報や市ホームページ等に掲載し周知します。	障がい福祉課
132	福祉車両の貸出しの推進	日常生活を営む上で移動が困難な人への福祉車両の貸出しを推進します。	障がい福祉課
133	福祉タクシー利用料金・自動車燃料費の助成	在宅で重度の障がいのある人の外出を支援するため、「福祉タクシー利用券」又は「自動車燃料費利用券」を交付し、費用の一部を助成します。	障がい福祉課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
134	福祉有償運送の促進	NPO等が実施する福祉有償運送を促進するため、「埼玉南地区福祉有償運送市町共同運営協議会」において必要事項を協議するとともに、登録団体に対し指導・助言を行います。	障がい福祉課

③啓発・広報活動の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
135	防災訓練への障がい者の参加促進	災害発生時における避難場所、誘導方法等の訓練を「総合防災訓練」で実施し、障がい者の参加促進を図ります。	危機管理防災課
136	防犯教室等の開催	安全で安心して住める地域社会の実現のため、埼玉県や警察署等と連携し、各種団体に防犯について講話を行います。	交通防犯課
137	犯罪発生状況等の情報提供の充実	市ホームページで犯罪発生件数・状況、予防策等が掲載されている「地域安全ニュース」を掲載し情報を提供します。また、防災行政無線や「840メール」にて情報提供します。	交通防犯課
138	ヘルプカード・ヘルプマーク普及の推進	ヘルプカードやヘルプマークを配布するとともに、広報紙や市ホームページ等で周知し、普及推進に努めます。	障がい福祉課

④緊急時連絡体制の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
139	緊急時通報システムの充実	重度の身体障がいのある人等に対する緊急時通報システムや、聴覚障がいのある人に対する「消防緊急通報事業」の充実に努めます。また、音声による通報に不安がある人が携帯電話等の操作により緊急通報できる「NET119」サービスの周知及び利用促進を図ります。	障がい福祉課
140	地域住民との緊急連絡体制の確立	自主防災組織と連携し、地域住民を中心とした支援体制の整備を促進します。また、災害時には、防災行政無線戸別受信機や一斉送信FAX等を活用し、自主防災組織との連絡体制強化に努めます。	危機管理防災課
141	避難情報提供の実施	災害時に避難情報（避難指示・高齢者等避難、避難所の開設）を希望する人に、FAXや電子メール等で情報提供を実施します。	危機管理防災課 障がい福祉課



事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
142	避難行動要支援者リストの活用と情報提供システムの整備	災害発生時に自ら避難することが困難な人を、地域の支援者が把握し、迅速・的確な援助ができる体制をとるため、災害時の援護を希望する避難行動要支援者リスト及び個別避難計画書を活用し、町会・自治会、消防、警察、民生委員・児童委員等に情報提供するシステムを整備します。また、システムの導入に伴い、要援護者避難支援関係情報の見える化を図ります。	社会福祉課 障がい福祉課 危機管理防災課

⑤災害時の支援

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
143	障がい者災害時支援バンダナの配布	災害時に着用することで周囲の人に障がいを知らせることができる「障がい者災害時支援バンダナ」を配布します。	障がい福祉課
144	障がい者のための防災・支援ガイドブックの配布	障がいのある人やその支援者が災害に対する備えを十分にすることができるよう、防災・支援ガイドブックを作成し、配布します。	障がい福祉課

⑥防災関係機関との連携強化

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
145	避難誘導體制の整備	草加八潮消防組合八潮消防署をはじめとする関連機関との連携を強化し、避難誘導體制の確立を図ります。関係部局（防災・福祉・保健担当部局、消防組合）、八潮市社会福祉協議会、八潮市地域包括支援センター及び草加警察署に対し、最新の避難行動要支援者リスト及び個別避難計画書の共有を図ります。	障がい福祉課 社会福祉課 危機管理防災課
146	福祉避難所の充実	市内の障がい者施設と協議を行い、避難行動要支援者などに配慮された福祉避難所の確保に努めます。なお、福祉避難所の収容人員確保のため、既存の避難所の転用について検討します。また、備蓄品の充実を図ります。	障がい福祉課 危機管理防災課
147	自立支援協議会災害対策部会の充実	災害時の障がいのある人への支援体制の連携強化を図るため、市内の関係する事業者を中心に構成する専門部会（災害対策部会）の充実を図ります。	障がい福祉課

基本方針4 バリアフリーの推進

障がいのある人が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であるといえます。バリアフリーという表現がよく用いられますが、そこには様々な意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、コミュニケーション手段などに関するソフト面のバリアフリー化の推進が重要視されています。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「外出される際に、まちの中や建物の中で困ったり、不便に思うこと」として、「コミュニケーションがうまくいかない」が最も多く、次いで「介助者の確保が難しい」、「道路・建物の段差」、「階段の昇り降り」という結果でした。

障がいのある人が社会参加するために、従来のバリアフリー対策に加え、総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを推進します。

【基本施策】

①公共交通機関の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
148	バス路線網の充実	誰もが便利で快適にバスを利用できるようにするため、関係機関と連携・協力するとともに、バス事業者に対し様々な要望を行います。	交通防犯課
149	バス停環境の計画的な整備の促進	バスの利用促進を図るため、バス停留所の上屋などの環境整備についてバス事業者に要望します。なお、道路幅員や道路構造により、上屋などの整備ができないバス停があるため、バス停の近くにある公共施設や商業施設などを「バス待ちスポット」に指定する等、バス待ち環境の充実を図ることを検討します。また、高齢者や障がいのある人が安全で安心して行動（移動）するため、バス乗降場所における段差解消などのバリアフリー化を推進します。	交通防犯課

②福祉のまちづくりの啓発

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
38	啓発事業の推進〔再掲〕	障がいのある人への理解やノーマライゼーションの理念について、広報紙等の活用をはじめ、様々な場や機会を捉えて「福祉のまちづくり」に関する啓発を推進します。また、障がいのある人の人権を尊重する社会の実現のため、様々な啓発活動を実施します。	障がい福祉課 人権・男女共同 参画課



事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
150	思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の周知 【新規】	障がい者など歩行が困難な方のための駐車区画について、利用者の範囲を定め利用証を交付することで、対象となる駐車区画を必要とする人が安心して駐車できる環境づくりを推進します。	障がい福祉課

③利用しやすい施設づくりの推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
151	公園・緑地等オープンスペースの計画的な整備とバリアフリー化の推進	障がいのある人が安心して利用できるよう、既存公園施設のトイレや遊歩道等のバリアフリー化を推進します。	公園みどり課
122	既存施設のバリアフリー化による地域交流活動の場の確保〔再掲〕	障がいのある人の社会参加と市民の障がいのある人への理解を促進するため、既存施設のバリアフリー化を推進し、地域交流活動の場の確保に努めます。	関係各課
152	既存施設等による地域ふれあいサロンの確保	既存施設等を活用し、地域のふれあい空間の確保を図るため、地域の人が交流するふれあいサロン事業を実施していきます。	関係各課
153	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	公共施設の新設・改修の際、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を推進します。	関係各課

④道路環境の整備

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
154	歩道の整備	障がいのある人が安心して利用できる歩行区間を確保するため、水路上部を利用した歩道の整備や、既設歩道の段差解消を推進します。	道路治水課
155	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	視覚に障がいのある人の歩行の安全を確保するため、歩道の段差解消に併せて、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を推進します。	道路治水課
156	放置自転車等対策の強化	安全で快適な歩行空間を確保するため、八潮駅周辺において駐車する自転車等に対し、適切な誘導・指導を行うとともに、放置している自転車等を撤去します。	交通防犯課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
157	不法占用物件の是正指導等の強化	職員による巡回パトロールや市民からの通報により随時指導します。	建設管理課
158	分かりやすい道路標識・案内板等の整備	関係機関と連携して、主要な道路に対し、地点名標示等の整備を促進します。	交通防犯課
159	電線類の地中化の促進	歩行空間の拡大のほか都市災害の防止や都市景観の向上を図るため、駅周辺の幹線道路等について、電線類の地中化を促進します。	区画整理課 建設管理課



基本目標5. 利用者本位のサービスの実現

基本方針1 情報アクセシビリティの推進

視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人などは、情報の収集やコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。特にインターネットやスマートフォンなどの情報通信技術を使いこなせる人と使いこなせない人との間で、情報格差が生じるとされるデジタルデバイドが指摘されています。こうした障がいのある人の情報格差を解消するとともに、自立と社会参加を促進するためには、迅速かつ的確に情報を収集し、コミュニケーション手段を確保できる環境づくりが、重要な課題となります。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「市が行っている障がい者に対するサービスや施策についての情報をどこから得ているか」という設問では、3割以上の方が「ほとんど得られていない」と回答しています。

また、ほとんど得られていない方以外では、「市のおしらせ（広報など）」、「インターネット（ホームページ）」、「市の福祉の窓口」という回答が多くなっています。

今後は、障がいのある人が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要です。特に、視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人など、情報の入手やコミュニケーションの困難に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上に努めます。

さらに、障がいのある人や高齢者を含む誰もが利用しやすくなるよう、日本産業規格（JIS X 8341-3:2016）に準拠し、ウェブアクセシビリティの向上に努めます。

【基本施策】

①情報提供の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
160	障がい者のサービスに関する情報提供の充実	新たに障がい者手帳を取得した人に障がい福祉サービスを掲載した「障がい者（児）福祉関係援護制度のご案内」を配布し、制度の周知を図ります。また、広報紙で、各種手当や医療助成制度、講座やイベント、相談先等などの周知を行います。さらに、視覚障がいのある人に広報紙の音訳（声の広報）を配布します。	障がい福祉課
161	障がいについての情報提供・情報共有の充実	認知度が低い高次脳機能障がい、発達障がい、難病などについて、早期発見、早期診断につながるよう、障がいの特徴や内容等についての情報提供に努め、サービスの対象であることについての周知を図ります。また、障がい者団体やサービス事業者等との情報交換や連絡調整を行う場を設置し、公共サービス等の情報の提供を行うとともに、情報の共有化に努めます。	障がい福祉課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
162	障がい者への行政情報等の提供の充実	福祉ボランティア団体と協力し、広報紙や社会福祉協議会のチラシ等の音訳（声の広報）等を行い、希望者に届けます。	障がい福祉課
163	ホームページ等による情報提供の充実	ホームページ等を通じて、福祉施策やボランティア活動・福祉施設の紹介を行う等、情報提供の充実を図ります。	障がい福祉課

②情報面でのバリアフリー化

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
164	視覚障がい者への情報提供等の充実	視覚障がいのある人の情報のバリアフリー化のため、点訳、音訳、音声コード等多様な情報媒体の確保に努めます。また、市から送付する通知等の封筒に部署名や問合せ先等、点字での表記を行います。	障がい福祉課
165	聴覚障がい者への情報提供等の充実	聴覚障がいのある人の情報のバリアフリー化のため、手話通訳者の配置等、情報提供手段の確保に努めます。	障がい福祉課
33	遠隔手話通訳サービスの活用〔再掲〕	窓口での円滑なコミュニケーションを図るため、遠隔手話通訳サービスの活用を推進します。	障がい福祉課
166	図書館サービスの充実	点字資料、録音資料、障がいのある人のための就職情報誌、大型活字資料の貸出しを推進します。また、図書館内において、朗読会を行います。	社会教育課
62	手話を言語とする事業の推進〔再掲〕	手話の普及及び手話による意思疎通への理解を深めるため、手話を言語とする事業の推進を図ります。	障がい福祉課



基本方針2 相談支援提供体制の充実・強化

障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、生活のあらゆる場面において、いつでもだれでも相談できる体制整備が重要となります。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「日常生活上での相談や福祉サービスの情報提供などについて、改善すべき点」として、「インターネットを使った情報提供や相談体制を整える」が最も多く、次いで、「障がいのあるひととその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」、「電話で相談したり、情報を得ることができるようにする」となっています。

障がいのある人などが広範な分野にわたる相談が気軽にできるよう、総合的な相談体制の充実を図ります。

【基本施策】

①総合相談体制の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
167	相談支援事業の充実	施設入所や長期入院をしている人が、退所又は退院して地域生活を送るための支援を行う指定一般相談支援事業所や障がい福祉サービスの利用に当たってのサービス利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の参入を促進します。また、重層的支援体制整備事業と連携を図りつつ相談支援体制の強化を図ります。	障がい福祉課
168	知的障害者生活サポートセンターの運営	地域で生活する知的障がいのある人とその家族に対し、より質の高いサービスを指定管理者制度により提供するため『八潮市知的障害者生活サポートセンター』を運営します。	障がい福祉課
169	相談体制の整備	自立支援協議会を通じて、保健、医療、福祉、教育、就労などの多分野にわたる総合的な支援体制を充実させます。さらに、障がいのある人への虐待防止や権利擁護のため、障がい者差別解消地域協議会を開催するほか、ネットワーク機能としての自立支援協議会・相談支援部会の充実を図ります。	障がい福祉課
170	相談員活動の充実	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員に対して研修等を実施し、相談員の資質向上に努めます。また、自立支援協議会相談支援部会と連携し、相談員活動の充実を図ります。	障がい福祉課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
171	障がい者総合相談窓口「コネクト」の充実	障がいのある人の多様な相談に対応する窓口として、障がい者総合相談窓口「コネクト」を設置し、地域で安心して暮らしていくため、相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
172	基幹相談支援センターの充実	『八潮市基幹相談支援センター』が中心となり、市内の相談支援事業者やサービス提供事業所、関係機関と連携を図り、障がいのある人の権利擁護、計画相談支援の推進を行います。	障がい福祉課
173	心のサポーターの養成【新規】	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して傾聴を中心とした支援ができる心のサポーターの養成に取り組みます。	障がい福祉課
96	サポート手帳の周知〔再掲〕	乳幼児期から成人期まで一貫した支援を受けられるよう、埼玉県で作成しているサポート手帳の周知を図ります。	障がい福祉課

②ケアマネジメント等支援体制の確立

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
174	サービス利用計画作成の支援	特定相談支援事業所の指定を行うとともに、サービス利用計画の作成を希望する人が、作成を依頼できるよう事業所の整備を図ります。また、特定相談支援事業所の設置を支援するために、相談支援専門員の確保に向けた取組を実施します。	障がい福祉課
175	自立支援協議会の充実	自立支援協議会において、『八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画』の策定及び進捗管理を行います。また、地域課題の抽出や地域のネットワーク推進のため設置された、「運営会」及び「専門部会」において、相談体制の充実に向けた取組を行います。	障がい福祉課

③ピアカウンセリングへの支援

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
176	ピアカウンセリングの促進	障がいのある人がその経験や知識を生かして、きめ細かい相談を行えるよう、障がいのある人の団体等によるピアカウンセリングを促進します。	障がい福祉課



基本方針3 サービスの質の確保

障がいのある人が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るためには、障がい者のニーズや障がいの特性に応じた障がい福祉サービスが提供されることが重要であり、サービスに対する利用者の苦情や相談を把握し、サービス提供事業者に伝え、サービス提供の改善に役立てる等、サービスの質を確保します。

また、サービス利用者と提供者の間で苦情が生じたときのために、客観的な立場から適切な対応のできる苦情対応の体制を整備するとともに、公正なサービス評価を行う「第三者評価制度」を利用・活用します。

【基本施策】

①苦情対応体制の整備

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
177	事業者による対応の強化	利用者からの苦情に対して、サービス提供事業者による対応とその結果の公表等が適切に行われるよう、助言等を行います。	障がい福祉課
178	関連機関との連携強化	様々な苦情に適切に対応できるよう、運営適正化委員会、サービス提供事業者等、苦情解決に関する関連機関との連携の強化を図ります。	障がい福祉課

②サービス評価体制の整備

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
179	県の第三者評価事業の活用促進	県が実施する「福祉サービス第三者評価事業」の利用・活用を促進します。	障がい福祉課

基本方針4 障がい者参画の推進

より良い施策や事業を実施していくために、計画段階から障がいのある人の意見を反映すべく参加の機会を拡充し、障がいのある人とその支援者の意見・提案を取り入れていく必要があります。

障がい者（児）アンケート調査結果では、「あなたは、将来どのように生活したいか」という設問において、約半数の方が「自宅」で生活したいと回答しています。

今後も、地域生活を支える環境づくりや権利擁護の推進、選挙における投票対策の充実など、様々な角度から障がいのある人の地域生活を支援します。

【基本施策】

①権利擁護の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
180	日常生活自立支援事業の推進	八潮市社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」を有効的に活用できるよう、関係機関との連携を図ります。	障がい福祉課
60	成年後見制度の周知・支援〔再掲〕	「成年後見制度」の普及・PRを図るとともに、制度を必要とする人への利用支援に努め、市民後見や法人後見の育成を図ります。また、権利擁護支援の地域ネットワークの体制整備及び法律・福祉の専門職団体や関係機関からなる協議会等を適切に運営していくための中核となる機関（中核機関）を設置し、成年後見事業の充実を図ります。	社会福祉課 障がい福祉課

②障がい者団体の育成支援

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
181	団体活動への支援	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、当事者団体の活動を支援します。	障がい福祉課
182	公共施設の使用に対する支援	障がいのある人や障がい者団体等が公共施設を使用する際の使用料の減免を行います。	関係各課



③各種計画策定等への参画支援

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
183	計画策定への参画促進	障がいのある人やその家族の声を各種施策に的確に反映するため、計画等の策定時に積極的な意見聴取に努めます。	障がい福祉課

④選挙における投票対策の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
184	不在者投票制度及び郵便投票制度、代理投票制度等投票制度に関する広報の充実	障がいのある人の権利擁護のため、期日前投票及び不在者投票や点字による投票等、法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を行います。	選挙管理委員会
185	投票所出入り口の段差の解消	障がいのある人の投票を促進するため、スロープの設置や簡易スロープの整備等、投票しやすい環境づくりを推進します。	選挙管理委員会
186	音声版の作成等による選挙公報の充実	障がいのある人の投票を促進するため、選挙公報の音声版等を作成し、候補者に関する情報提供の充実を図ります。	選挙管理委員会

第5章

障がい福祉サービス等の数値目標 (障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

第1節 令和8年度の数値目標の設定

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、地域共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備について、国の基本指針や県の考え方にに基づき、令和8年度末における数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、全ての施設入所者に対して、今後、地域生活への意向について適切に意思決定の支援を行い確認するとともに、自立訓練等を利用し、施設の支援者等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までにグループホーム、一般住宅等の地域生活に移行する者の数を数値目標（成果目標）として設定することとしています。

①施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数（A）	46人	令和5年3月31日時点
【目標値】地域生活移行者数（B）	3人	令和8年度末までににおける施設入所から地域生活への移行者数
移行割合（ B/A ）×100	6.5%	（参考：国指標）6%以上

②福祉施設入所者の数

項目	数値	備考
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数（A）	46人	令和5年3月31日時点
【目標値】令和8年度末の施設入所者数（B）	設定しない	（参考：国指標） （B）=（A）×5%以上 （参考：県の考え方） 目標設定しない



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、自治体を中心に地域精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となります。

国の基本方針に基づき、協議の場の開催回数や精神障がい者の各サービスの利用人数等を目標値として設定します。

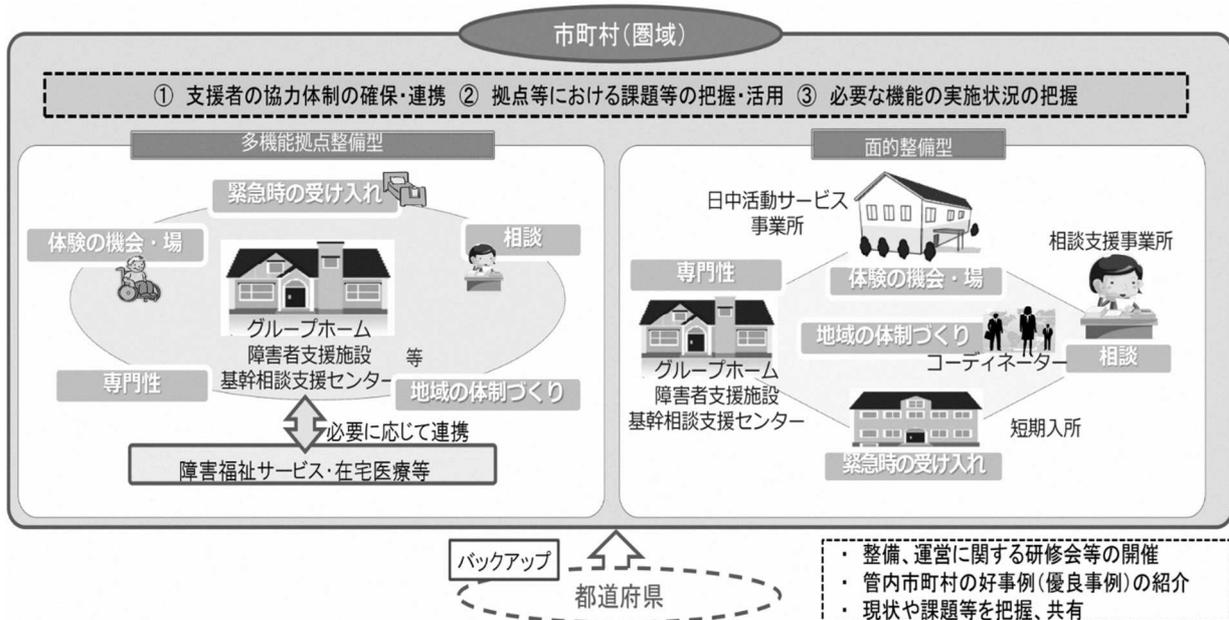
項目	目標		備考
協議の場の開催回数	年1回		各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
協議の場への関係者の参加者数	10人		保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標設定】	有	各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数
	【評価の実施回数】	年1回	
精神障がい者の地域移行支援の利用人数	3人		各年度における地域移行のための精神障がい者の地域移行支援利用者数
地域移行後の精神障がい者の地域定着支援の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の地域定着支援利用者数
地域移行後の精神障がい者の共同生活援助の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の共同生活援助利用者数
地域移行後の精神障がい者の自立生活援助の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の自立生活援助利用者数
地域移行後の精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備をすすめる、関係機関等と連携した相談支援体制の強化や体験の機会や場の提供、担い手の育成等、機能の充実を図るとともに、緊急に備えた体制づくりや緊急になった場合の受入先の調整を行います。また、自立支援協議会等の協議の場を活用して、運用状況の検証や運用方法の検討を行っていきます。

項目	令和6年度 目標	令和7年度 目標	令和8年度 目標
地域生活支援拠点等の設置	有	有	有
地域生活支援拠点のコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
自立支援協議会等の場を活用した運用状況の検証・検討実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	-	-	構築
強度行動障がい等を有する者に対する支援体制の整備	-	-	整備

【地域生活支援拠点等の整備について】



出典：厚生労働省



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用し、就労定着する人の数値目標を設定することとしています。

①福祉施設から一般就労への移行

項目	数値		備考
市内福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	【基準値】 (A)	2人	令和3年度一般就労移行者数
	【目標値】 (B)	5人	令和8年度一般就労移行者数
増加割合 (B/A)	2.5倍		(参考：国指標) 1.28倍以上

②就労移行支援事業利用者の一般就労への移行

項目	数値		備考
就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】 (A)	-	令和3年度市内の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】 (B)	3人	令和8年度市内の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
増加割合 (B/A)	-		就労移行支援事業利用者の一般就労移行の増加割合 (参考：国指標) 1.31倍以上

③就労移行支援事業所全体の一般就労移行率

項目	数値		備考
一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の増加	【見込値】 (A)	1事業所	令和8年度末時点の就労移行支援事業所数
	【目標値】 (B)	1事業所	令和8年度末の一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数
移行率5割以上の事業所の割合 (B/A) × 100	100.0%		(参考：国指標) (B/A) × 100 = 5割以上

④就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行

項目	数値		備考
就労継続支援(A型)事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】 (A)	0人	令和3年度の就労継続支援(A型)事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】 (B)	1人	令和8年度の就労継続支援(A型)事業利用者の一般就労移行者数
増加割合 (B/A)	-		就労継続支援(A型)事業利用者の一般就労移行の増加割合 (参考：国指標) 1.29倍以上

⑤就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行

項目	数値		備考
就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】 （A）	0人	令和3年度の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】 （B）	1人	令和8年度の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
増加割合（B/A）	-		就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行の増加割合 （参考：国指標）1.28倍以上

⑥就労定着支援事業の利用者数

項目	数値		備考
就労定着支援事業利用者数の増加	【基準値】 （A）	21人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
	【目標値】 （B）	30人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数
増加割合（B/A）	1.43倍		（参考：国指標） （B/A）×100=1.41以上

⑦就労定着支援事業の就労定着率

項目	数値		備考
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の増加	【基準値】 （A）	1事業所	令和8年度末時点の就労定着支援事業所数
	【目標値】 （B）	1事業所	令和8年度末の就労定着率7割以上の就労移行支援事業所数
移行率7割以上の事業所の割合 （B/A）×100	100.0%		（参考：国指標） （B/A）×100=2割5分以上



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達相談センターは、市内に1か所の設置をすすめます。また、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、市内に1か所提供事業者がありますが、今後は重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保に努めます。

さらに、障がいのある児童も地域で支援を受け、全ての子どもが共に成長できる環境を整えるため、保育所等における障がい児の受入体制の充実を図ります。

①障がい児通所支援等の提供体制

項目	目標	備考
児童発達支援センターの設置数	1か所	令和8年度末までの設置数 (参考：国指標) 1か所以上
児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等による障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	構築	令和8年度末までの構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	(市内) 1か所	令和8年度末までの設置数 (参考：国指標) 1か所以上
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	(市内) 2か所	令和8年度末までの設置数 (参考：国指標) 1か所以上
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	令和8年度末までの設置 (参考：国指標) 設置
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	3人	令和8年度末までの配置

②保育所等の障がい児受入人数

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等	25人	25人	26人
認定こども園	3人	3人	3人
特定地域型保育事業	1人	1人	1人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	10人	10人	10人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等、重層的な仕組みが構築されてきていますが、改めて相談支援体制について検証・評価を行うとともに、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、重層的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済	令和8年度末までの確保 (令和5年度時点 達成済)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の指導助言件数	50件	50件	50件	各年度における実績値
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	20件	20件	20件	各年度における実績値
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	20回	20回	20回	各年度における実績値
協議会における相談支援事業所参画による個別事例検討の実施回数	6回	6回	10回	各年度における実績値 (相談支援部会)
基幹相談支援センターにおける主任相談支援員の配置数	-	-	1人	各年度における実績値
協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	-	有	有	令和8年度末までの確保
協議会における個別事例の検討実施時の参加事業者(機関)数	-	3事業所	5事業所	各年度における実績値
協議会の専門部会の設置数	4個	5個	5個	各年度における実績値
協議会の専門部会の実施回数	24回	30回	30回	各年度における実績値



(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が自らの意思で必要とするサービス等を選択できるよう支援を行うとともに、利用者に真に必要な障がい福祉サービスを提供できているのか検証を行い、提供していくための体制構築に向けた取組をすすめます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	令和8年度末までに実施 (事業所、自治体間の共有)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上	各年度における実績値
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	3人	3人	3人	各年度における実績値

項目	目標	備考
障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証の実施	実施	各年度における実績
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	構築	令和8年度末までに構築

(8) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援は、発達障がい者及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるようにするため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の機会の確保に努めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	-	-	3人	各年度における実績値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	-	-	2人	各年度における実績値
ペアレントメンターの人数	-	-	3人	各年度における実績値
ピアサポートの活動への参加人数	-	-	3人	各年度における実績値



第2節 障がい福祉サービスの見込量と方策

障がい福祉サービスには、「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「児童発達支援」、及び「地域生活支援事業」の各事業があり、令和6年度から令和8年度までの見込量を、実績値や利用者ニーズを考慮して設定します。

障がい福祉サービスは、全国一律で共通に提供されるサービスであり、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に大別されています。

※令和5年度の実績は「見込値」を表します。

(1) サービスの種類と実施内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。



サービス名	内容
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、重症心身障がい児及びその家族が地域でいきいきと暮らせるよう支援を行います。

(2) 訪問系サービス

①サービス見込量

ア. 居宅介護

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	58	60	62
	時間/月	1,015 (17.5時間/人)	1,110 (18.5時間/人)	1,209 (19.5時間/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	61	58	55
	時間/月	877 (14.4時間/人)	800 (13.8時間/人)	926 (16.8時間/人)

※実績の実人数欄は月平均人数

イ. 重度訪問介護

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	2	2	2
	時間/月	104 (52.0時間/人)	106 (53.0時間/人)	108 (54.0時間/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	1	2	1
	時間/月	41 (41.0時間/人)	104 (52.0時間/人)	51 (51.0時間/人)

※実績の実人数欄は月平均人数

ウ. 同行援護

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	11	12	13
	時間/月	292 (26.5時間/人)	322 (26.8時間/人)	352 (27.1時間/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	8	9	10
	時間/月	151 (18.9時間/人)	174 (19.3時間/人)	263 (26.3時間/人)

※実績の実人数欄は月平均人数

エ. 行動援護

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	5	7	8
	時間/月	70 (14.0時間/人)	105 (15.0時間/人)	128 (16.0時間/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	3	4	4
	時間/月	25 (8.3時間/人)	38 (9.5時間/人)	55 (13.8時間/人)

※実績の実人数欄は月平均人数



オ. 重度障がい者等包括支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	1	1	1
	時間/月	144 (144.0時間/人)	144 (144.0時間/人)	144 (144.0時間/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	0	0	0
	時間/月	0 (-)	0 (-)	0 (-)

※実績の実人数欄は月平均人数

②見込量確保のための方策

障がいのある人が、地域で安心して在宅生活を送ることができるように、現在の実績と今後の利用見込み人数を踏まえ、サービス利用量を設定します。

また、質の高いサービスを継続して提供できるよう、人材の育成及び事業者支援、参入の促進に努めます。

(3) 日中活動系サービス

① サービス見込量

ア. 生活介護

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	130 (50)	133 (52)	137 (54)
	日数/月	2,860 (22.0日数/人)	2,926 (22.0日数/人)	3,014 (22.0日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	120	126	129
	日数/月	2,384 (19.9日数/人)	2,482 (19.7時間/人)	2,528 (19.6時間/人)

※計画の()は、うち重度障がい者の実人数

(重度障がい者：障がいの状態により重度障がいに係る加算対象となる者)

※実績の実人数欄は月平均人数

イ. 自立訓練（機能訓練）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	1	1	1
	日数/月	3 (3.0日数/人)	3 (3.0日数/人)	3 (3.0日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	1	0	0
	日数/月	1 (1.0日数/人)	0 (-)	0 (-)

※実績の実人数欄は月平均人数

ウ. 自立訓練（生活訓練）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	5	5	5
	日数/月	85 (17.0日数/人)	85 (17.0日数/人)	85 (17.0日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	1	2	4
	日数/月	29 (29.0日数/人)	43 (21.5日数/人)	52 (13.0日数/人)

※実績の実人数欄は月平均人数

エ. 就労選択支援（新規事業）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数		7	8

※令和7年10月から開始



オ. 就労移行支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	37	39	41
	日数/月	814 (22.0日数/人)	858 (22.0日数/人)	902 (22.0日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	33	35	36
	日数/月	593 (18.0日数/人)	626 (17.9日数/人)	673 (18.7日数/人)

※実績の実人数欄は月平均人数

カ. 就労継続支援A型

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	55	62	69
	日数/月	1,210 (22.0日数/人)	1,364 (22.0日数/人)	1,518 (22.0日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	35	48	52
	日数/月	713 (20.4日数/人)	931 (19.4日数/人)	983 (18.9日数/人)

※実績の実人数欄は月平均人数

キ. 就労継続支援B型

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	87	93	99
	日数/月	1,914 (22.0日数/人)	2,046 (22.0日数/人)	2,178 (22.0日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	75	75	83
	日数/月	1,288 (17.2日数/人)	1,257 (16.8日数/人)	1,459 (17.6日数/人)

※実績の実人数欄は月平均人数

ク. 就労定着支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	20	24	28
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	21	23	18

※実績の実人数欄は月平均人数

ケ. 療養介護

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	10	10	10
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	10	10	10

コ. 短期入所（福祉型・医療型）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	56（6）	62（8）	68（9）
	日数/月	280 (5.0日数/人)	372 (6.0日数/人)	476 (7.0日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	40	47	55
	日数/月	204 (5.1日数/人)	218 (4.6日数/人)	247 (4.5日数/人)

※計画の（ ）は、うち重度障がい者の実人数

※実績の実人数欄は月平均人数

②見込量確保のための方策

各サービスの利用実績は増加傾向となっており、今後も需要の増加が見込まれることから、安定したサービスを継続して提供できるよう、近隣自治体と連携をとりながら情報収集と提供を行い、多様な事業者の参入を促します。

また、サービスについて周知するとともに、利用を希望する人に、必要に応じて指定事業者の情報を提供します。



(4) 居住系サービス

① サービス見込量

ア. 自立生活援助

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	1	1	1
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	0	1	1

イ. 共同生活援助

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	63 (13)	66 (14)	71 (15)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	48	61	62

※計画の()は、うち重度障がい者の実人数

ウ. 施設入所支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	45	45	45
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	53	51	46

② 見込量確保のための方策

地域移行へのステップや、セーフティネットとしての役割などにも対応できるように、事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

また、近隣自治体と連携をとりながら情報収集を行い、利用数の確保に努めます。

(5) 相談支援

①サービス見込量

ア. 計画相談支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	192	198	210
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	169	191	180

イ. 地域移行支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	3	3	3
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	0	0	0

ウ. 地域定着支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	5	5	5
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	0	0	0

②見込量確保のための方策

施設入所の人に対し、入所施設所在地の特定相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の作成を図ります。また、在宅の障がいのある人については、市内の相談支援専門員の増加を図るとともに、相談支援専門員のいる障がい福祉サービス事業所に対し、特定相談支援事業所の指定申請を促すなど、相談支援事業所の確保に努めます。



(6) 障がい児支援

①サービス見込量

ア. 児童発達支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	145	150	160
	日数/月	1,320 (9.1日数/人)	1,365 (9.1日数/人)	1,456 (9.1日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	121	123	143
	日数/月	1,085 (9.0日数/人)	1,116 (9.1日数/人)	1,187 (8.3日数/人)

※実績の実人数欄は月平均人数

イ. 放課後等デイサービス

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	200	209	224
	日数/月	2,780 (13.9日数/人)	2,905 (13.9日数/人)	3,114 (13.9日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	159	167	196
	日数/月	2,128 (13.4日数/人)	2,258 (13.5日数/人)	2,513 (12.8日数/人)

※実績の実人数欄は月平均人数

ウ. 保育所等訪問支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	4	4	4
	日数/月	8 (2.0日数/人)	8 (2.0日数/人)	8 (2.0日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	0	1	4
	日数/月	0 (-)	1 (1.0日数/人)	4 (1.0日数/人)

※実績の実人数欄は月平均人数

エ. 居宅訪問型児童発達支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	1	1	1
	日数/月	1 (1.0日数/人)	1 (1.0日数/人)	1 (1.0日数/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	0	0	0
	日数/月	0 (-)	0 (-)	0 (-)

※実績の実人数欄は月平均人数

オ. 障がい児相談支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	135	150	165
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	52	86	126

カ. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	3	3	3
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	0	2	3

① 見込量確保のための方策

児童発達支援や放課後等デイサービス等は利用者が増加しており、今後の利用動向を注視し、サービスの利用に十分に対応できる支援体制を整備し、人材の育成・確保に努めます。

また、事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。



第3節 地域生活支援事業の見込量

(1) サービスの種類と実施内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
障がい者相談支援事業	障がい者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
基幹相談支援センター	地域における相談の中核機関として、総合的な相談に対応するほか、権利擁護、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、相談支援体制の強化を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターに専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（以下「聴覚障がい者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障がい児・者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	一般就労が難しい障がい者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

(2) 必須事業

①サービス見込量

ア. 理解促進研修・啓発事業

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	状況	実施	実施	実施
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	状況	実施	実施	実施

イ. 自発的活動支援事業

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	状況	実施	実施	実施
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	状況	実施	実施	実施

ウ. 障がい者相談支援事業

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	設置数	1	1	1
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	設置数	1	1	1

エ. 基幹相談支援センター

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	設置数	1	1	1
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	設置数	1	1	1

オ. 基幹相談支援センター等機能強化事業

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	状況	実施	実施	実施
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	状況	実施	実施	実施

カ. 成年後見制度利用支援事業

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	1	1	1
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	0	0	1



キ. 成年後見制度法人後見支援事業

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	状況	実施	実施	実施
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	状況	実施	実施	実施

ク. 意思疎通支援事業（手話通訳者）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数/月	10	11	12
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数/月	10	9	8

ケ. 意思疎通支援事業（要約筆記者）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数/月	3	3	3
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数/月	1	1	1

コ. 日常生活用具給付等事業（介護訓練支援用具）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数	6	6	6
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	6	1	3

サ. 日常生活用具給付等事業（自立生活支援用具）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数	6	6	6
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	3	6	6

シ. 日常生活用具給付等事業（在宅療養等支援用具）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数	6	6	6
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	6	4	6

ス. 日常生活用具給付等事業（情報・意思疎通支援用具）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数	4	4	4
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	4	4	4

セ. 日常生活用具給付等事業（排せつ管理支援用具）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数	1,827	1,925	2,027
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	1,564	1,636	1,735

ソ. 日常生活用具給付等事業（住宅改修費）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数	1	1	1
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	0	0	1

タ. 手話奉仕員養成研修事業

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	31	32	33
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	31	10	30

チ. 移動支援事業

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	80	92	105
	時間/月	560 (7.0時間/人)	644 (7.0時間/人)	735 (7.0時間/人)
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	54	56	70
	時間/月	298 (5.5時間/人)	314 (5.6時間/人)	470 (6.7時間/人)

ツ. 地域活動支援センター（基礎的事業）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	施設数	1	1	1
	延べ利用者	5,389	6,050	6,793
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	施設数	1	1	1
	延べ利用者	3,851	4,780	4,800



テ. 地域活動支援センター機能強化事業（I型）

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	施設数	1	1	1
	延べ利用者	10,576	12,026	13,676
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	施設数	1	1	1
	延べ利用者	7,285	9,222	9,300

②見込量確保のための方策

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、各種サービスの周知及び提供体制の整備に努めます。

また、サービスの提供に当たっては、市内及び近隣自治体の障がい福祉サービス事業所や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、利用数の確保に努めます。

(3) 任意事業

①サービス見込量

ア. 訪問入浴サービス

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	7	8	9
	回/月	30	35	39
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	7	6	5
	回/月	14	12	11

イ. 日中一時支援

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数	1	1	1
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	0	0	0

ウ. 点字の広報等発行

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数/月	1	1	1
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数/月	1	1	1

エ. 就職支度金給付

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数	10	12	15
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	10	8	9

オ. 自動車運転免許取得・改造助成

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数	3	3	3
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	3	0	1



カ. 更生訓練費給付

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	件数/月	16	17	20
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数/月	13	14	14

キ. 障がい者デイサービス

計画	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実人数	2	2	2
	日数/月	10	10	10
実績	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	2	2	1
	日数/月	10	9	8

②見込量確保のための方策

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、各種サービスの周知及び提供体制の整備に努めます。

また、サービスの提供に当たっては、市内及び近隣自治体の障がい福祉サービス事業所や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、利用数の確保に努めます。

第6章 計画の推進

第1節 推進体制の整備

本計画を推進し、適切に施策を実施していくためには、当事者や家族、関係団体等のニーズの把握に努めるとともに、行政や関係機関、市民が情報を共有し、共通の認識のもとに連携しながら施策を推進していくことが必要です。

(1) ニーズの把握

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、民生委員・児童委員やボランティア団体、当事者団体、社会福祉協議会等の関係者及び関係機関との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 情報提供の充実

障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の周知を図るため、広報や各種パンフレット、ホームページ等により、分かりやすい情報提供に努めます。

特に、視覚障がいや聴覚障がいのある人等、情報の収集・利用の面で制約を受けている人に対しても、障がいの特性に十分配慮し、情報のバリアフリー化に努めます。

また、民生委員・児童委員や、ボランティア団体、当事者団体等に対する研修会等を通じて、制度の周知を図ります。

(3) 関係機関との連携

① 自立支援協議会

本市では、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援するため、主導的役割を担う協議の場として「八潮市自立支援協議会」の下部組織である運営会や部会において、障がいのある人を支える地域ネットワークを構築し、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、地域における様々な課題について検討します。

② 庁内体制の整備

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、交通、まちづくり等の様々な分野にわたっています。

このため、障がいの種類や程度、ライフステージに応じたきめ細やかで一貫した施策が実施できるよう、各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策を効率的かつ効果的に推進できるよう、研修の実施や情報共有に努め全庁的に取り組んでいきます。

また、全ての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。



③国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。

このため、国や県の動向に留意しながら、八潮市の施策を進めていきます。

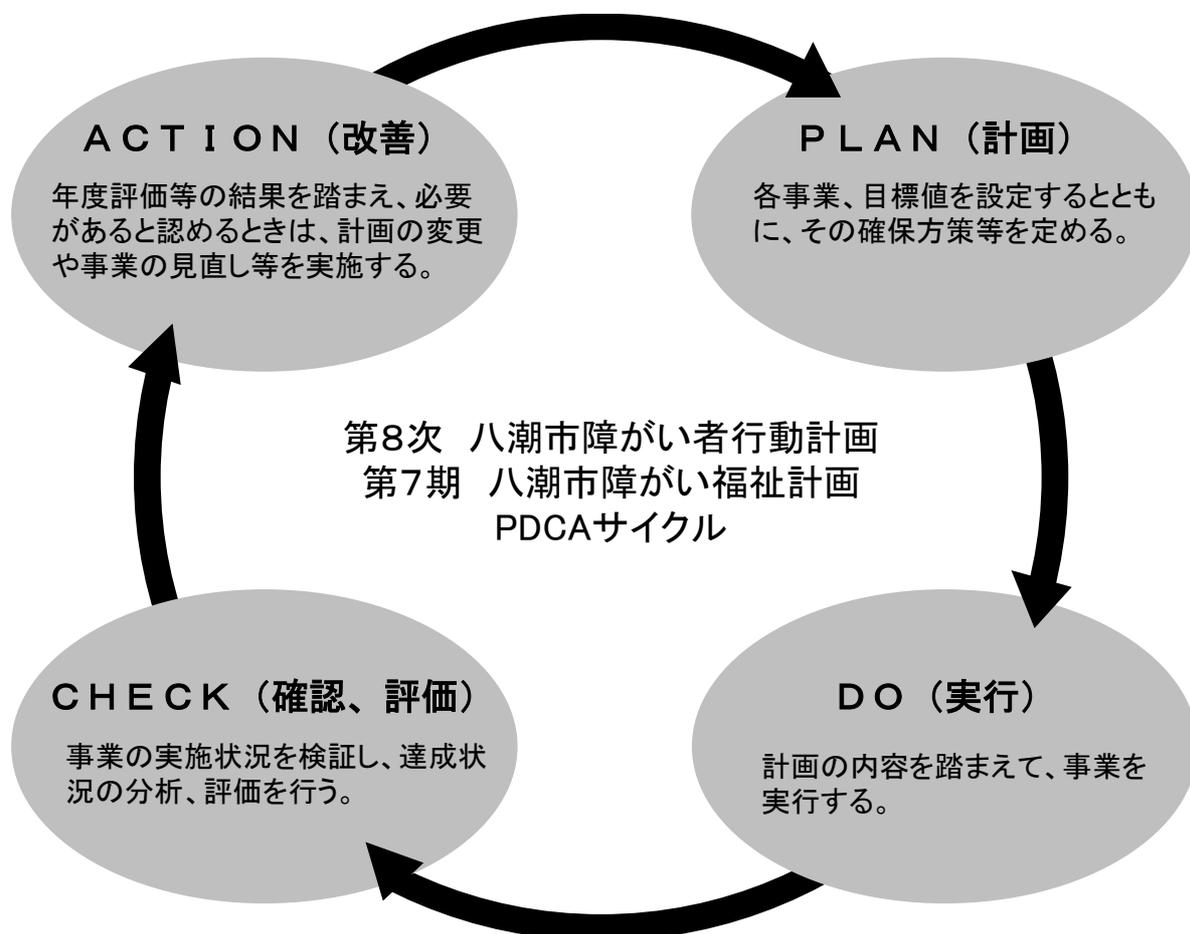
また、利用者本位のより良い制度に向けて、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて要望していきます。

第2節 計画の点検・評価

平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされており、平成28年6月に改正された児童福祉法においても、同様に規定されています。

本計画においても、計画の進行管理については八潮市自立支援協議会を中心に行うものとし、年度ごとに施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて次期計画を策定していくという「PDCAサイクル」による進行管理を行います。

また、計画の進行管理の状況は、広く市民に公表し、透明性の確保を図ります。



參考資料

1 八潮市自立支援協議会への諮問

八潮障第362号
令和5年7月11日

八潮市自立支援協議会
会長 杉山誠一様

八潮市長 大山忍

第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画の
策定について（諮問）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」第88条第8項及び同条第9項の規定に基づき、第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。



2 八潮市自立支援協議会からの答申

令和6年2月6日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市自立支援協議会
会長 杉山 誠一

第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画
について（答申）

本市の障がい者福祉の向上を図るため、第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画について別添のとおり答申します。

当協議会では、計画の基本理念である「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」の実現に向け、様々な課題を整理し、議論を進めてまいりました。

なお、当協議会の意見、要望は下記のとおりであり、計画の推進に当たっては、様々な障がいに配慮したきめ細やかな対応をお願いします。

記

- 1 障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域における居住の場としてグループホームを充実させてください。
- 2 医療的ケアの必要な人やその家族が地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう、本人や家族のニーズを把握するとともに、心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう支援体制の整備を図ってください。
- 3 障がいのある人が、災害時に必要な支援が受けられるよう、地域の防災訓練への参加を促すとともに、地域住民が障がいに対する理解を深め、災害時に地域で連携・協力した支援ができるよう取り組んでください。
- 4 障がいのある人が、障がいの特性やニーズに応じた障がい福祉サービスの利用につながるよう、特定相談支援事業所の新規参入を促し、相談支援体制の拡充をすすめてください。
- 5 障がいのある人が、身近な地域で適切な就労支援を受けることができるよう市内への就労移行支援事業所の新規参入を促進してください。
- 6 障がいの早期発見・早期対応・早期療育を促進するため、障がい児支援の中核的な役割を果たす児童発達支援センターの整備に取り組んでください。

3 八潮市自立支援協議会規則

平成26年3月31日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）第3条の規定に基づき、八潮市自立支援協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体の関係者
- (3) 社会福祉団体の関係者
- (4) 関係機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 協議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。



(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日まで」とする。

附 則（平成30年規則第17号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

4 八潮市自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

番号	選出根拠	所属団体等	氏名	備考
1	学識経験者	草加八潮医師会	杉山 誠一	会長
2		NPO法人障害児・者地域生活支援センター彩彩	船澤 修一	副会長
3	障がい者団体の関係者	八潮市身体障害者福祉会	小川 新一	
4		やしお視覚障害者自主交流愛eye会	西尾 恵一	
5		八潮市手をつなぐ親の会	本郷 千尋	
6		YSK (八潮市精神しょうがい者家族会)	遠藤 初枝	
7	社会福祉団体の関係者	八潮市社会福祉協議会	星野 和則	
8		八潮市民生委員協議会	小幡 みつ	
9	関係機関の職員	越谷特別支援学校	愛甲 悠二	
10		三郷特別支援学校	宮川 直	
11		埼玉県草加保健所	深井 美里	
12	その他市長が必要と認める者	公募の委員	川上 泉	
13		公募の委員	郡司 伶子	
14		公募の委員	森 妙子	



5 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 市民と市民、市民と行政のふれあいを大切にし、健康に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事務を行う。

- (1) 福祉のまちづくりとして、推進すべき施策に係る基本事項の調整に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、健康福祉部長及び子ども家庭部長をもって充てる。

3 本部員は、各部の部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長及び部長相当職にある者をもって充てる。

(市長及び関係職員に対する出席)

第4条 市長は必要に応じて推進本部に出席するものとする。

2 本部長は、情報共有を図るため必要があると認めるときは、教育長及び草加八潮消防組合の職員に出席を要請することができる。

(ふれあい福祉推進責任者)

第5条 福祉のまちづくりに関する施策の推進を図り、ふれあい福祉推進員その他職員の指導を行うため、ふれあい福祉推進責任者を置く。

(ふれあい福祉推進員)

第6条 次の事務を行うため、ふれあい福祉推進員を置く。

- (1) 課等における福祉施策の推進に関すること。
- (2) 課等における福祉推進責任者との連絡調整に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関し、意識の高揚を図ること。

(専門部会)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

(会議)

第8条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 推進本部の副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、健康福祉部の所管する議事のあるときは健康福祉部社会福祉

課において、子ども家庭部の所管する議事のあるときは子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年1月4日から施行する。
- 2 八潮市高齢化社会対策推進本部設置要綱（平成3年8月21日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成11年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日市長決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日市長決裁）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月 1日市長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日市長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部構成員名簿

区 分	職 名	氏 名
本 部 長	副市長	前田 秀明
副本部長	健康福祉部長	遠藤 雅之
	子ども家庭部長	小林 健一
本 部 員	企画財政部長	香山 庸子
	企画財政部理事	柳澤 徹
	総務部長	鈴木 圭介
	生活安全部長	荒浪 淳
	市民活力推進部長	田口 周一
	建設部長	金子 和広
	都市整備部長	小倉 達也
	都市整備部理事	春山 大樹
	会計管理者	熊倉 祐司
	水道部長	大山 敏
	議会事務局長	岡田 亨
	監査委員事務局長	中西 恵一
	教育総務部長	千葉 靖志
学校教育部長	猪原 誠一	

6 八潮市ふれあい福祉事業計画検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、八潮市ふれあい福祉事業計画検討専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、別表第1に掲げる事業計画（以下「事業計画」という。）について調査及び研究を行い、総合的な計画策定に関する事項を検討する。

(構成)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は健康福祉部副部長をもって充て、副部会長は別表第1に掲げる事業計画の所管課長とし、部会長、副部会長及び部会員は別表第2にそれぞれ掲げるとおりとする。

3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(関係者の協力)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の協力を要請することができる。

(任期)

第5条 専門部会の構成員の任期は、事業計画策定の日までとする。ただし、異動等による補欠の構成員の任期についても同様とする。

(報告)

第6条 専門部会の検討結果は、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部の本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、健康福祉部長寿介護課及び障がい福祉課において処理する。

附 則

この要領は、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部本部長の決裁のあった日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



別表第1

計 画 名 称	所 管 課
第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画	障がい福祉課

別表第2

区 分	職 名	氏 名
部会長	健康福祉部副部長	河合 景子
副部会長	障がい福祉課長	井上 淳子
部会員	政策担当主幹	四宮 鉄平
	企画経営課長	菊池 俊充
	財政課長	栗原 和彦
	社会福祉課長	倉林 昌也
	長寿介護課長	萩野 範之
	健康増進課長	高橋 いく枝
	子育て支援課長	平野 裕子
	保育課長	奥村 桂子
	危機管理防災課長	神原 淳一
	交通防犯課長	菊名 善憲
	市民協働推進課長	五十嵐 睦
	スポーツ振興課長	竹渕 智彦
	道路治水課長	栗原 智
	社会教育課長	小林 勝己
指導課長兼小中一貫教育推進室長	和田 進	

7 第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画策定経過

年 月 日	事項
令和5年4月27日 ～5月19日	「八潮市 福祉に関するアンケート調査」実施
5月8日	第1回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部開催 ・計画策定の概要について ・計画策定スケジュールについて ・検討専門部会設置要領(案)について
5月29日	第1回第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画検討専門部会開催 ・計画策定の概要について ・計画策定スケジュールについて
7月11日	第1回八潮市自立支援協議会開催 ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画の諮問について ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画策定について ・八潮市福祉に関するアンケート調査報告について ・国の基本指針について
7月20日	第2回第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画検討専門部会開催 ・八潮市福祉に関するアンケート調査報告について ・国の基本指針について
8月3日	第2回開催八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部開催 ・八潮市福祉に関するアンケート調査報告について ・国の基本指針について
9月26日	第2回八潮市自立支援協議会開催 ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画(素案)について
10月4日	第3回第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画検討専門部会開催 ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画(素案)について
10月31日	第3回八潮市自立支援協議会開催 ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画(素案)について ・第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画における令和4年度実績について
11月2日	第4回第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画検討専門部会開催 ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画(素案)について



年 月 日	事項
11月16日	第3回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部開催 ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画（素案）について
11月22日 ～12月21日	パブリックコメントの実施
令和6年1月16日	第4回八潮市自立支援協議会開催 ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画（案）に対するご意見と市の対応（案）について ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画（案）について ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画に対する答申（案）について
1月18日	第5回第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画検討専門部会開催 ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画（案）に対するご意見と市の対応（案）について ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画（案）について
2月15日	第4回八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部開催 ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画（案）に対するご意見と市の対応（案）について ・第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画（案）について

8 用語解説

あ行	
用語	解説
アスペルガー症候群	知的発達遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達遅れを伴わないもの。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障がいに分類されるもの。
アセスメント	介護や障がいのサービス提供や生活困窮者等への支援に当たり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しを立てるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。
意思疎通支援事業	意思疎通を図るために手話通訳者、要約筆記者等を派遣する事業。
医療的ケア児	病院以外の場所で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。
運営適正化委員会	行政・福祉サービスの利用に関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設け、利用者との話し合いで解決することが原則とされているが、この話し合いで解決できない場合や事業者に言えない苦情等は、埼玉県社会福祉協議会に置かれている「埼玉県運営適正化委員会」が相談を受けている。
SDGs	2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された。2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。
NPO	Non Profit Organizationの略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。
思いやり駐車場制度	障がいのある人や要介護高齢者、妊産婦の人など歩行が困難な方や配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度。
音声コード	文字情報を内包した二次元コードの一種で、コードを読み取ると記録されている情報を音声で聞くことができる。「バーコード」が縦の1方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っており、情報密度が高く日本語の記録も可能となっている。

か行	
用語	解説
学習障がい	Learning Disabilities（LD）全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がい。



か行	
用語	解説
完全参加と平等	「国際障害者年」の目標テーマ。障がいのある人が、それぞれの住んでいる社会において社会生活と社会の発展に関して「完全参加」し、社会の他の人々と同じ生活条件を獲得し、社会的・経済的発展によって生み出された生活条件の改善における平等な配分を享受する（「平等」）ことの実現を目指す、という内容。
共生社会	性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もがみな、安心して共に生きていくことができる社会のこと。
強度行動障がい	発達障がいを持った方の、生来的に持っている資質そのものではなく、不適切な対応や相互関係のなかで形成された状態によって、激しい不安や興奮、混乱が生じ、いくつかの行動上の問題が頻繁に日常生活に出現する状態。（自閉症や知的障がいなどが医学や教育からの概念であるのに対し、強度行動障がいは激しい行動障がいをもたらす本人の荒廃や家庭の崩壊などの状況に対して、人権を保障する福祉の立場から定義された概念。）
グループホーム	病気や障がい等で日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら、少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態。
ケアマネジメント	障がいのある人（子どもを含む）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。
高次脳機能障がい	脳血管疾患や交通事故等による脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語等の知的機能の障がい。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に認識できないこともある。
行動援護	自己判断能力が制限される人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
広汎性発達障がい	自閉症、レット障がい（女子に発症するまれな遺伝性疾患）、小児期崩壊性障がい（3歳以降になって退行現象が現れる障がい）、アスペルガー障がい、特定不能の広汎性障がい（非定型自閉症を含む）といった障がいの総称。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことをいう。例えば、筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化などをいい、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。令和6年4月1日より事業者も義務化される。
心のサポーター	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対してできる範囲で手助けをする人のこと。
こころのバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
コミュニケーション支援ボード	言葉によるコミュニケーションに困難な障がいのある人が地域で生活する上で、コミュニケーションのバリアをフリーにしていくことを目指して作成された。話し言葉に代わるツールとして絵を用いている。

さ行	
用語	解説
支援籍学習	障がいのある児童・生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校学級以外に置く埼玉県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための法律。
視覚障がい者誘導用ブロック	いわゆる“点字ブロック”のことで、視覚障がい者の誘導や段差の存在等の警告、注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック。移動方向を指示する「線状ブロック」と、段差の存在等の警告や喚起等を行うための「点状ブロック」がある。形状、寸法等はJISで規格化されている。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
指定一般相談支援事業所	入所施設や精神科病院等からの退所・退院に当たっての「地域移行支援」や「地域定着支援」を行う、都道府県等の指定を受けた事業所。
指定特定相談支援事業所	「サービス等利用計画」を作成し、サービス利用支援、及び継続サービス利用支援を行う、市等の指定を受けた事業所。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。
自閉症	「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「パターン化した興味や行動」の3つの特徴を持つ障がい。
社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
重症心身障がい児施設	重度の知的障がいと肢体不自由を持つ原則18歳までの子どもを対象とした施設のこと。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、「居宅介護」「行動援護」等複数のサービスを包括的に行う。
重度心身障がい者医療費助成制度	重度心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図るため、障がいのある人が医療機関などで診療を受けた場合、保険診療における医療費の自己負担額を助成する制度のこと。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者（65歳未満）を対象に、一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援又は、通所によるサービスを原則としつつ、「個別支援計画」の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせた支援を行うもの。原則、期間は2年間。



さ行	
用語	解説
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ぶ「A型」と結ばない「B型」がある。
就労選択支援	障がい者の就労に際し、利用する人の能力や希望、配慮事項を事前に把握し、個人のニーズに応じて就労先を選択できるようサポートする仕組みの事業。
障害者基本法	障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。同16年に改正が行われ、障がいのある人への差別、権利利益侵害の禁止等が明記された。また、23年7月にも改正が行われ、8月に公布・一部を除き即日施行された。
障害者虐待防止法	平成24年10月1日から、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者等に障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課す等している。
障害者雇用促進法	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の略称。障がい者の職業リハビリテーションや雇用・在宅就業の促進について定めた法律。民間企業・国・地方公共団体に一定割合の障がい者を雇用すること等を義務付けている。
障害者差別解消法	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。
障害者週間	政府が昭和56年の国際障害者年に12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5年に障害者基本法に明記されて、障がい者問題についての国民の理解と認識を深めるための各種の啓発・広報活動が行われてきたが、平成16年度の障害者基本法の一部改正により、「障害者の日」に代わって12月3日から9日までが「障害者週間」となった。
障害者自立支援法／障害者総合支援法	障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律で、平成17年11月に制定され、同18年4月、10月に施行されたが、24年6月に改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称も変更された。
「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、持って全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。

さ行	
用語	解説
障がい者福祉施設	現在、市の施設として、『障がい者福祉施設やまびこ』、『障がい者福祉施設わかくさ』及び『障がい者福祉施設虹の家』の3施設がある。自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行う施設。
小児慢性特定疾患児	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患にかかって治療している児童。
消防緊急通報事業	八潮市消防署内に緊急時対応のファクシミリ機を設置し、火事及び救急等の通報を受け、緊急時の対応をする事業。
ショートステイ	短期入所。障がい者(児)の介護を行っている人の病気、その他の理由(私的な理由を含む)により、障がい者(児)が居宅において介護を受けることができない場合に、障がい者(児)が一時的に障がい者施設等に短期間入所すること。
初期救急	入院を必要としない軽症の救急患者に対応するもの。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの。「機能訓練」と「生活訓練」がある。
自立支援医療(精神通院)	精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減する制度。
自立支援協議会	市町村(又は圏域)が、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉についてのシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として設置するもので、構成員は相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障がい当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等が想定される。主な機能として、「福祉サービス利用に関する相談支援事業の中立・公平性の確保(事業評価)」「困難事例や障がい者虐待等への対応のあり方に関する協議、調整」「地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等」が位置づけられている。
心身障がい児訓練施設	心身の発達に障がい又は遅れのある児童が保護者と共に通い、日常生活に必要な基本的動作の指導及び訓練を行う施設。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい②聴覚又は平衡機能の障がい③音声機能・言語機能又は咀嚼機能の障がい④肢体不自由⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障がい)で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。



さ行	
用語	解説
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の生命、身体、自由、財産等の権利を保護するための制度。自らの意志で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。財産管理や福祉サービスの利用等を行う。

た行	
用語	解説
第三者評価	社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。
第二次救急医療	入院治療を必要とする重症救急患者に対応するもの。都道府県が定めた医療圏域ごとに整備される。
ダイバーシティ社会	年齢や性別、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などといった様々な属性に配慮しながら、違いを受け入れ、わかり合って、互いに活かし合うことができる「多様性」のある社会を指す。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る施設。「基礎的事業」・「機能強化事業」がある。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化等を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。なお、医療的ケアが必要な障がい者への対応が十分に図られるよう、多職種の連携の強化、緊急時の対応等について、各機能を有機的に組み合わせる必要性が求められている。
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地域包括支援センター	高齢者のための総合的な相談・支援や介護予防のマネジメント、ケアマネジャーのネットワークや支援困難事例等への指導・助言等、地域における高齢者への総合的な支援を行う機関で、介護保険法に基づき、平成18年4月から設置されている。
注意欠陥多動性障がい（ADHD）	Attention Deficit/Hyperactivity Disorderの略で、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたすものをいう。
通級指導	小・中学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に、その障がいに応じて、週数時間程度の特別な指導を行う形態。
点訳	印刷された文字や手書きの文字を点字に改めること。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な場合に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援等を行う。

た行	
用語	解説
特別支援学級	学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 1 日施行）によって、従来の「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に変更することとなり、従前と同様に、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においてはこれを設けることができるとされた。特別支援学校の対象でない比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して適切な教育を行う場。
特別支援学校	平成 19 年 4 月以降、従前の盲学校・ろう学校と併せて呼称変更された従来の「養護学校」で、障がいのある児童生徒に対して障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校。
特別支援教育	従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。
特別支援教育コーディネーター	小中学校等において、特別な教育的ニーズのある子どもたちへの支援を効果的に行っていくための推進役を果たす人のこと。校内で知恵を出し合い、力を合わせていくための役割分担を考えたり、保護者や関係機関との連携・協力の窓口になったりし、支援に関わる人と人を結び、それぞれが様々な分野で力を発揮できるようにするのが主な役目。

な行	
用語	解説
難病	国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護等に人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助等）や日常的な金銭管理等のサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。
日常生活用具	重度の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の点字タイプライター・電磁調理器・点字図書や聴覚障がい者用ファックス・文字放送ラジオ、肢体不自由者及び難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープ等がある。
ニッポン一億総活躍プラン	新たな三本の矢（「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」）の実現を目的とする一億総活躍社会に向けたものであり、「成長と分配の好循環」を創りながら、誰もが生きがいを持って、その能力を存分に発揮できる社会の実現を目指すこととしている。
NET119（NET119緊急通報システム）	会話に不自由な聴覚・言語障がい者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行うことができるシステムのこと。



な行	
用語	解説
ノーマライゼーション	障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、障がいのある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会である、という理念のこと。

は行	
用語	解説
配食サービス	食事の調達が困難な身体障がい者に、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うサービス。
発達障がい／発達障害者支援法	「発達障害者支援法」は、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことや、学校教育において発達障がい児・者の支援、発達障がい者の就労の支援を行うことにより、発達障がい児・者の自立及び社会参加を図るための法律（平成 17 年施行）。「発達障がい」の定義は、同法第 2 条において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。
パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続。規則などの影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、より良い行政を目指すもの。
バリアフリー	「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。
ピアカウンセリング	障がいのある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障がい者等の相談に応じ、共に問題解決を図ること。「ピアカウンセラー」は、その「ピアカウンセリング」を行い相談に応じる人のこと。
ピアサポート	障がいのある人が地域での生活になじむことができるよう、同じような立場の人による様々なアドバイスを行い、必要な支援を行うこと。
ヒアリンググループ（磁気グループ）	劇場や講堂、体育館などの床や運動場にアンテナ線をあらかじめ敷設若しくは床上に事前に敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器や人工内耳に、目的の音声だけをクリアに届けることができる設備。周りの騒音、雑音に邪魔されず、目的の音・音声だけを正確に聞き取ることができる。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語の理解が不自由な外国人等、災害時に自力で避難することが困難で、かつ災害について十分な情報を得られない人のこと。

は行	
用語	解説
福祉サービス第三者評価	事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。
福祉的就労	一般就労が難しい障がいのある人が、障がい福祉サービスの中で就労の機会を選択しながら働くこと。
福祉避難所	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所のこと。
福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等のための十分な輸送サービスを確保できないと認められる場合に、特定非営利法人等が、実費の範囲内であり営利とはみなされない範囲の対価によって定員 11 人未満の自家用自動車を使用してその法人等の会員に行う、原則としてドア・ツー・ドアの輸送サービス。
ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。
ペアレントプログラム	子どもの問題行動への対応方法を学ぶものではなく、その前提となる、子どもや母親の行動の見方を理解するためのもの。保護者の直接的なニーズである子どもへの対応方法が分かるようになるための基盤となるプログラム。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもの子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親等に対して相談や助言を行う人のこと。
ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されており、障がいのある人等が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークのこと。
法定雇用	民間企業、国、地方公共団体が、「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定数以上の障がい者を雇用しなければならないとされていること。
補装具	身体障がい者（児）の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の白杖・義眼、聴覚障がい者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足等がある。なお、従来補装具であったストマ用装具・紙おむつは、平成 18 年 10 月から制度変更によって「日常生活用具」に位置づけられている。
ホームヘルプ	障がい者や高齢者等で日常生活を営むのに支障のある人のいる家庭に対し、ホームヘルパーが訪問し、家事援助や身体介助等の支援を行うサービス。訪問介護サービス。



や行	
用語	解説
ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを越えて全ての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。「バリアフリー」がもともとあったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、ハンディの有無に関わらず全ての人にとって安全で快適、使いやすいことを目指す考え方のことをいう。
要約筆記	中途失聴者、難聴者の参加する集会や会議等で、話の内容を筆記し、スクリーンに投写するコミュニケーション手段。通常、OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使うが、対象となる難聴者等が少ない場合は、紙の上に筆記する「ノートテーク」も行う。

ら行	
用語	解説
ライフステージ	幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活上の各段階のこと。
リハビリテーション	障がい者等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的等の諸領域に分けられる。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージの全ての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加を目指すものとして、障がい者福祉の基本的理念となっている。
療育手帳	児童相談所又は知的障がい者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、埼玉県では4段階に区分している。
レスパイト（サービス）	障がいのある人の家族に対して、一時的に一定期間、介護・支援から解放し、休息とリフレッシュを提供することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助。

第 8 次八潮市障がい者行動計画

第 7 期八潮市障がい福祉計画

<発行年月>令和 6 年 3 月

<編集・発行>八潮市 健康福祉部 障がい福祉課

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目 2 番地 1

電話番号 : 048-996-2111 (代表)

F A X : 048-997-5300

ホームページ : <http://www.city.yashio.lg.jp/>



ハッピーこまちゃん®